

第百五十九回国会

参議院法務委員会會議録第九号

平成十六年四月八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月七日

辞任

小林 温君

補欠選任

中川 義雄君

四月八日

辞任

樋口 俊一君

補欠選任

榛葉賀津也君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山本 保君

委員

松村 龍二君

吉田 博美君

千葉 景子君

木庭健太郎君

青木 幹雄君

岩井 國臣君

鴻池 祥肇君

陣内 孝雄君

中川 義雄君

野間 昶君

今泉 昭君

江田 五月君

榛葉賀津也君

角田 義一君

堀 利和君

井上 哲士君

江田 五月君

小川 敏夫君

委員以外の議員

発議者

議者

國務大臣

法務大臣 野沢 太三君

副大臣

法務副大臣 実川 幸夫君

大臣政務官

法務大臣政務官 中野 清君

事務局側

常任委員会専門員 加藤 一字君

政府参考人

内閣官房内閣審議官 堀内 文隆君

内閣官房内閣参事官 鈴木 基久君

法務省入国管理局長 増田 暢也君

公安調査庁長官 大泉 隆史君

外務大臣官房参事官 角 茂樹君

外務省総合外交政策局長 面田 恒夫君

外務省欧州局長 小松 一郎君

外務省中東アフリカ局長 堂道 秀明君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○難民等の保護に関する法律案(江田五月君外三名発議)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨七日、小林温君が委員を辞任され、その補欠

として中川義雄君が選任されました。

○委員長(山本保君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官堀内文隆君、内閣官房内閣参事官鈴木基久君、法務省入国管理局長増田暢也君、公安調査庁長官大泉隆史君、外務大臣官房参事官角茂樹君、外務省総合外交政策局長面田恒夫君、外務省欧州局長小松一郎君及び外務省中東アフリカ局長堂道秀明君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。野沢法務大臣。

○國務大臣(野沢太三君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、外国人犯罪の深刻化に伴い、その温床とされる不法滞在者を大幅に減少させることが求められており、また、我が国に適法に在留している外国人の中にも不法就労活動を行ったり犯罪を犯す等、公正な出入国管理を阻害する者も少なくなく、これらの者に適正かつ厳格に対処する必要性が生じてまいりました。

さらに、近時における国際情勢の変化等に伴い、我が国の難民認定制度を取り巻く状況が大きく変化したことにかんがみ、より公正な手続で難民の適切な庇護を図る観点から、難民認定制度の見直しを行うことが求められているほか、障害者の社会活動への参加を不当に阻むことのないよう、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行う必要もあるところです。

この法律案は、以上に述べた状況にかんがみ、所要の法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法の一部を改正するものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、罰則の強化を始めとする不法滞在者等対策であります。

不法滞在に係る罰金を大幅に引き上げ、悪質な不法滞在者に係る上陸拒否期間を延長する一方で、自ら当局に出現した者については簡易迅速に出国させるための出国命令制度の新設等を行うことにより不法滞在者の自主的な出現を促す措置を講じるほか、偽りその他不正の手段により上陸許可を受けるなど本来我が国に入国、在留することのできない外国人に対し、意見聴取を行う等の手続を取った上で、その在留資格を在留期間の途中で取り消すことができる制度を新設するものであります。

第二は、仮滞在許可制度の創設等を含む難民認定制度の見直しについてであります。

難民認定申請中の者及び難民と認定された者の法的地位の安定化を早期に図るため、不法滞在者である難民認定申請中の者について仮滞在許可制度を創設することとし、同許可を受けた者については、退去強制手続を停止し、難民認定手続を退去強制手続に先行して行い、難民認定を迅速に行うとともに、難民として認定された者のうち一定の要件を満たす者には一律に在留を認めることと

するものであります。なお、仮滞在許可制度の濫用防止を図るために、許可をする際には住居及び行動範囲の制限等の条件を付し、その条件に違反した場合は許可を取り消す規定及び許可期間中に逃亡する行為等に対する罰則を整備してあります。また、難民認定手続の中立性、公正性をより高める観点から、難民不認定処分等について異議の申立てがなされた場合に、その申立てに対する処分の決定に当たっては有識者等から成る難民審査参与員の意見を聴くことを義務付ける制度も設けることとします。

第三は、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しについてであります。

現行の出入国管理及び難民認定法においては、精神上の障害のある外国人について一律に上陸拒否の対象としているところ、これを改めまして、精神上の障害により判断能力を欠く常況等にある外国人が本邦における活動を補助する者を随伴しない場合に限り上陸を拒否することとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山本保吉) 次に、難民等の保護に関する法律案について、発議者江田五月君から趣旨説明を聴取いたします。江田五月君。

○江田五月君 ただいま議題となりました難民等の保護に関する法律案につき、民主党・新緑風会の発議者を代表して、提案の趣旨と内容を説明します。

一九八一年、我が国は難民条約を批准しました。変動する国際情勢のあらしの中で、過酷な運命に遭遇した人に、国境を越えて人の情けを及ぼそうというのは、国際社会を構成するすべての国が自覚すべき共通の倫理であり、文化的態度なのです。しかし、我が国の実態はどうでしょう。庇護を求める外国人に対し、余りにも冷酷であり、生活支援は余りにも貧弱で人間味に欠けています。平成十五年の難民申請者数は三百三十六人、

難民として認定された人はわずか十人にすぎません。

不認定の人や申請中の人の多くは入国管理センターの施設に収容されています。そこでは、希望を失った人が自殺を図ったり暴力的行動に出たりすることも多く、それを抑えようとして職員が暴行を加えることもまれではないのが現実です。収容される方も職員の方も、ともに疲れ切っており、意味のない対立が生まれてしまっているのです。

これらの事実は、現行の出入国管理及び難民認定法が明らかに欠陥法であることを示しています。物の豊かな日本にはおおよそふさわしくない、この人の情けの貧困は、挙げて政治と行政の責任です。

政府改正案も、一歩前進と評価できる点もあることは率直に認めます。しかし、制度の根幹は従来と変わっていません。そこで、国際的動向を踏まえた難民認定、生活支援のための新しい法制度が必要と考え、本法案を提出しました。

以下、本法案の主な内容について説明いたします。

第一は、難民認定委員会の設置についてです。本法案は、内閣府の外局に専門家により構成される難民認定委員会を設置し、現在、法務省入国管理局が行っている難民認定業務をここに移管することとしました。

元々、入国管理局が出入国管理と難民認定の両方を行う現行制度は、根本的な矛盾をはらんでいるのです。主権国家の厳正な規律が前面に出てくる手続と、庇護を求める流浪の民に国の温かい救済の手を差し伸べる手続とを同じ組織が行う制度ですから、対象者に混乱を与えるなど、運用が困難なのは当然です。しかも、難民調査官が国際情勢や難民が発生している地域の情報などを十分に入手していないケースも指摘されています。

そこで、この制度の矛盾を解消するため、また、難民の認定には調査に必要な専門知識や透明性、客観性、迅速性、公平性が求められることか

ら、難民認定業務を法務省の入国管理業務から分離しました。政府改正案は、難民不認定に対する異議申立て段階における難民審査参与員制度を設けただけで、これでは従来の問題点は解消できません。

第二は、難民認定申請者の法的地位についてです。

本法案は、申請者に特別の在留許可を与えます。現行法が申請者に法的地位を与えていないため、その多くが強制的に入管施設に収容されている実態を改善するためであります。ただし、制度の濫用を防止するため、退去強制手続や刑事手続の対象になつていない者や難民認定再申請者の一部の者に対しては例外を設けます。政府改正案は、せっかく仮滞在制度を設けたのに、期間要件や直接入国要件があり、これでは難民受入れに消極的な行政を変えないというメッセージだと受け取られかねません。

第三は、難民認定手続の透明化についてです。

本法案では、難民認定委員会が難民認定基準を策定し公表するとともに、難民認定までの審査期間を原則六か月と設定しています。調査の際に弁護士等が関与することを可能にしました。また、不認定の場合、その理由を本人に通知することとされています。政府改正案では、不透明さの改善は期待できません。

第四は、異議申立ての期間についてです。

本法案は、行政不服審査法による異議申立てができることとした結果、申立て期間は六十日以内となります。政府改正案も、同法の適用を認めることとしたのに、なぜか申立て期間を七日間以内に限っています。

第五は、在留難民等に対する生活上の支援についてです。

国内での難民受入れのための政策は、難民申請に至る人口から、難民と認定された者が定住して安定した生活を始めるという出口までをカバーするものでなければなりません。また、条約難民のほか、人道的見地から政策判断で受け入れたいわ

ゆる条約外難民も生活支援が必要です。そこで、本法案では、これらの難民等に対して生活上の支援を行うため、生活相談、日本語の習得、保健及び医療の確保、居住の安定、職業訓練及びあつせん、就学などについて生活支援推進計画を策定し、NGOなどとの協力の下にその支援を行うものとしています。

以上のとおり、我が国の難民認定と難民等生活支援につき、現行法制の微修正でなく、国際人権に対する深い理解に裏打ちされた新しい法体制を整備しようというのが私たちの提案です。国際情勢が過酷さを増している今こそ、国際社会が抱える困難な課題を我が国が積極的に担っていくというメッセージを全世界に向けて発することが何にも増して大切です。

何とぞ、御審議の上、同僚委員の速やかな御賛同を賜りますようお願いいたします。

○委員長(山本保吉) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩井国臣君 テロの脅威と我が国の入国管理との関係から、まずテロについて触れさせていただきますかと思ひます。

スペイン総選挙における国民党の敗北は、我が国にとりまして人ごとではございません。スペインは、御承知のように終始一貫アメリカを支持いたしましてイラクへ軍隊を派遣したわけですが、これに鉄槌を下すために、三月十一日、ついに列車爆発テロが発生したのではないかと。

この点、政府はどう見ておられるのか、まず政府の認識を伺いたいと思います。

○政府参考人(小松一郎君) お答え申し上げます。

事実関係でございますが、三月十一日、スペインのマドリッドのアトーチャ駅を始めとした十三つの駅で十回の爆発が発生いたしました。約百九十名の死者と千七百名以上の負傷者が出たわ

けてございます。

またこの関連で、捜査がスペイン当局により進められておるわけですが、その一環、その一環として四月三日に、マドリッドの郊外で事件実行犯関係者と見られるイスラム系テロ組織メンバー三名に対する捜査活動の展開中に、国際手配中のモロッコ人三名、チュニジア人一名を含む五名の自爆と見られる爆発事件が発生したわけでございます。

この一連のテロ事件につきましてスペイン当局による捜査が進められておりまして、スペイン当局の発表、それから報道を総合いたしますと、四月六日の時点で、モロッコ人など累計で二十六名が逮捕されて、九名が国際手配された。その国際手配された九名のうち、先ほど申しました捜査中の自爆と見られるこの爆発事件、これで四名が死亡をしているというのが現状であろうというふうに理解をしております。

スペイン政府でございますが、本件、一連のこの事件につきまして、モロッコの過激派グループ、それからアルカイダの関与などを含めまして、あらゆる可能性を念頭に慎重に捜査をするということを言っております。その動機、背景等につきまして、スペイン当局も非常に慎重な態度でございます。我が国、政府といたしましては、引き続きこのスペイン政府の捜査を注意深く見守っていききたいというふうに考えております。

なお、三月十四日の下院選挙により第一党となりました社会労働党のサパテロ書記長でございますが、新政権にとってテロ対策が最優先課題であるという旨、繰り返し表明しているところでございます。

○岩井國臣君　スペインで与党が敗北した一因といたしましては、対米追随政策への世論の反発というものが指摘されております。

勝利した社会労働党が公約に掲げておる軍隊の撤去に乗り出せば、日本のイラク支援活動につきましても大きな影響が出てくるのではないかと、こんなふうにいると言われているわけですが、

も、そういった世論の動きにつきまして政府はどのように見ておられますでしょうか。

○政府参考人(菅直人)　お答え申し上げます。

三月十四日の下院選挙によりまして第一党となった社会労働党のサパテロ書記長が、六月三十日まで現任に留まるのであれば、友好国及びすべての政治勢力に連絡を取った上で、イラクにいるスペイン派遣部隊は帰国するであろうと述べたことについては承知しております。

この件に関しましては今後のスペイン政府の決定の内容について予断することは差し控えたいと思いますが、イラク復興支援の在り方につきましては各国が主體的に判断すべきものであると考えております。

国連がイラクにおきまして一層積極的な役割を果たしつつある現在、イラクにおきましては、二十年以上に及ぶフセイン政権の圧制及び経済制裁などによりまして各種の経済社会インフラが疲弊、老朽化しておりまして、国際社会によるイラクの復興は端緒に就いたばかりというところでございます。現在、ムクタダ・サドル師を支持する勢力などと駐留連合軍とのイラク各地での衝突が起きているなど、治安状況は依然として予断を許さないという状況が続いておりますけれども、先月、基本法ができてから、統治権限のイラク人への移譲を控えた今こそ、その円滑な進展を図るためにも、国際社会がイラクをこれまで以上に支援することが重要であるというふうに考えております。

なお、我が国といたしましては、国際社会の責任ある一員として資金協力と人的協力、この車の両輪として我が国にふさわしい支援を行っていくべきという観点から自衛隊の派遣を決定したものでありまして、このような認識については変わりはありません。また、このような我が国による支援は、イラク国民より歓迎されていると承知しております。なお、政府といたしましては、今後とも自衛隊員の安全確保に万全を期する所存でございます。

○岩井國臣君　ここが肝心のところでございまして、恐らく意見は真つ二つに分かれるのではないかと、そのように思いますけれども、私、私見によりまして、やはり私の意見としては、日本は日米同盟を基軸にして外交をやっぱり展開していくべきであるし、したがって自衛隊はイラクから撤退させてはならない、そういう考え方に立つております。

そういうことで、私はこの際、政府に対し、厳しい入国管理を求めたいと思うわけでございます。備えあれば憂いなし、政府は磐石の備えをして、絶対に我が国でテロを起こさせてはならない、そのように思います。

マドリッドの列車爆破テロにかんがみまして、政府はどのようなテロ対策を講じようとしておられるのか、御説明願いたいと思います。

○政府参考人(堀内文隆)　お答えをいたします。

テロ対策において最も重要なことは、これを未然に防止するとの観点から、国内におけるテロ対策につきましては、これまで官邸の主導の下、関係省庁において日々密接に連携し、情報収集・分析の強化を図るとともに、出入国管理、ハイジャック対策、重要施設の警戒警備等の各種テロ対策を強化、徹底してきたところでございます。

また、我が国の鉄道におけるテロ対策として、これまでも情勢を踏まえまして、国土交通省や警察から鉄道事業者に対し必要な指導、助言等を行うとともに、警察官が駅構内等のパトロールなどを実施するなどして警戒を徹底してきたところでございますが、今回のスペインにおける列車爆破テロ事件を踏まえまして、全国の鉄道事業者に対して自主警備の更なる徹底等について指示するとともに、警察において鉄道事業者と連携して、新幹線を始めとする鉄道駅、列車内、トンネル、橋梁等の沿線重要施設の警戒の強化を図るなど、引き続き官邸主導の下、テロ対策の一層の徹底を行っていくところでございます。

今後とも、テロ関連情報の収集、分析に努め、

情勢に応じて的確な対策を講じて、政府一体となつて国民の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○岩井國臣君　国際テロの脅威は日本にも確実に迫っていると思います。テロ組織アルカイダの指導者の一人とされるアムハムド・アルアラビと名の人物が、昨年十一月、自衛隊をイラクに派遣すれば東京の中心部を攻撃すると二度にわたり警告いたしました。

幸い、テロは起こらなかったわけですが、それでも、既にイスラム過激派などが東京に潜入しているのではないかととさやかかれております。顔だちなどが日本に溶け込みやすい東南アジア出身のテロ要員が観光客などを装って入国を謀るおそれがあるともさやかれております。アルカイダとの関係があり東南アジアのほぼ全域にネットワークを張る過激な東南アジアのテロ組織、ジェマ・イスラミヤ、JIIと、こう言われていますが、がテロ計画に関与する公算が大変大きいと言われております。

公安調査庁は現在までにJII構成員の日本潜入に関する具体的情報をつかんでおるのでしょうか。

○政府参考人(大泉隆史)　お答え申し上げます。

御指摘のジェマ・イスラミヤにつきましては、二〇〇二年十月のバリ島爆弾事件を始め、多くの爆弾テロ事件を敢行したとされております。テロ組織でございますが、アルカイダとの密接な関係を有すると言われております。したがって、まして、公安調査庁におきましては、ジェマ・イスラミヤを含むテロ組織の我が国への浸透の有無など、その動向については重大な関心を持って鋭意情報の収集に努めているところでございます。しかしながら、同組織につきまして当庁が具体的にどのような情報を把握しているかを明らかにいたしますことは、今後の当庁の業務遂行に支障を来すおそれがあると考えられますので、答弁は差し控えていただきます。

○岩井國臣君 まあそうですわね、よく分かりますわね。

ジェマ・イスラミア以外にも、フィリピン南部ではアルカイダとつながりのあるアブ・サヤフや、南部ミンダナオ島の分離、独立を目指すモロ・イスラム解放戦線、MILFなんと言われているんですけども、が活躍しておるようでありま

す。インドネシア北部では、アチェ人による自由アチェ運動、GAMでしょうか、が分離、独立のための闘争を続けている、そういうふうにもいろいろ言われているんですね。

○政府参考人(西田恒夫君) お答えをいたします。

国際テロの撲滅のためにあらゆる手段を通じて対策を講じるということの必要性、委員御指摘のとおりであると思います。我が国としましては、テロは御案内のように極めて地球規模にわたっているような問題でございますので、テロ対策特措法に基づく支援のほか、二国間、さらには国連、G8など多国間の枠組みを利用しておりまして、テロ関連情報の収集、テロ資金対策、テロを防止するための国際的な枠組みの強化などに鋭意取り組んでおるところでございます。特に、国境を越えるテロということを防止するためには、テロリストに安住の地を与えてはいけな

いということが基本的な原則でございます。このような観点から、途上国を含むすべての国がテロに対する対処能力を更に強化することが極めて重要というふうに認識をしております。

委員御指摘の東南アジアでございますが、先ほどの答弁者よりも御答弁いたしておりますが、アルカイダの関連テロ組織と言われております。ジェマ・イスラミア等過激派のテロリストグループの存在が確認をしておるところでございます。そのような意味におきまして、東南アジアにおけるテロの脅威は引き続き深刻であるという認識の下、我が国としても東南アジアにおけるテロ対策強化に努めておるところでございます。

具体的に申し上げますと、我が国は毎年アジア地域の国々を招いて地域テロ協議を行っております。また、テロ対策担当大使を韓国、タイ、インドネシア、マレーシア等を訪問させまして、それぞれの担当部局との間において緊密な協力を進めておるところでございます。また、APEC、ARF、ASEANプラス3との多国間の場におきましても、テロ対策に関する協力は極めて活発な議論が行われておるところでございます。最近の例を一つ申し上げますと、二月に開催をされました、我が国からは逢沢外務副大臣の出席を得ました。バリ島におけるテロ対策閣僚会議におきましても、アジア太平洋地域における法執行機関の協力、法的枠組みの協力の強化をすることの重要性に合意をいたしております。

○岩井國臣君 テロ組織の活動が一つの国の中にとどまらないわけでございます。複数国あるいは複数大陸に及ぶグローバルテロリズムとの戦いにおいて、国際的な情報共有という問題、非常に重要な問題かと思っております。

国連安保理決議千三百七十三、これ二〇〇一年に決議されたんでしょうか、そこでは加盟国に対して全十八項目に及ぶテロ対策を取るよう要請しております。日本はどのような回答をされたんでしょうか。

○政府参考人(西田恒夫君) お答えをいたします。

今御指摘の安保理決議一三七三でございますが、これは平成十三年の九月二十八日、安全保障理事会において、コンセンサスにおいて採択をされております。これはテロと戦うための金融面を含む包括的な措置を実施することを意図したものでございまして、必要な措置をすべての国連加盟国に取ることを求めると同時に、九十日以内に本決議履行のために実施した措置を報告すべきというふうにされておるところでございます。

内容的には、特に、安保理は各国に対しまして、テロ資金源対策として、テロ行為のための資金供与を犯罪化すること、テロリストの資産を凍結すること、テロリストに対する金融資産などの提供を禁止すること、テロ資金供与防止条約などのテロ関連条約の締結等を具体的に求めておるところでございます。また、そのために取った措置を各国が報告するために、テロ対策委員会、俗にCTICと言っておりますが、これに報告することとを求めているところでございます。

我が国はこのCTICに対して既に四回にわたりました報告書を提出いたしております。内容として申し上げますのは、外為法に基づきますテロリストの資産凍結措置の実施、国連その他の国際機関で作成されました全十二本のテロ防止関連諸条約の締結状況、東南アジア諸国に対する、先ほど申し上げましたが、テロ対処能力の向上のための技術支援をいかに実施しているかというようなこと

を含めまして、安保理決議一三七三が要請をしております項目すべてについて詳細な報告を行ってまいっているところでございます。

我が国は、CTICに対するこのような報告書の提出を通じて情報提供を行っているほか、先ほども申し上げましたが、テロ対策に関しましては二国間、多国間の協議、協力を通じておりますので、委員御指摘の国際的な情報共有という正にテロ防止のために最も重要な活動についても積極的に取り組んできているというふうに考えております。

○岩井國臣君 米国では、テロ対策の一環として、二〇〇二年六月六日、出入国管理に関しても新しい制度が導入されたという聞いております。国家安全保障・出入国登録制度という制度であります。

この制度は、国家安全保障上懸念の対象となり得る外国人の出入国及び在留管理を厳格にするものでございまして、三十日以上滞在する十四歳以上の外国人に對しましては、滞在開始から三十日以内に各事項を登録し、指紋採取に應じなければならないようになっておるようであります。これまで、イラン、イラク、リビア、シリア国籍の者に限定的に適用されてきたわけでございますけれども、二〇〇二年六月からはアラブ諸国からの外国人に、空港それから港湾での指紋採取、写真撮影を行って犯罪者とテロリストのデータベースと照合する、そういう誠に厳しい、厳格な措置を講じておられるようでございます。さらに、長期滞在者は滞在開始から三十日以内に移民帰化局に登録し、住所どとか在学・就労証明、そういうものを登録するわけでありますけれども、以後一年置きに行い、不法滞在者を把握いたしましたとして強制出国措置を強化する、そのようになっておるようであります。外国人への監視は留学生にも及んでい

把握しておられたらお答え願いたいと思いますけれども。これ通告しなかったから。分かりますか。

○政府参考人(増田暢也君) お尋ねの留学生管理をどのように行っているのかについては、直接には把握しておりません。

○岩井國臣君 相当厳しいことをやっておるようですね。

それから、その上に、CIA、FBI、これも厳しい監視を行っているようですけれども、そういう状況は把握しておられますでしょうか。これも通告なかったんですけれども、どうでしょう。

○政府参考人(増田暢也君) 全般的に、九・一一以後、国土安全保障省に組織を統一して、厳格に在留している外国人に対する管理を徹底しているということについては承知しておりますが、個別にどの者に対してどのような監視方法を行っているかについては、今手元には資料を持っておりません。

○岩井國臣君 FBIにつきましては、米国内の数百人のムスリムに對しまして二十四時間監視体制を取っておられるようです。電話、インターネット、クレジットカードとか、すべてのものを何かチェックするような、そういう本場にちよつと考えられないような厳しい措置を講じておられるようであります。

そこで質問ですけれども、アメリカでは厳し過ぎるとの批判もないではないわけですが、アメリカ国内で、しかし、しっかりと身元引受人がいる場合を除きまして、原則的にはやはり外国人に對して日本もアメリカに準ずるような厳格な入国審査、在留審査を行わないと、テロに對する国民の安全を守るといことは難しいのではないのでしょうか。政府の御見解をお聞かせいたします。

○政府参考人(増田暢也君) 委員御指摘のとおり、厳格な入国審査あるいは在留審査はテロ対策の重要な柱の一つであると認識しております。

入国管理局におきましては、テロリストその他不法、不正に我が国に入国しようとする外国人

を水際で確実に排除するため、警察庁を始めとする関係機関との連携を強化いたしまして厳格な上陸審査を実施しているところでございます。また、これら外国人は、我が国に入ってくるときに偽造の旅券を所持して入国しようとするものが通常でございますので、入管では、平成十三年度に成田空港を始めとする全国の空港あるいは海港に最新鋭の偽造文書鑑識機器を配備しました。さらに、昨年度は全国の空港、海港の上陸審査ブースにアース型の鑑識機器を導入したところでございまして、その結果、平成十五年、上陸審査の際に偽造の旅券を発見したのは、発見件数が年間三千六百六十件で、これは前の年の平成十四年よりも千件以上増加という状況でございました。

入国管理局といたしましては、ただいまの委員からの御指摘のありましたアメリカでの取組なども参考にさせていただいて、我が国におけるテロを未然にそして確実に防ぐための方策について今後も検討を重ねまして、適正、的確な出入国管理の徹底に万全を期していきたいと考えているところでございます。

○岩井國臣君 相当厳しいことをやっておられるみたいで、アメリカは完全に監視社会と化しているようです。厳し過ぎる。

全米で二十以上の都市でムスリム系の市民の権利を侵すというふうなこと、そういう懸念から、そういう厳しい監視に對して反対決議とか、反対する決議が出されておるようでありますけれども、そういう状況は把握しておられますか。これも通告なかったんですけれども、どうでしょう。把握しておられますか。

○政府参考人(増田暢也君) ムスリムに對する個別にどのような監視を今実施しているのかなどについては、手元に資料がございませんのでお答えできません。

○岩井國臣君 ちよつと私どもの感覚からすると、びつくりするぐらい厳しそうですね。しかし、テロから国民の生命を守るというためには、私はそういう行き過ぎとも思われるような厳しい

監視もやむを得ないんじゃないかという気が実はしておるんです。アメリカの例も詳しくいろいろと調べておいていただきたいというふうに思っています。

それでは次に、アムネスティ政策というのではないんですけれども、前向きの移民政策を展開してもらいたいという観点で幾つかの質問をさせていただきます。日本の問題であります。

犯罪対策閣僚会議というものがありません。その犯罪対策閣僚会議の行動計画におきまして、不法滞在者を今後五年間で半減するというふうになされております。本年はその目標に向かう最初の年でございまして。法務大臣はさきに、所信表明のときかと思っております。不法滞在者対策のより一層の推進に努めていく、そういう所信を述べられました。不法入国者や難民の問題も深刻ですけれども、私は不法滞在者の問題に焦点を当てて幾つかの質問をさせていただきますかと思っております。

難民の問題につきましては、私、これ時間の関係もあるんですけれども、なかなかこれは難しい問題で、自民党の何といいますが、詳しい人に何人か聞いたんですけれども、今回の政府の法律案、それが一番いいんだと、こういうことでございまして、この際、政府案に對して賛成の気持ちだけ、意見だけ述べさせていただきます。私としては不法滞在者の問題にちよつと重点を置いて質問させていただきますかと思っております。

まず最初であります。法務省にお聞きいたします。今までの入国管理行政の流れの中で今回の法改正はどのような意義を持つのか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(増田暢也君) 出入国管理行政に求められる役割といえますのは、一方では円滑な外国人の受入れということがございまして、他方では好ましくない外国人の排除ということがございまして。この両方の施策を通じて我が国社会の健全な発展と国際協調の進展に貢献するというのが入管行政に課せられた責務であると考えております。

すが、近年は、御指摘にあるとおり、来日外国人による凶悪犯罪等が深刻化いたしております。それに加えて国際的なテロ事件が多発するなどの状況がございまして。そういった中で、我が国の安全と秩序を確保する観点から、この治安悪化の原因の一つとされる不法滞在者に対する対策が強く求められてまいりました。

そこで、入国管理局といたしましては、これまでも摘発専従班を置く出張所を地方に開設したりいたしまして摘発体制を整備しましたし、あるいは関係機関とも連携しながら入管法違反事件の積極的な摘発も行つてまいりました。また、先ほども触れましたが、最新鋭の偽造文書鑑識機器を導入して厳格な水際対策も講じてまいりました。

しかし、それでも、今年の一月一日現在でなお約二十二万人近い不法残留者がおりますし、さらにそれに加えて、約三万人と推計される不法入国者が国内に潜伏していると見られます。そのため、この際、これまでの続けてきた行政に加えて、さらに法整備も含めた不法滞在者対策の強化が求められていると考えております。

今回の改正では、罰則の強化とかあるいは出国命令制度、さらに在留資格取消し制度の新設などの対策を講じまして、不法滞在者の大幅な削減を図り、我が国社会の安全と秩序の維持に貢献しようとするものですが、このことは、我が国が歓迎すべき外国人を受け入れやすい環境作りを目指す上でも効果があるのではないかと考えているところでございます。

○岩井國臣君 本当かなという感じ。今回の法改正で不法滞在者に対する罰則の大幅な強化が図られておるわけでございますが、そういったことだけで不法滞在者が半減できるんでしょうかね。大丈夫ですか。

○政府参考人(増田暢也君) 不法滞在者の半減につきましては、今回の法整備だけではなくて、私どももいたしましては、従来から実施してまいりました不法滞在者の摘発、これを今年度以降、更

に認めていただいた増員の下で摘発を強化することであるとか、あるいは、先ほどもお答えしたことですけれども、新たに入ってくる人の中で、元々不法滞在をもちろんで我が国に入ろうとしている人がいるわけですから、それをあらかじめ入国・在留審査を今よりも厳しくすることによって不法滞在目的で入ってくる人を今以上に阻止することといった方策を強化することもございます。その上で、更に加えてこの法改正を実現させていただいて、不法滞在者の半減を五年間で実現しようと考えているものでございます。

この法改正について申しますと、罰則、現在三十万円以下の罰金となつていられるものを三百万円以下に大幅に引き上げることであるとか、あるいは、上陸拒否期間を悪質な人については五年間とされているところを十年間に延ばすというようなことで新たな不法滞在者の発生を抑止いたしますが、さらに、それと併せて、出国命令制度を新たに設けることによって、今国内にいる不法滞在の方々に對して、自ら出頭して自ら帰国した方が有利なのだということを分かっていただけて早期帰国を促すことにしております。

こうした措置などによって、これを総合的に今後継続することで不法滞在者の大幅な削減は実現できるものと考えているところでございます。

○岩井國臣君 私は今今の施策だけではちよつと十分じゃないかという感じを持っていますね、あと幾つか質問させていただいて私の意見を述べますけれども、法務大臣の特例措置ですね、あれの大幅な緩和が必要ではないかと実は思っております。

まず法務省にお聞きしますけれども、現在、不法滞在者につきましては、法務大臣が特別に在留を許可する場合がありますね。特例措置があるわけですが、その許可条件につきましては、幾つかの実例を挙げて具体的に説明願いたいと思います。

○政府参考人(増田暢也君) お尋ねの在留特別許可は、不法滞在者など退去強制事由に該当する人

であつても、入管法の規定に基づきまして、例えば永住許可を受けているとき、あるいはかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき、その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときに行つていられるものでございまして、その判断に当たつては、在留を希望する理由、家族の状況、生活状況、素行、あるいは内外の諸情勢、その他諸般の事情を個々の事案ごとに総合的に考慮して決めていられるところでございます。

実際に在留が特別に許可された実例についてのお尋ねですが、よくある事例を一般化して例示いたしますと、例えば、不法残留後に日本人女性と結婚し、その人との間で子供をもうけて安定した結婚生活を営んでいる事例であるとか、あるいは、不法入国した後で国内で日本人男性と婚姻して日本国籍の子供をもうけ、その後離婚した後でも子供を引き取つて十年間監護養育していた事例であるとか、あるいは、夫婦で不法入国して三十年以上本邦に継続して居住して、その間に子供ももうけ、不法入国という犯罪は犯しているけれども、それ以外の犯罪は犯していない、我が国で安定した生活基盤を築いていたような事例などについて在留を特別に許可したことがございます。

○岩井國臣君 私は、その摘発に努めるのは当然でございますけれども、そのときにやっぱり大事なのは情報だと思ふんですね。様々な在留者の中からいろいろな情報が入ってくるというふうなことが大事ではないかな、そんなふうには思っております。我が国にとりまして好ましい外国人は積極的に私ども受け入れて共生社会を作っていくと。で、そういう人を、我々と一体でありますから、味方でありますから、そういう人を味方に付けて、悪質などというかけしからぬやからを断固摘発するというところで、硬軟併せてやっていく必要があるのかなと思つておるんですね。

私は、不法滞在者対策も新しい時代に合った形で抜本的な見直しが必要ではないかというふうに

考えております。一つはいい人と悪い人の差別化であります。もう一つは共同化であります。共同化の重要性を今日はちよつと申し上げたいわけでありまして。

共同化というのは内に住む人の共同化でございまして、善い外国人は積極的に受け入れて地域における徹底的な共同化を図らなければならないと思います。移民を積極的に受け入れて善い外国人との徹底的な共生社会を作っていく限り、日本の未来はないというふうに私は考えておるわけでありまして。

今、二百万人を超える外国人が我が国に住んでおります。ちよつとその内訳をお聞きしたり私が言つたりする時間がないんですけども、不法滞在者、その中で二十万人おると、こういうことです。問題は、こうした現実があるにもかかわらず、増え続ける外国人にどう向き合うのか。まず、私は哲学、これから外国人と向き合う、我々が、日本人が向き合う哲学が要るのではないかと。政治にも行政にも国民の意識にも、そういう積極的な外国人と向き合うという、共生社会を作っていくんだという意識が私は希薄ではないかなと思つておるわけでありまして。

時間が余りないんですけども、日本商工会議所、あるいは外国人の看護婦、介護士、あるいは政府の中でも総合規制改革会議、いろんなところからそういう積極的な移民政策という展開せよという要望があるわけですね。そうした要請を受けまして、政府は今年の一月に閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望」、その中で東南アジア諸国との自由貿易協定を含む経済連携を図る中で、そういう中で、物だけではなくて、物、それから人、資金等の流通、移民を促進する方針を確認されておられます。

我が自民党も、人の移動の促進問題につきましては、FTA推進のための特命委員会を中心にして、政府、与党連携して万全の体制で臨む姿勢を明確にしておるわけでありまして。私は、そういういた動きを見ながら、その根底にある我が国におけ

るこれからの発展の原理は何かというようなことをいろいろと考えておるわけでありまして。

私は、二十一世紀における我が国の発展の形を支える原理、その原理というのは、ダイバシティといひますか、違いを認める文化に見ております。その原理に照らして言えば、FTAとの関連はもちろんのこと、今いろいろと言われている労働市場の自由化の問題は大変大事な問題であると思ひます。

しかし、私は今とやかく言われている都市部を中心としたそういった移民問題だけではなくて、農山村の問題、農山村というのはやっぱり日本の文化の源流であります。農山村の崩壊を支える積極的な移民政策こそ今、日本に求められているのではないかなというようなことを実は私考えておるんですね。しかし、都市の問題も大事です。都市に限らず、農山村に限らず、国際的に名譽ある地位を占めたいという私も日本国としては、しかるべき哲学とそれに基づく総合的な移民政策を思い切つてこの際展開していく、そういう時期に来ておるのではないかな、そんなふうに思つておるわけでありまして。

そこで、大臣に質問させていただきたいと思ひますが、我が国は、外国人労働者を専門的、技術的労働者とそれからいわゆる単純労働者に二分しているんですね。二分する考え方に立っているわけですが、そんな二分だけでええのかないと。中間的な一般技能労働者というカテゴリーを設けて、単純労働者とは異なる観点でこれを積極的に受け入れる基準というものを考えるべきではないかな、そんな気もしておるわけでありまして、大臣の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(野沢太三君) 委員が今お述べいただきましたように、日本の将来の発展ということを考えますと、外国の皆様の共生共存、そして多様な違いというものを対する寛容性ということが今後の日本、これはもう世界にとつても必要なことと思ひますが、違いを受け入れながらそこを共存し共栄していくという文化をはぐくむ、またそ

のための社会を作る、また法的なルールもその方向で考えていくということが極めて重要だと、共通の認識を持つているものと考えておりますが、具体的な課題といたしまして、今委員御指摘の外国人労働者の受入れにつきましては、我が国の経済社会の活性化や一層の国際を図る上でこれは大変重要な事柄と考えております。

特に、その意味で専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進してまいりたいと考えておるところでございますが、一方で、いわゆる単純労働者の受入れについては、我が国経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすということなどから、国民的なコンセンサスを踏まえながら検討していく必要があるものと考えておるところでございます。

ところで、少子高齢化時代ということになっておりますので、我が国におきましては外国人の受入れの在り方についての抜本的なやり取り検討が必要となるときが来ているということも事実だろうと思っております。委員が御指摘のような現在受け入れていない分野に、第三のカテゴリーと今お話がございましたが、そういった面での受入れ方法については、国民の皆様の意識、我が国社会経済の状況を踏まえながら、関係の皆さんと十分な連携を取って議論を深めていく必要があるかと思っております。

法務省といたしましては、受入れの範囲、規模、方法などについてもこれから積極的に検討してまいりつものでございます。

○岩井国臣君 我が国は不法滞在者に対しまして、幾つかの諸外国で試みておられるようないわゆるアムネスティー政策を取っておりません。私も基本的にはいわゆるアムネスティー政策には反対であります。この辺が野党の皆さんとちよつと考え違つてくるのかも分かりませんが、条約における人権、いわゆる国際人権につきましても、私は一種のまやかしと言つたら言い過ぎかも知れないですけれども、ちよつとびたつとこないものが実はあるわけでありまして、人権の概念そのものの私はいまいさを実は感じておるのでございます。

ちよつとこれ通告にないんですけれども、大臣、もし答えられれば、人権というのは人間の権利なのか、それとも国民の権利なのでしょうか。

○国務大臣(野沢三三) 人権は、私は人間に与えられた自然権を基にいたしまして、それを各国がそれぞれ憲法あるいは関連の法案で具体化して保障をしているものと考えておりまして、これから、今までもそうですが、これからの私ども法社会を形成する最も重要な原則であると考えるところでございます。

○岩井国臣君 そこがちよつと違うんですね。私はそこが違うんです。

元々その人権思想はフランス革命からきていますが、そのもう一つ前はロックの哲学からきているんですけれども、そこは私はちよつとおかしいと思つていんですよ。そんな時間、それを語る時間ありませんのでやめますけれども、やっぱり歴史感覚を抜きにして人権を語つてはならないと思つておるんです。大事な私は歴史感覚だと思つておるんです。したがって、私は、人権というのは国民の権利だといふに私は考えておるんですね。ちよつと今日はそれを議論する時間ないですけれどもね。

ですから、他の国でこやつておるからとか国際条約がこうだからといつて僕はまねする必要はなくて、いや、それは十分気にはしなきゃいかぬですよ。ですけれども、日本の今までの歴史を踏まえて、伝統文化といふのを踏まえてやつぱり考えていかないと私はいかぬので、我が国の歴史と伝統文化といふのが一番大事なことでないかなと、そんなふうにおもつておるんですけれども、まあいいです。

それで、いずれにいたしましても、我が国の歴史、伝統文化を踏まえながら、きめの細かい政策を展開していくことについては皆さん多分異論ないと思つたので、そういう観点で質問させていただきます。

せていただきたいと思つたけれども、アムネスティー政策といふのはなくて、現在の延長線上で法務大臣の不法滞在者に対する特別措置制度の大幅緩和をすべきだと思つたんですが、大臣の御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(野沢三三) 大変重要な原則論からのお話でございますが、私に与えられている今最大の任務かつ緊急な任務は日本における治安の確保あるいは回復である、かように心得ておるわけでございますが、その中でも特に外国人問題は大きな比重を占めておるわけでございます。

そこで、今、二十五万人と推測されております不法滞在者を半減させようといふいわゆる犯罪対策の閣僚会議の行動計画も打ち出されておるところでございますので、この半減政策を何ともしませんで遂行することが大事でございますが、これに對して、アムネスティー政策あるいは在留許可の特別な緩和その他、そういったことを仮にここでを行いますと、新たな不法入国者が、これは日本に住みやすいといふことで新しく流入したり、現在おります不法残留者の増加を誘発してしまうのではないかと、こういうことで、当面はそのような政策を取ることはふさわしくない状況にある、運用は非常に慎重にやらざるを得ないと考えております。

在留特別許可を認める場合にも、個々の事案ごとに希望する理由とか家族の状況、あるいは生活状況、あるいは素行とか内外の諸情勢、最終的にはそれらをすべて勘案した、国益にとつてどうかというよう大きな判断の下にしっかりと対策を立てまして、とにかく治安をまず回復するという意味での不法滞在者の半減、そして更なる個別審査の中での適切な運用と、こういうことでこれからの取り組みたいと思つたので、

○岩井国臣君 やつぱりちよつと消極的だなどという感想ですよ。先ほどもちよつと言いましたけれども、やつぱり差別化は差別化で一つ課題としてあるし、それから共同化は共同化、共生社会といふ問題あるわけですから、そこはやつぱりしっかりと

り物事として分けてやつていかないといかぬのではないかと。やつぱり共同化といふか積極的な移民政策、いい人を選ばなきゃいけませんよ、そのの、だから入国管理は大事なんですよ。不法滞在者対策は大事なんですよけれども、やつぱり積極的な移民政策といふのを日本ははちばち展開する時期に来ておるのではないかなという気がします。

私は、我が国の歴史と伝統文化をいろいろと考へながら、これからあるべき我が国の姿、形といふものをいろいろ考へてきておるわけでありまして、今それを説明する時間ないんですけれども、我が国のあるべき形として、アメリカと同様ダイバーシティといふことを合意言葉にして、合言葉にして多民族国家を目指すべきだといふふうに考えております。移民は積極的に受け入れるべきだし、入国管理行政もはちばち抜本的な転換を図るべきだといふふうに考えております。

最後の質問になります。

大臣にお伺いいたします。アナン国連事務総長が日本の移民政策について、もつと前向きな対応をすべきとの意見を述べておられます。そのことにつきましても、法務大臣はどのように思つておられるのでしょうか。

○国務大臣(野沢三三) アナン総長の御発言は、たしかE.U.に対する一つの御意見の中で関連して述べられたものと承知をいたしておりますが、アナン総長のこの御発言の趣旨は、E.U.が今後ますます発展をするには、もつと積極的に外国からの移民を受け入れながら、それを積極的にやつぱり活用していくことが大事だと、そのことがE.U.のみならず、日本その他アメリカも含めた先進各国でも共通の問題ではないかと、こういう御指摘のようになつておるところでございます。

確かに御指摘のとおりでございます。異なる歴史と伝統文化を背景とする外国人の受入れは、我が国にとつても経済社会の活性化や一層の国際化を図つていくためにも大変これは役に立つ大事なことでございまして、あわせて、現在、少子高齢化、いわゆる人口減少社会を

もう目前に控えているわけですから、これからの我が国の行き方を考えますと、外国人の受入れにつきましては、これはもう前向きな議論をしていかなければならない課題があることは十分承知をしているわけでございます。

それにつきましては、しかし国民の皆様がやっぱり意識がまずどうか、それから我が国の社会経済の状況、失業率の問題等もございまして、それから今後の国際化の行くべき姿、こういった面でも、やっぱり共存、共栄、共生の社会を作るといふ観点からいたしまして、どのような在り方がふさわしいかということに関係の皆様方と十分議論を深めながら、慎重にこれは取り組んでいくべき課題と考えておるところでございます。

○岩井国臣君 終わります。

○委員長(山本保君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、樋口俊一君が委員を辞任され、その補欠として橋本賢津也君が選任されました。

○千葉景子君 民主党・新緑風会の千葉景子でございます。

昨日、本会議におきましても、今回の入管難民法そして江田五月議員外提案の難民保護法等につきまして質問をさせていただきましたが、少し今日はそれを具体的にお聞きをしてみたいというふうに思っております。

その前に、先ほどから岩井先生が私の方を向いて人権問題を語られますので、私が答弁に立たなきゃいけないかなと思ったりいたしました。そういう立場にございませんで、それはまた個別御議論させていただきたいというふうに思います。その中で、やはり歴史を踏まなければいけないというお話がございました。私もそこはよく分かるところでございます。その歴史を踏まえるということ、ちょっとこれは質問ではございません、多分いろんな部分で指摘がなされてくる

ものだろうというふうに思いますので、ちょっと関心を持たせていただいているという点だけ述べさせていただきますというふうに思います。

それは、昨日、福岡地裁で小泉総理の靖国参拝問題について違憲であるという判断が出されました。裁判自体としては、損害賠償請求訴訟でございますので、それについては国が勝訴をしたというふうな形になります。そんな判断があり、改めてこの問題の大きさを感ぜるところでございます。

これはまたいろいろな機会に御議論になろうかというふうに思いますので、ちょっと冒頭感想だけ述べさせていただきます次第でございます。

さて、今、ちょうど四月に入りまして、様々、学校への入学あるいは就職等の時期でございます。そういう時期でございますので、ちょっと冒頭、それにかかわって質問させていただきますというふうに思います。

昨日の本会議の場でもちょっと指摘をさせていただいてまいりましたけれども、政府の方では、昨年来、留学生、就学生の問題、そして大変極めて問題のある日本語学校等々の問題があり、特定の国からの学生の査証審査を大変厳格にしたという経過がございます。その結果、確かに問題のある部分もあるのかもしれませんが、たくさん、たくさん、日本で勉学をしたい、そういう皆さんの査証の発給が大変遅れている。本当はこの四月から勉強したいという人もたくさんおられるわけですが、なかなか新学期が始まって査証が下りない、で、学校に行かれないと、こういう状態が出てくるというふうにも受け止めさせていただいております。既に学費とか入学金なども納めているというケースもあるようでございます。

そういう意味で、問題点をやっぱり厳格にするということとは、それは私も否定するものではございませんけれども、本当にまじめに勉学をしようという、日本でのいろいろなものを学ぼうという、そういう皆さんがそのチャンスを遅らせられているというところはやはり問題なのではないかというふう

思われます。

そこで、今厳格な審査をしているということですが、それによりまして査証の審査、どんな実情になっているでしょうか。どのぐらいの例えば数で、どのぐらいの期間が掛かっているのか、そして今、たまっているといましようか、それが一体どんな状態になっているのか、ちょっと実情を御説明いただかせませんか。

○政府参考人(増田暢也君) 最初に一つお断りをしておきますけれども、今お尋ねの留学生、就学生について、入学希望者に対する審査は、法務省で行っているのは在留資格認定証明書交付申請を受けたことに対して認定証明書を交付するかどうかの審査でございます。ただいまの御質問に出た査証審査となりますと、その交付の許可を受けた人が本国で我が国の領事館などで更に留学の査証申請をして査証を受け取る、こういうもので、私はあくまで入管の立場でどのような状況にあるかということをお答えさせていただきます。

留学又は就学の目的で新たに入学しようとする方からの在留資格認定証明書の交付申請につきましては、従来から、申請時期にかかわらず、その直前に申請が行われた場合とか、あるいは偽変造書類が提出されている疑いがある場合のように特別な場合があれば別ですが、そうでない限りは申請者の入学時期に間に合うように審査を行っております。

なお、本年四学期に日本語教育機関に入学を予定して在留資格認定証明書の交付申請をされた方、申請受理件数は二万三千二百八十五件に上りました。これらにつきましては、おおむね入学時期の一月前までにそれぞれの地方入管ごとに一斉に在留資格認定証明書の交付を行っております。四月五日現在、未処理件数は十件でございます。

また、それとは別に、既に我が国に在留している留学生や就学生、こういった方から進学を理由にして在留資格を変更したい、あるいは在留期間を更新したいと、こういう申請もござい

は、こういったものの申請受理件数あるいは申請期間等の正確な統計は取っておりませんが、私どもの承知している限り、例えば東京入国管理局の場合は、特に問題のない案件の場合、おおむね申請を受けてから一か月以内に審査を終了していると承知しております。

○千葉景子君 今の御説明によりますと、四月五日現在で未処理が十件ということでございますので、この数を見ますと、まあたまたまだったのかもしれないけれども大分スムーズに処理がなされているのかなというふうに思います。

どうでしょう、大臣、一応きちっと確認をさせていただきませんが、先ほど申し上げましたように、確かに一方で厳格にという、厳密にというように、そういうことがあることはございまして、けれども、やはり留学、就学等で勉学をするような人がやはり困惑をすることがないように、先ほどもお話ございましたように、やっぱりでき得る限り受入れを気持ちよくしていただくような、そういうことをやはり今後とも気を付けていただきたいし、進めていただきたいというふうに思いますが、その点確認をさせていただきたいと思

○国務大臣(野沢太三君) 留学生、就学生の皆さんは、将来、日本とそのそれぞれの母国とをつなぐ重要な懸け橋となっていく方々でございますので、私どももいたしまして、もう留学生十万人目標という目標も既に達成した中で、更にこの皆さんが入学が間に合うように、あるいは円滑にいけますように、手続につきましても万全の措置を取って努力をしてみたいと思っております。

○千葉景子君 それでは、少し難民問題についてお尋ねをさせていただきますというふうに思いますが、日本の難民の受入れの実情でございますけれども、この数を見ますと、これも昨日も指摘をさせていただきましたが、やはり世界の国に比較いたしまして大変その数が少のうございます。昨年

の、昨二〇〇三年の難民申請者三百三十六人、そして認定された者が十人と、こういう数になつてゐることはもう皆さんも御承知のところであらうというふうに思つております。

この難民、認定される人が少ないことは問題でございますが、その母数となる、そもそも日本に難民申請をする難民申請者の数そのものも非常に諸外国と比べると少のうございませう。

これだけ世界の中で様々な、自らの国を去らざるを得ない、そういう人々がもう世界の中に本當にたくさんおられる。そういう実情を踏まえますと、日本にこれだけたくさんの方々が来られてゐる、そういう中で、難民として申請をするという人はわずか三百人程度というこの実情、どうでしょうか、大臣はどういうふうにお認めをなさつておられますでしょうか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(野沢三三) 委員御指摘のとおり、我が国の難民認定申請数は欧米諸国と比べて少ないのは事実でございます。

今、二〇〇三年のお話でございますが、少しさかのぼつて二〇〇二年でちよつと申しますと、ドイツが七万一千人、イギリスが八万六千人、フランスが五万一千人に対して、我が国は二百五十人と欧州各国の百分の一にも達しないという状況にございませう。

どうしてこういうことになつてゐるのかということなんです、我が国は難民の出身国とかかわりが歴史的に乏しいということや、言語が異なつてゐる、日本語が難しいということ、さらには我が国が難民の出身地域とは遠距離にあり、また我が国への交通手段が海路又は空路に限られるというようなことが大きな要因ではないかと、こう考へておるところでございます。

この問題をどうこれから取り組むかということについては、御一緒にまた考へていかなければならぬ大きな課題と考へております。

○千葉景子君 今大臣がおっしゃいました、確かに地理的な要因とか歴史的なつながり、これは従

来から、政府からそういうことが原因ではないかという御説明をいただきたところでもございませう、本當にそうなんだろうかと。

今、欧米諸国などの数がございませう。その国々でも必ずしも、何でも、大陸でつながつてゐるという国々ばかりではありませんし、あるいは、歴史的に見ても必ずしも一様な国々ばかりではないということが言えようかというふうに思ひます。

日本がどうして数が少ない、そして日本へ、自分の命として暮らしを日本の中で、何とか庇護を求めようとする人が少ないのかということについて、UNHCRなどでも大変厳しい指摘をしております。

やはり条件として大変厳しい難民の審査要件があるのではないかと、あるいは難民に対して十分に受け入れ体制がありますよという情報などもなかなか日本に入国したときに十分にされてゐない、こういうことも指摘をされておりますし、あるいは難民の安心をされてゐない、あるいは逆に強制的に收容をされたり、あるいは摘発をされるなどという形で、なかなか庇護を求めようとしてもその条件が厳しくなつてしまつてゐる。こういうところろがやはりそれぞれの人々の情報として伝わり、日本に難民申請をするという人が少ないのではないかと。

こういう指摘なども、これはUNHCR、難民問題の言わば国際的な機関でございませう、そういうところから指摘をされてゐるということもございませう、どうですか大臣、先ほどの理由、否定はいたしませんけれども、更に日本として、そういう体制の備わつてゐない部分、あるいはそういう受け入れる温かい、何というんでしょうね、環境、そういうものがやっぱり足りない。そういうところにまずはきちつと目を向けておかないと、やはり難民問題の根本的な解決、あるいは問題の進展というものはあり得ないのではないかと、思ひます、その点、改めてこういう指摘も踏まえて御認

識を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(野沢三三) 難民の数が少ないといふのは、日本の難民審査の在り方が特別に厳しいのではないかと、あるいは他国と基準が違つてゐるのではないかと、こういうような御疑問を持たれることもあらうかと思ひますが、それは私どももいたしましては、国際的な標準を取り入れまして今のルールの中で、難民条約で定められております人種、宗教、国籍、あるいは特定の社会集団の構成員であること、そのほか政治的な知見、いろいろを理由に迫害を受けるおそれがあるかを否かを適正に判断をしまして、これに該当する者を難民と認定してゐるということで、我が国だけが特別に違つたということではないかと考へておるわけでございます。

認定者が少ないということは確かに御指摘のとおりでございますけれども、難民の申請者自体が少ないということからそのような結果になつてゐるわけでございますが、割合といひますか、認定率という点で見ると国際的にも決して見劣りのするものではないと思ひますので、この点につきましてはちよつと事務局から補足をさせていた

○政府参考人(増田博也君) 我が国において難民として認定される率、これは認定した者と不認定の者を分母として認定された者を分子とした場合の認定率は、昭和五十七年の制度発足以来これまでの二十一年間ぐらひになります、認定率は二・四％でございます。また、それとは別に、不認定にはしたけれども、しかしその状況にかんがみ、在留を特別に許可すると、そして我が国で庇護しようとする、ということとで庇護した率、これも認定した者と不認定した者を分母として、その分子は認定した者と庇護した者、在留特別許可した者ですが、これは二・三・二％になります。つまり、我が国で難民認定申請した方の、結論としては、これまで二十一年間で四人に一人近くが我が国で庇護されてゐるという実情にございませう。

ちなみに、諸外国との比較で申しますと、例えばドイツは、今、私、手元に二〇〇〇年から二〇〇二年までの三年間の数字を持つてゐるのですが、認定率で申しますと、ドイツは四％、七％、三％、フランスは二・二％、二・一％、二・〇％、例えばスウェーデンが三・三％、二・二％、二・〇％、二・〇％、三・二％、二・二％、二・〇％というように、国によつてかなりばらつきはございませうけれども、先ほど申しましたように、日本のその認定率二・四％、庇護率二・三・二％は、庇護の実績としてはそれほど諸外国に比べて著しく劣つてゐるということではないと考へております。

○千葉景子君 今、認定率のお話をなさいましたけれども、基本的に、先ほど言ひましたように母数ですね、それがもう圧倒的に違つたわけでございます。そういう中で諸外国と比べて必ずしも低くないというお話ですけれども、先ほど私が指摘をさせていただきましたように、やっぱりなぜ、審査をすれば庇護をしなければいけないという人がいるわけで、それにもかかわらず、これだけ日本に難民として庇護を求める人たちが少ない。それだけやっぱり私たちの国が非常に閉ざされた、あるいは難民に温かい目を向けてゐない、心が通じていない、こういう部分がやっぱりあるのではないかと。ここは改めて認識をしておかなければいけない部分ではないだろうかというふうに思ひます。

是非、今回の改正に当たつても、そういう点が本當に、一番の根本的な認識が本當に正しく置かれて、その上でこの改正というのがなされてゐるのかどうかと。私は大変その辺りが疑問を感じる。ところでもございませう、是非具体的な質疑の中で、その辺りも踏まえながら是非御答弁をお願いしたいというふうに思ひます。

そこで、こういうどうも認識において、どうもちよつと足りぬところがあるのではないかなというふうに思ひますが、そういうことを多分踏まえながら難民保護法という対策が出される結果になつてしまつたのではないだろうかというふうに思ひます。政府の案が、今の国際情勢、そして今

の難民の置かれていた状況を十分に踏まえての案であれば法案ということにはならなかったであろうと。しかし、そうではないからこその別な案が出されているのだというふうに思いますので、この難民保護法の提案者の方に何点かお尋ねをさせていただきますかと思ひます。

まず、今回の難民保護法、一番、政府から提案をされておりますものと抜本的に異なりますのは難民認定に関する業務、これをやはり法務省から分離して独立させよう、ここが法案としては大きく抜本的に異なる部分であろうというふうに思ひます。この独立の機関に難民認定という問題はゆだねようという趣旨はどういうところにあるのでしょうか。

○江田五月君 御指摘のとおり、入管業務と難民業務を別にするというところが政府案と私どもの根本的な違いでございます。これは、一体入管業務というのをどう考えるのかと、基本的にはそこ由来をどうすると思ひます。国の主権というものがオールマイティーのものとしてあつて、難民であるが何であるが入管はすべて一元的に厳しく取り扱うということではないのか。

そうではなくて、日本が一九八一年に批准をいたしました難民条約で、国際社会がいろんな国際社会の厳しい条件の中で出てくる庇護を求めると、人々に対して共同でこれを庇護していかうという、そういう体制を組んできているわけですね。そんな中で、UNHCRも難民について各国を超えた一つの監督的な立場も与えられる。そんなことになってきているわけでありまして、私どもは、入管業務と別の観点から難民認定業務というのは行われなかならないという、そういう根本的な立場の違いがあると思ひております。

元々、この入管管理局が出入国管理と難民認定の両方行うという制度、これは今の哲学的な問題を別にしても根本的な矛盾をはらんでおるわけで、難民の申請をしてくる者はどういふ立場で来ているかという、正規の旅券やビザを取得する

いとまもない、本国から命からがら逃れてきていふと、そういう者が多くて、これが本邦に上陸して難民申請を求めるとなると、まず第一には、不法滞在、不法入国ということになってしまつて、出入国管理の言わば厳しい目にさらされるわけですね。そういう立場と、そしてもう一つは、難民というものを求める、そういう温かい国の保護を求める立場と、一人の人間が両方の立場に立つて、しかも扱う人間が、人間といひますか、扱う機関が一つの機関でやるとすれば、それはその対象者から見ると混乱をしようわけですね。本当にそういう状態の下で公平公正な難民の審査ができるのかということが根本的な疑問でありまして、さらに、難民の認定に当たつては通常の出入国の審査とは違ふ高度の専門性あるいは迅速性が要求されると。そうなりますと、制度の立て方としては、これは難民認定に関する業務を専門的に行う独立の第三者機関を作つた方がいいというのが私どもの考え方でございます。

○千葉景子君 今、独立の専門的な機関を置くべきだという御指摘でございました。それと関連をいたします。現在、難民の認定に当たつての様々な調査は入管の職員が当たつていふということになります。今のやはり専門的な立場でということになりますとそれだけでいいのだからということになり、難民保護法では難民認定調査官ということの独立に置こうという内容になつていふと承知をしておりますが、この趣旨について御説明をお願いいたします。

○江田五月君 難民認定の手続の場合に、難民であることが難民であるということの立証をしなさいといふことになるでしよう。しかし、そこは実際の運用として、あなたが立証責任を負つていふんだから全部証拠を出しなさいといふのも現実には酷ですね。先ほども申し上げた通り、迫害のおそれから逃れて庇護を求める者が命からがら逃げ出してくるときに、証拠などはそれは持つてくるわけにいかないじゃないですか。あるいは、精神的な動揺、言語の相違等のために十分な立証が尽くせないということはどういふ火を見るよりも明らかでありまして、そういう難民申請者が抱える困難は、やはりこれは庇護を与えようという国の制度であるならば国の方でしっかりと支えていかなきゃならぬ、その困難を取り除いていかなきゃならぬということで、難民認定調査官というものを設けて、ここがむしろ難民申請者の立場に立つて事実を調査をし、資料を集め、そして適正迅速な難民認定手続を保障しようという配慮からでございます。こういうことによつて実質的に難民の庇護という制度が保障されていくんだと。

現状を見ますと、各出入国港に置かれていふ難民調査官はほとんどが入管審査官等との兼務である、こう聞いておられて、しかも二、三年程度の短い年数で交代すると、そういうふうにも聞いているので、これでは専門性を備えたということにもなりません。そこで私どもは、難民認定調査官を置こうということでございます。これは専門の職として仕事に当たつてもらうということにしております。

○千葉景子君 難民の認定についてそういう専門性を持った機関で行うということになります。難民申請をする人にとつてはなかなかそういう手続を進めるといふことになつても難しい、そして一人で本当に困惑をするということも多いのではないかと、現状もそうだといふふうに思ひます。そういう意味で、やはりそれを補佐し、サポートする、そういう体制も必要にならうかといふふうに思ふんですが、そういう意味で難民保護法では補佐人という制度を作つていふと承知をしておりますが、これはどういう意味合いがあるのでしょうか。

○江田五月君 今申し上げたとおり、難民申請者は大変な困難な中で手続を進めていかなきゃならぬ。そうした手続の在り方を、難民申請を難民の地位を求める者に対して適切に教えていく、いろんな知恵を授けていく、そういうための相談員といふものを私どもも設けておるんでありますが、調査官にしても相談員にしても、いずれもこれは国の側の人間でございます。そうではなくて、やはり手続の際に本当に申請者と常に心を通わせながらこれをサポートしていく、そういう立場の人間が要するということで、補佐人とともに手続の中に出現してこることができるといふことにいたしました。

この補佐人については、念頭にありますのはやはり弁護士さん方ですね。今、そういうことで一生懸命努力をしておられる弁護士さん方もおられますし、この皆さんが手続の中で必ずしも十分にアドバイスの、あるいはコンサルティングの実を上げていふとは言えないという、そういう状況も聞いておりますので、ここはやはり法律できちんと弁護士、通訳等の補佐、こういう者を得られるために補佐人ともに出頭できるということにいたしました。

○千葉景子君 さて、冒頭のこの政府の案とそして難民保護法で大きく異なるところは、やはり難民認定をする機関を独立をさせるということだといふふうには思ひますが、それと同時に、政府の方では今回、難民申請者に仮滞在といふ、そういう一定の資格を設けようといふことがございます。それに対して難民保護法の方では、難民申請者に特別な在留許可の制度、こういうものを設けたらどうかといふ内容になつております。

政府の方も一定のそういうことを検討されたといふことでございますが、これ、その違いといふんでしうか、やはり政府の方の仮滞在だけではどうも足りないといふことであらういふ資格を検討されたものだといふふうに思ひますので、この点について御説明をお願いいたします。

○江田五月君 現行の入管法では、我が国に在留する外国人には在留の資格といふものが必要だと、こういうことになつております。そして、有

これまで、難民についてはインドシナからの難

これは、従来の政府の方のものは、一定のものがないわけじゃないけれども、非常におざなり、

今、何点か難民保護法の考え方についてお尋ねをさせていただきます。大臣にも聞いていただ

その大きな問題の一つが、この仮滞在許可制度を出すに当たって日本へ、本邦へ直接入国をした者でなければ与えられないと、こういう要件が付けられているわけでもございません。これ、どうでしょう。これまで難民申請をなさった方、そして難民認定を受けた方等々、従来のケース、

これからそういうことがこれからも続いていくと予測はされるんですけども、この第三国経由をするとか駄目だということをこれまでのケース等に当てはめてみると、これで何かほとんど仮滞在許可与えられないという結果になってしまうのではないかという予測もありますけれども、これはどうですか。こういう要件付けることによって大麥門戸がむしろ厳しくなるのではないかという懸念もいたしますが、この点についてどうでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○政府參事人増田暢也君 直接本邦に入つたといふことについてのお尋ねですけれどもこれは第三国の庇護を受けることなく迫害地から本邦に直接的に逃れてきた状態を指します。その迫害のおそれのあつた領域から直接本邦に入つた者でない不法滞在者につきましては、出身国における迫害から逃れるためにやむを得ず我が国に、我が国を指してやつてきて不法入国した、あるいは不法残留しているという、その違法行為を行つた点で、やむなく我が国に逃げてきた者だといふその緊急避難性といえますか、そういった観点からしますと、ほかの国にある程度の期間滞在してから日本に來た人と、もう日本を指して、日本に救いを求めて、日本に來て救いを、庇護を求めたといふ人はやはり違うであらうという、その緊急避難性という点での相違。

そういつたことから、仮滞在となりますと不法滞在者であっても退去強制手続はもう止めるんだと、こういうことで、言わば優先的、優遇する制度でございますので、仮滞在這個特別な地位を認めるという場合には、やはり直接我が国に来て助けを求めた人か、そうではなくて、ほかの国でしばらく滞在してから、それから日本に来た人であるのか、その違いはやはりあるだろうということで、これを仮滞在許可の要件として取り上げたものでございます。

しかし、今申し上げたような趣旨から考えますと、第三国を経由して本邦にやってきた難民認定申請者でありましても、単に第三国を経由した、

通過したにすぎない場合もあるでしょうし、あるいは第三国に滞在したとはいってもその期間が非常に短くて、その国で庇護を与えられなかったような場合もあるでしょう。それらの場合などについては、その人は第三国を経由したといひしても我が国に直接来たと評価していいだろうというケースは多々あるだろうと思います。そういう意味で直接性を要件としたしまったけれども、恐らくこれまでの実情から見て、この直接性に反するから仮滞在許可が受けられなくなるというケースはそんなには多くないのではないかというふう

○千葉景子君　今、そういう御説明でございまし
た。

この第三国経由では駄目だ、直接来た者ではなければならぬというこういう要件につきまして、先ほど指摘をしたやはり UNHCR などが、この要件を厳格に適用したりすると、これまでのケース等の延長線上で予測をすると、例えば十人中八人ぐらい、八割はこの要件で仮滞在から除外をされてしまうのではないかと、こういう影響の予測などもしています。これは決してい加減なものではなくして、これまでのケースの具体的な日本への入国経路等々、それを実際に調査をしなから、それに当てはめて予測をしているものでもございますが、今のお話ですと、そういうことはいんだというところですけれども、どうでしょうか、そんなことは決してないというふうに、八割が駄目になるなどということはあり得ないのだということなのでしょう。

○政府参考人(増田暢也君) お尋ねのとおり、八割が駄目になるということは多分ないだろうと思います。

確かに、UNHCRが昨年でしたか、UNHCRの関与した申請者について自分たちが調べたところではということ、今委員がおっしゃられたような数字を明らかにしたことは承知しております。しかし、その際は、今委員がおっしゃったとおり、直接性を厳格に適用した場合はどうなるかと

います。しかし、UNHCR自身が直接性についてはこういう解釈をすべきだというような言わば指針を示しております。

私とは、今後、直接性の解釈に当たっては基本的に UNHCR と同じ解釈を取るであろうと考えておりますので、そういった解釈を取る限り、そんな厳格に機械的に当てはめて、もう大半が排除されるというような運用にはならないと考えております。

○千原重子君 分かりました。是非、そういう意味では国際的な基準といましようか、そういうものにやっぱりのつとてこの解釈はしていただかなければならないというふうに思います。

先ほど、ちよつと確認ですけれども、単に第三国にいったん入つてゐるといつても、言わば通過したような形だとか、あるいはそこで十分な庇護を与えられた形ではないというようなときにはこの要件は当たらないんだというお話でございました。なかなかこれは、じゃ第三国にどのくらいの期間とどまつていたら第三国経由になるんだとか、あるいはどのような庇護を受けて、また日本に来たら駄目なんだとか、なかなかここ、どこで区切るかというのは難しいところであろうかというふうに思いますけれども、一定のやはり基準といひましようか、通過したにすぎないというのは一体どういふことなのか、第三国で庇護を受けられないで来たというのは一体どういふことなのか、少しそこをこれからの判断の基準になるような形で御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) 第三国を経由して日本に來た場合に、それがそれでも直接來たと認めていいのだと言えるのがどういふ場合であるのか

は、やはりこれは個々の事案ごとによって判断されることだろうとは思います。

ただ、お尋ねの、例えば期間について何らかの目安はないかということであれば、一つ考えられますのは、例えば我が国の場合にいたしまして、十五日以内の滞在許可、通過査証を所持する

者に對て短期滞在十五日、たゞ日本を通過して他國に行く場合、十五日という滞在許可を与えております。そういったことは一つの目安になるのではなくるうかと思ひます。あるいは、他國、第三國にいたといつても、その國にはそもそも庇護する機關がない、庇護する制度がない、難民條約に入つていない、だからその第三國にいたといつてもそこではそもそも庇護なんかされる可能性はだつてなかつたんだと、というようなケースはやはり直接性を裏付ける方向で判斷する要素になる

○千葉景子君 庇護をするような、もう受入れの体制がないというようなケースですと、確かにそこを經由して来たといつても庇護をされたわけではありませんから、日本に直接来たと同様なケースになるんだらうと思います。

ただこの十五日というのかいかわかたというふうに感じます。確かに、そういう通過査証のようなものが日本でもあると、これに照らしてということですけれども、やはり命からがら何とか庇護を求めて、最終的には何とか日本で庇護をしてもらおうというときに、途中で、やつぱりそうはいっても捕まつてはいけない、あるいはいらんない意味でどうやって日本まで来るか、その経路を何とか探し当てと、こういうことになるわけですので、たかだか十五日というのでは非常に冷たいなという感じがいたします。やはり、置かれてゐるという状況を考えますと、こは、十五日というのは余りそれこそ厳格に基準にすることなくして、やはり本当に、通過はしてきたけれどももう本当に必死の思いでその国を経過をし、そして日本に來たんだと、こういう実情をきちつとやはり見極めて

是非、そういう意味では、この直接入国、第三国経由は要件とするといいますが、余りにもしゃくし定規に厳格に適用することがなきよう。そして国際ルール、こういうものに準拠して考えたいということを確認をさせていただきたいというす。

ふうに出ております。

それから、今回は、従来大要批判が多かった六十日ルール、これは撤廃をするという形になりました。これは一つのやはり国際的な指摘や、あるいは多くの難民問題にかかわっている皆さんからの指摘というものを受け止めていただいた部分があらうというふうに出ております。

ただ、この仮滞在許可の今度はやはり付与をする条件として、今度は六か月以内の申請と、こういう今度はまた別な意味での条件が付けられることになりました。この六か月条件といましようか、これの何か合理的な理由はあるのでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 今回の法案の六十一條の四第一項におきまして、難民認定申請を行った在留資格未取得外国人に仮滞在を許可する場合の除外事由といたしまして、本邦に上陸した日から六月を経過した後、難民認定申請を行った者であるときを規定いたしております。

その趣旨は、本邦に上陸した日から六月以内に難民である旨の申出をしなかった不法滞在者につきましては、出身国等における迫害から逃れるためにやむを得ず不法入国あるいは不法残留などの違法行為を行ったものとは認められず、迫害からの緊急避難性という観点を考慮しますと、それ以外の難民、つまり六月以内に申請した難民と比較して、仮滞在という特別な地位を認めるべき必要性が劣ることによるものであります。

このような規定を設けることにより、専ら退去強制を免れることを目的として難民認定申請を行うなどの難民認定制度の濫用の防止にもつながると考えておりますし、難民認定申請事案の迅速かつ適正な処理にも資するものと考えております。委員御指摘の六月としたその根拠でございますけれども、我が国における難民認定の実情であるとか、あるいは一時庇護のための上陸の許可の上陸期間が六月と定められていることとか、あるいは短期滞在の在留資格により通常在留できる期間の上限、これらを踏まえてこのたび六月といたしました。

たものでありますけれども、六月という期間は、外国人が我が国に来て難民申請を行う、申請を行うのを決める際、言語上の問題その他申請者の置かれた特殊な状況を考慮し、難民認定申請を行うためには十分な期間であると考えております。

○千葉景子君 今御説明をいただきましたけれども、この問題、また一番最初に戻ってしまうような気もいたしますけれども、やはり難民として日本に入国をし、そして申請をするということになりますと、これから認定の手続とかあるいは受入れの環境がどんな環境かというふうな現状であればまた変わってくるだろうというふうな思いますが、これまでの難民認定の在り方、そしてその受入れの環境、こういうことを考えますと、やはり申請をするといつても、やっぱり相当悩み、あるいは熟慮をし、そして情報を得たり、そしてサポートしてもらえようというふうな人たちのいろいろなサポートをもらい、そういうことがよくよく合わさって、何とか申請をして、安定をしたやっぱり立場を身に付けよう、こういう非常に長い苦労とかあるいは不安とかあるいは悩みの、こういうものを乗り越えて難民の申請がなされるという、こういう実情があるわけですね。

申請したら安心できるように、せっかく仮滞在という、そういう地位を与えていこうと、こまめに考えたわけですので、そういう意味では、六か月、六月ということに本当にこだわる必要があるのだろうか。やっぱりいつでも申請をした、そして温かく仮滞在という一定の地位を認めて、そしてその代わり十分に、本当に難民性があるのか、と、そういうのは審査をすればいいわけですので、そういう意味では、この六月という期間を設けるという必要があるのかどうかという、私は率直に考えますけれども、改めてその辺りの考え方を聞かせたいかと思っております。

○政府参考人(増田暢也君) 先ほども申し上げましたが、これは仮滞在許可の要件の問題でございます。仮滞在許可というのは、命からがらが我が国

に逃げてきて難民として助けを求めたいという人に対して、不法入国であっても退去強制手続はしません、難民かどうかを先に審査しましょう、だから収容もしませんと、そのために、そういう優遇を与えるための制度がこの仮滞在許可であるわけですね。

したがって、日本に逃れてきて六か月以内に申請して日本に助けてくださいという人と、六か月を経過し、一年、二年たつてから難民であるから助けてくださいという人では、その退去強制手続を止める、止めて優先的に難民審査を行うかどうかを判断する上でやはりそれは意味のある違いであると考えております。したがって、この六月を、六月以内に申請したかどうかを仮滞在許可の要件とするには合理性があると考えております。

ただ、これは今、現行の法律でもそうですけれども、仮に六月を経過した後申請した事案であっても、その六月経過をしたことによりやむを得ない事情があるような場合については、これは六月以内に申請した者と同様に取り扱うという運用をすることにいたしますので、その点では不都合はないと考えております。

○千葉景子君 今いみじくもおっしゃいましたように、必ずしもこれをしやくし定規に適用するのではなくて、やむを得ない事情のようなものがあるればそれを認めるということでございます。ということは、やっぱり個別に六月以内に申請する場合もあれば、いろいろと先ほど言ったように困難を乗り越えながら六月を超えてもやっぱり申請をするというケースもあり、あるいは場合によって、何とか逃げた、いずれは国に帰れるのではないかなど心の中では思っていたけれども、やはり状況も大きく変化をして、時間がたつて、たばたつとこれはもう自国に帰ったら迫害を受けるということが明白になってきた、こういうことと違ってあり得るわけですね。そういう意味では、これを余り期限で、期間で限定することなくして、やはり申請をしたということによって本当

にこれは真剣に自分が庇護を求めているんだという、その意思をやっぱり受け止めて対応をしていくべきではないかというふうに思いますので、これを直ちに六月というのをなくしますということにはきつとならないのかも知れませんが、是非そういう実態を踏まえたやはり運用をしていただくようになす求めているというふうに出ております。

仮滞在許可を受けられなかったということも考えられます。そういう際に、強制退去にはならぬという御説明をいただいているのですが、強制的な収容についてはどうなんですか。退去強制手続が進むわけですが、その中で仮滞在許可を受けられなかったというだけで強制収容というふうな形になってしまふことを大変私も危惧をいたしますが、その点についてはどうお取り扱いはなるのでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 仮滞在許可されなかった人につきましては、これは現行法と同じでございます。難民認定手続と退去強制手続が並行して行われることになると。ただ、現行法を改めて、難民認定の審査が行われている間は送還はとなくしませんということとその保護を図っているわけですね。それでは、その仮滞在許可が受けられなかったことにより身柄がどうなるかということでございますけれども、退去強制手続が取られますので、そうしますと、法律上、退去強制手続においては原則身柄は収容するということになっておりますので、仮滞在許可を受けられなかった難民認定申請者につきましては収容されることとなります。ただ、その場合におきましても、主任審査官などは法の規定のとおりまして情状あるいは仮放免請求の理由などの証拠も考慮して、個別にその人について仮放免をするかどうかを判断していくというところで弾力的に運用するなどして、人道に配慮した取扱いを行っていくことになると考えます。

○千葉景子君 この収容につきましては、現状を含めて非常に問題があるところだというふうに思います。ちよつと、これについてはまた別途少し具体的にいろいろお聞かせをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

時間がちよつと限られてまいりましたので、あとちよつとの時間で生活支援の問題について何点か聞かせておいていただきたいというふうに思います。

難民認定者、それから難民の申請をしている人等の生活支援、様々な社会的なサポート、こういうものは先ほど難民保護法の提案者にも聞かせていただきましたが、政府の方もいろいろなサポートや支援は全くしていないわけではないわけですね。ただ、これがどうもいま一つ、どこがどう何をやっているのかというのがいま一つよく分かりませんで、そこで多分一番それを統括をされておられるのが内閣官房に当たるのではないかとということで、内閣官房にきていただいております。

この難民に対する生活支援あるいはいろいろな社会的なサポート体制、こういうものがどういう現状になっているのか。それぞれ各省にまたがっていると思われましても、その辺をちよつと簡潔に御説明をいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(鈴木基久君) お答え申し上げます。

条約難民として難民認定を受けた方々に対しましては、関係行政機関が相互に協力いたしまして、必要に応じ日本語習得のための便宜供与あるいは職業紹介又は職業訓練を行うこと、それから条約難民の就労先の確保に努力するものとする閣議了解が既にございます。これを受けて内閣に、先生御指摘のように、内閣に難民対策連絡調整会議というのを設けております。これは、難民問題につきまして関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応を検討するため内閣に設置されておるものでございますが、ここで政

府としての支援策も取りまとめておるところでございます。

具体的には国際救援センター、これはそもそもインドシナ難民の定住支援等のために設置された施設でございますが、そこに入所いたしました条約難民の方々に対しまして、日本語教育の実施、それから職業紹介や職業訓練の実施、あるいは生活援助資金の支給等を行っておりますのでござい

ます。

○千葉景子君 今御説明いただきましたこれだけだと、本当に何かよく分からないと。やっておられるというのは分かるんですけどもね。そういう意味では、この生活支援という問題、やはり連絡会議という形でやっているのは分かるんですけども、やっぱりそれを作る、法的に担保をするような仕組みを作る、法的に担保をどういう責任体制で行うのだと、こういうことなどをやっぱりきちっと備えておく必要があるのではないかとこのように思います。

特に、先ほどから指摘をさせていただいておりますように、生活支援になりますと、政府の関係機関、あるいは毎日生活をする自治体、地域、それからそこにいる人々をサポートするNGOや市民の皆さん、こういういろいろな形でどこがどういうきちっとした活動をするのかというように、そして、それを全体としてどういう財政措置をしていくのかというように、当然必要になつてくるのだらうというふうに思います。

そういう意味で、大臣にちよつとお考え方を聞かせをいただきたいと思いますが、今、連絡会議ということをやっておられますけれども、これをやっぱりもつと包括的に、そしてシステムとして法的に担保していく、それからNGOあるいは自治体等を含めてきちっとしたそれぞれが責任を持つていくんだと、こういう仕組みをやつたり法律などで備えておくということは必要なのではないかというふうに思いますが、大臣、その辺りはどうでしょうか。全体を統括するという立場ではございませんけれども、やっぱり難民の認定等

の仕事をする担当部署として、認定をしましたその先をやつたりきちっとしていくということにも御関心をお持ちであらうというふうに思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(野沢太三君) 今お話がありましたように、現在、連絡調整会議という形で協力して取り組もうというところは進んでおるわけでございませうけれども、それじゃ具体的に、じやどこの窓口へ行つてどういう御相談をしたらいいかと、こういう点については必ずしも十分ではないのではないかと、この趣旨の御指摘かと思いますが、私も、この方策に對しましては、今回のこの入管法そのものの改正がその意味で大分前進をいたしておると思ひますので、引き続き法務省あるいは関係の省庁の皆さん方がこういった新しいルールに基づいて一層協力を強化していくと。具体的に、やはり今お話ししましたような地方自治体における窓口の問題、それからNGOの皆様との御協力もこれまた大いに期待をするところでござい

ます。

それから、今度の司法制度改革の中でも提案されておりますが、総合法律支援というようなシステムの中でも法的な問題については御期待にこたえられるんじゃないかと思ひますので、これからの課題としてしっかり取り組んでいかなければならないと思ひますが、御意見しっかりと賜りまして、御党御提出のまた対案につきましても、私どもも十分参考にさせていただきます。

○千葉景子君 大臣に御答弁をいただきました。やはりそこを明確に打ちながら、それからNGOなどの皆さんとの協力関係というの、やっぱりそれはお互いパートナーというふうな意識を持つていくことが必要だらうというふうに思ひます。単に、この部分ちよつとお願いしますよ、あるいは、まあ声を掛けたからいいかなということではなくして、やつぱりお互いが、仕事をきちつとお互いやり合つていく、意見も交わしていくというパートナー性ということがやつぱり大事だらう

というふうに思ひますので、その辺りを改めて御認識をしておいていただくことをお願いをして、時間になりますので、今日の私の質疑はこの辺りにさせていただきますというふうに思ひます。

○委員長(山本保君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○江田五月君 午前中は、私どもの提出をいたしました難民等の保護に関する法律案について、あちらの大臣席で答弁をさせていただきました。午後からは、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について、こちらの席で質問をさせていただきます。

さて、午前中、千葉委員の質問で冒頭に、昨日の福岡地裁の判決についてお触れになりました。しかし、これは質問ではなかったもので、私の方でちよつと質問をしてみたいと思ひます。

この判決は、これはもう新聞等で大きく報道されているところなので大臣も御存じと思ひますが、小泉首相の靖国神社の参拝を違憲とした判決でございます。新聞の報道によると、小泉首相は、記者から尋ねられて、なぜ違憲なのか分かりますませんという言葉を十六回も繰り返されたということなんです。また、福田官房長官は、国の考え方と異なる考えが示されたのは遺憾だと、そんなことを述べられたということで、私は、この靖国神社への総理大臣の参拝、これについていろいろな意見がある、これはここで今議論しようと思ひないんです。

そうではなくて、法務大臣は、日本は法治国家

でありまして、法の支配を行政面で貫徹をさせるための最高の責任者であると思っておるんですが、日本という国の法的な成り立ち、これはもうここで私が言うまでもないんですけれども、憲法があるわけですよね。憲法に国の機関の行為が適合しているかどうか、合憲性、これは裁判所が判断をします。もちろん、裁判所以外も判断するんですが、憲法の八十一条では、違憲審査権は最高裁判所が最終の裁判所として判断をするんだということが書いてある。最終の判断をするんだということは、つまり、最高裁判所を頂点とする司法機関の判断がこの最終的な判断で、その司法機関の中で最高裁判所が最終の判断である、判断者である、そういう意味でありまして、しかも憲法は、九十八条、最高法規である、九十九条は内閣総理大臣といえども憲法を守る義務があると、こういうことになっているわけでありまして、下級裁判所の判断といえども、やはり司法機関の憲法判断、これは権威を持った判断と言わざるを得ない。その司法機関が、小泉首相の靖国神社の参拝は公的な行為であって、そして憲法二十一条に違反をするということを言ったわけですから、これは分からねで済まぬと思うんです。

分からねで済まぬと返されるという総理大臣のこの判決についての対応について、法の支配、法治国家の責任者、行政の部門ですわね、であられる法務大臣としてはこれはどういうお考えをお持ちになるか、この点を聞いておきたい。

○国務大臣(野沢三三) 私もあの判決を見て大変驚いたんですが、この判決をよく見ますと、これは内容的には国の勝訴ということになっておりますね、損害賠償に当たらないということでありますから。

御指摘の点について、国側としては、この本件参拝が、総理が私人として、公人でなくて私人としての立場で行ったものであるとずっと一貫して主張しておられるわけです。その主張が認められなかったことが遺憾であると思いますが、総理自身もそこを称して分らないという表現をお

使いになったのではないかと、かように考えております。

○江田五月君 分らないじゃないんで、総理が判断するんじゃないんです。憲法に適合しているかどうかは裁判所が判断する。裁判所が判断したものを総理が分からねで済まぬと言っちゃいけないんです。それは自分たちはよく考え違ふとか言うのはいいですよ。だけれども、やっぱり裁判所の判断は裁判所の判断としてそういうものが出されているという、判断するのは裁判所だということは総理も認めなかつたら、日本は法治国家じゃなくなつてしまふ、憲法の下で動く国家じゃなくなつてしまふんじゃないかと。そのところを法務大臣としては遺憾に思ひにならないかということをお願いしているんです。

○国務大臣(野沢三三) 同種の訴訟がほかにも出ていて何と何とありますが、それらの各裁判所の判断ではこの点については触れておられないのが大部分であると思います。その点についてあえて今回の裁判所が踏み込んだ判断をなさつたと、その辺のところが御理解がいま一つということかもしませんが、この辺の詳細は総理御自身の御判断を伺わないと、私からこれ以上のコメントはちよつと差し控えたいと思います。

○江田五月君 確かに、国が勝訴です。国を勝訴させる判断をするにつき、小泉首相の行動の違憲性というものをあえて示さなきゃ、についての判断をあえて示さなきゃその論理は導かれなかつたかという、そんなことはないんで、そのところをあえて示したというのは裁判所のある意味では思いがこもっている、ある意味ではこもり過ぎている、それはいろいろ言えるでしょう。

それから、その部分というのは、したがって、傍論、傍論というのは、ボールをむちゃくちゃ投げる暴論じゃなくて、傍らの論ですから、それが持っているいわゆる法的な守備範囲の広さと、あるいは限界というものもあるんで、ですからそれは、これが出たからさうどうというの、また、金科玉条として鬼の首でも取つたように言う

のもちよつと違うんですけれども、しかし、やっぱりこの司法の判断が、こういう日本のような司法、日本のような法治国家の仕組みの中で一定の司法の判断が出ていくという、法的な意味じゃなく社会的な重さ、これはやはり総理大臣として考えていただかなきゃならないんであつて、今、法務大臣、これは是非、小泉総理に聞いてもらわなきゃ分からねで済まぬことですから、私ども、どこかの段階、どこかの場でこのことについては是非お聞きをしたいと思ひますので、どうぞ法務大臣からもその旨よろしく総理にお伝えをいただきますと思います。

次へ参ります。

入管関係のごときでございますが、まず、午前中にもいろいろ質問ありましたが、法務大臣に、我が国における、あるいは今後の我が国の在り方における外国人というものの意味、これをまず冒頭聞いておきたい。

ちよつと禅問答風になつてしまふんですけれども、そうじゃなくて、今後の日本というのは少子高齢化というふうな傾向もありまして、国際化という一つの世界全体の流れもありますし、そんな中で、日本というのは、この国にずっとと生まれ育つて、いわゆる日本民族の血統であるというふうなことで人をいろいろ区別する、そういう国ではもうこれからはやめていけなかつた。外国人がいろんな形で、日本の国籍を取つて日本人として一緒に暮らしていくという、これももつともつと盛んになつてくるでしょうし、外国人というステータスのままで日本という地域に一緒に居住をして、一緒に地域社会を作っていく、一緒に国民経済を動かしていく、そういう担い手になつていただくようなこともあるでしょうし、そういう意味で、いわゆる血統的な日本民族だけで作る国ではなくなつてくるんですよ、嫌でもそうなるんですよ。

それに対して、私たちはむしろ積極的に、前向きに、そういういろんな人が一緒にここで暮らす、岩井委員に言わせればダイバーシティ、こ

れが大切だと思うんですけれども、その辺の法務大臣の、法務省のトップとしてというよりも、むしろ閣僚の一人として見識を伺います。

○国務大臣(野沢三三) 大変、私にとつても一番聞いてほしいところを聞いていただいたという思いでございます。

元々、日本の民族というのはどこから来たかと、またどんなルーツで人種的にあるかは文化的にあるいは民族的に成り立っているかということ、は、私自身も実は大変これまで関心を持って取り組んできた事柄でございます。そして、余り昔のことを言つても始まりませんが、少なくとも明治以来の日本の発展過程というのを見てみますと、やはり一國鎖国の社会、経済では成り立たないということの中から開国へ進みまして、そしてさらに、それが平和という裏打ちがなければ暮らしていけないという昭和のあの前時代の大きな反省と教訓、この中から平和主義ということに裏打ちされた日本の国の成り立ちと、もちろんそれに伴う経済や文化の国際化ということもあつたわけでございますが、今この時点で考えてみますと、国連という大きな組織がありまして、その一員として、また経済的には世界じゅうからエネルギーや資源をちよだいし、そしてまた、ODAその他では逆に世界のために貢献できるような立場にもなつてくる。大変その意味で、一口にして言えれば、もう国際化抜きにしては、外国人の皆様ともう本当にいい意味でのお付き合いを重ねること、更に深めること、更にこれを発展させること抜きには日本の社会は成り立たないと、こういう気持ちであるわけでございます。

それに対して、現代の日本の法の体系、特に私ども所管しております司法の世界、あるいはこの今議論しております入管のこの法案含めて、今までは相当な機能を果たしていたと思ひますが、これからの時代に果たしてこのままでいいかどうかという点について大きな反省の下に今見直しを行ひまして、できる限りの国際化を図り、そしてまた外国人との共生の社会を作っていくべ

くお願いをいたしておるところでございます。

その意味で、今後とも一定のルールの中でお互いの存在を認め合いながら、かつ、平和という前提、安全という条件、これらを守りながらの経済活動であり社会活動であり、共生の時代を作るのが私どものこれは役割ではないかと、かように考えておりまして御審議をいただいておりますところでございます。

また、各論につきましては、議論の進展に従いましてお話をしたいと思っております。

○江田五月君 是非そういう理解でやっていただきたいと思っております。

私は、一九六九年から七一年まで、ですからもう三十年以上前ですが、イギリスで、国民の税金で派遣されたんですけれども、行政法の勉強をさせてもらいまして、そのときに告知、聴聞の権利というのを勉強したんですが、ナチュラリズム・テイスというのの原則なんです、イギリスのような国でも判決がありまして、判例が、これでは、外国人をディポーテーション、追い出すときに告知、聴聞なんてそんな、外国人にそんな権利なんというのではないんだ、生かすも殺すも自由だと言わんばかりのそういう判決が、イギリスでさ

えかなり古い時代にはあった。しかし、もう今は恐らくイギリスでも当然違っているだろうと思えますし、やはりそこはさっきの岩井先生の話と

ぶつかるとすけれども、外国人だってやっぱりそれはもう世界のいわゆる法のルール、法の手続のある適正さについての準則、基準、こんなものはちゃんと満たした手続でなければ外国人に

対しても何もやっちゃいかぬという、そこまで来ていると思うんですね。

ですから、更に日本はこれから外国人に対して開かれていかなきゃならぬと。共生のできる、そういう出入国管理行政にしたいなと思います。

さて、出入国管理の問題と難民。この難民については、これまたもう一つ別の要素があって、国際社会が難民条約を作った日本もそれに入って、そして過酷な国際情勢の中で定住といえますか安

住できる地を失って日本に庇護を求めてくる、各国に庇護を求めてくる、そういう難民についてはこれを温かく受け入れて、人間としての、どういいますか、生存をちゃんとこの国も保障しているじゃないかと、そういうことだと思わ

ずかぬ。その点の理解はそれでいいんですかね。

○国務大臣(野沢三三) 残念ながら、今の国際社会の実情を見ますと、せっかく東西対立というような対立軸がなくなったところが、逆にそこから宗教とかあるいは民族とかあるいは部族、地域の利害とか様々な問題が出てきた中で難民という残念な事態が発生しておる。このためにこそ正に国連が機能せねばなりませんし、それを構成しております主要な国である日本も前向きな取組をしていかなければならないことだと考えておるわけ

でございます。

どこで出た難民の方であろうとも、その方々のために役に立つということであれば、これを温かく迎えるというのがまずは原則でなければなら

ないと思えますが、あわせて、しかしその国の実情、成り立ち、そして過去のやはり経緯も含め、

やっぱり実現可能な限度というののも一つ存在するだろうと思えますので、この辺の調和を図りながら、それぞれの立場の難民の方々の御要望、人権を配慮しながら、かつ、これまで暮らしてまい

りました日本の秩序あるいは治安の問題等も併せ考えながら適切な答えを求めていかなければなら

ない。これからの課題として、大きなこれはテーマと受け止めておるところでございます。

○江田五月君 残念ながら、国際社会の中には難民というのを生み出すような地域もあるし、またそれが出てくる理由もあるし、この国際社会は難しい課題をいまだに抱えているわけですね。

日本はとにかく世界じゅうに経済の網の目を張って、世界のどんな片隅に行っても日本がそこで経済活動しているというような、それだけの、ある意味で世界に、世界を舞台として活動し、世界の恩恵を受けながら今のこの経済力を作り出してきているわけで、ところが、経済力との比でい

うと、日本の難民数というのは世界百五十か国のうちで百三十六番目だというような、これはUNHCRの資料です。対人口比では百二十五

位、対面積比でいえば日本は結構面積小さいから九十位とちよつと上がりますけれども、これだけの経済活動をやっている世界に恵があるのに、その世界が苦しんでいるのに対して百三十六番目の国だ

というの、幾ら何でもちよつと寂しい。いろいろな理由はあるでしょう。いろいろな理由はあ

るけれども、そのいろんな理由によつてこれが合理化されるということはないと思

います。さてそこで、私も入管行政と難民行政は分離をした方がいいというので対案を提案しておるんですが、この分離というものは、どうい

いますか、事の性質上、全くそれはもう考えられないものか、そういうお考えで国はいるのか、それとも分離というのは、制度の合理的な設計からすると分離じゃなくて一元化しておく方がいいという制度上のメリット、デメリットからの判断

のか、そこはどうですか。

○国務大臣(野沢三三) 出入国管理と難民の世話をする難民認定行政が分離しているか、あるいは一元的かと、こういうことでございますが、も

う委員先刻御承知のとおり、我が法務省は人権擁護の問題も取り扱っておりますし、入国管理もやっております。かつまた難民の問題についても取り扱っている。それに伴います様々な経験、実績、情報、これらを併せ持つ形で進めておるわけ

でございます。それぞれの仕事で別々に独立して行われるということになりますと、なかなかその調和を取ることが逆に難しくなってしまうんじゃないかと、こういう思いもございまして、今回は私どもはこ

ういうものがないという判断だったんだと、そう今伺った、伺っておきます。

私どもはそれは合理的でないと思うんで、私どもは、難民だけじゃありません、すべて人権行政を法務省が担当するということ自体に対して批判を持っておりまして、以前のあの中央省庁の一括法でしたかね、あの法律のときには私たちがそこは違

うという対案を、修正案だったか、出しておるわけですが、そこはちよつと根本的な違いです。これはしょうがないとお

思います。さて、仮滞在、これについてはもう六か月要件とか直接入国要件とか千葉委員が質問されました。仮、これはどうして仮でな

きゃいかぬのですか。

○政府参考人(増田暢也君) 仮滞在許可制度につきましては、仮といたしたのは、この許可は、難民認定申請中の不法残留者などにつきまして難民かどうかの結果が確定するまでの間、我が国に在留を暫定的に認める性質のものであるために仮という用語を用いたものでござ

います。なお、この仮滞在許可は入管法に定める在留資格ではござい

ませんが、この許可を受けた難民認定申請者は我が国の在留資格制度の例外として合法的に在留できることとなる

ものです。

○江田五月君 だから、やっぱり仮という言葉があるのは不法滞在者だと、だから本当はもう出さな

きゃいけないんだけれども、まあ難民申請しているということがあるから仮に置いていてやろうという、そういう意味合いなん

です。ただ、元々難民申請してくる人がそんなに、パスポートを持ってビザ持

って来れるわけじゃないやないですか。難民申請する人たちは、難民の庇護を求

めて日本にやってくる者は、入国のところがイレギュラーなことはある

としても、それはそんな不法入国、不法滞在なんて言わずに、難民申請者だ

というところで温かく受け入れてやるということ

をなぜ一体考えられぬのか。どうしてもそこに不法

だという観念がこびりついて離れないというのは、一体どうい

う頭の構造になっているのかを、

もしできればお聞かせください。

○政府参考人(増田暢也君) まず、前提として御理解をいただきたいのですが、それは、我が国で難民認定申請している人は我が国に入ってくるときに不法で入ってきているのが大半なのかということでございますけれども、平成十一年から平成十五年までの間ですが、パーセントで申しますと、難民認定申請者の中で合法で入国した者、平成十一年以後、八七・七％、八六・六％、八四・四％、八五・六％、昨年は七七・七％と。つまり、およそ百人のうち七十人台から八十人台までは合法的に我が国に入ってきた人がその後我が国にいて難民認定申請をしていると、これが実情でございます。もちろん、逆に言えば、十数％から二〇％強、毎年不法で入ってきた方で難民認定申請をする方もおられるわけですが。

問題の仮滞在許可というのは、その一〇％台から二〇％強、不法で入ってきた人について、本来は不法入国者あるいは不法残留者になったから退去強制をしなければいけないが、しかし難民認定申請にかんがみ、その結論が出るまで一定の要件を満たす人は在留、我が国に在留することを合法的に認めましよう、こういう制度であるわけでございます。

○江田五月君 制度はそういう制度であることはそうなんです。

もう一つ、これも気になるんですね。仮滞在を許可しない場合に逃亡のおそれというのがありますね。逃亡というのは、今おっしゃるような、これはどうなんですか、八割から九割が合法的に入ってくるというんだしたら、逃亡って何から何に逃亡するんですかね。それが一つ。

それからもう一つ、おそれというのは、これは刑法の六十条で、いわゆる勾留の要件として逃亡に関する規定がありますが、この規定とこのおそれと、これは刑法の方はたしか逃亡すると疑うに足る相当な理由でしたかね、これはどういう関係になるんですか。

○政府参考人(増田暢也君) 先ほど申し上げました入国時に合法的に入ってきた人については、そもそも正規滞在者ですからこの仮滞在許可の問題は起きませんので、逃亡のおそれがあるとかないとかも検討の対象にはなりません。

そこで、お尋ねの逃亡するおそれにつきましては、これは入国管理当局が入手した情報、あるいは関係人からの通報、その他諸般の状況から判断いたしまして、仮滞在を許可するとその人が逃亡するおそれが高いと認められる場合をいうものと考えております。したがって、逃亡についての抽象的なおそれでは足りず、具体的な根拠に基づいて逃亡の蓋然性が認められることが必要であると考えておりました。結局は個々の事案ごとに、本人の身上あるいは経歴やその置かれた状況等、諸般の事情を総合的に考慮して判断することとなります。

そして、刑事訴訟法の六十条での逃亡すると疑うに足る相当の理由との意味が同一であるかどうかとお尋ねであったかと思うのですが、刑事訴訟法の解釈につきましては、直接入国管理局としては言及する立場にございませんのでそこは御容赦いただきたいのですが、仮滞在許可と刑事訴訟法の勾留は、その制度の目的も内容も異なります。したがって、この両者の意味の異同を単純に論ずることができるとはちょっと疑問には思うのですが、一般に公刊物などに載っている刑事訴訟法六十条の通説的な解釈などを前提としますと、逃亡するおそれの程度という点は両者それほど違いはないのではないかとこのように考えます。

○江田五月君 今の御答弁の最初に、八割の人は合法的に入ってきているから仮滞在ということは考えられないから、当然逃亡もない。したがって、やっぱり二割の人が不法入国、不法滞在の人について仮滞在というのが問題になるわけですね。何か語るに落ちるという感じもするんです。

仮滞在が不許可の場合であっても、仮放免の許可というのは可能なんですかね。これはもう簡単

に答えてください。

○政府参考人(増田暢也君) 可能でございます。

○江田五月君 次に、異議申立てについて聞きます。

異議申立てをUNHCRなんかは第三者機関にすべきだという、そういうことを言っておるんですけれども、これは大臣、第三者機関になぜできないのか。それから、今度の難民審査参与員制度、これは第三者性というものを持った制度というふうに考えておられるのか、違うのか。

○国務大臣(野沢三三君) 今回の改正の中で非常に大事な点は、今のこの第三者機関による審査を導入したと、ここが非常に大事ですが、それがいわゆる本当に第三者としての機能の、果たすかどうか、こういうお尋ねであらうかと思えますが、やはり不認定処分を客観的なものにするためにもこの機関の機能というものは大変大事なものでございまして、今回の改正におきましてこれを我が法務省の中に置きましたのは、今までの迅速性あるいは簡易な扱い、さらには統一的な扱い、いろいろ考えまして法務大臣のところで所管と、こういうことにしたわけでございます。

それから、公正さや透明性が確保できるかどうか、こういう点もございしますが、それにつきましては、人選の過程でそういった公正中立を十分確保できる専門家、経歴の方々をお招きし御就任いただくというこの中で、この結果を尊重して取扱いを決めていこう、これで十分な効果が得られるものと考えたわけでございます。

○江田五月君 ちょっと最初のところですね、結構重要なことをおっしゃったような気がするんですが、第三者機関としてこの難民審査参与員制度を設けたと、こういうお答えのようにも聞こえたんですが、そうお答えになったんですか。

○国務大臣(野沢三三君) あくまで参与員ということで、中における諮問機関ということでござい

ます。

○江田五月君 UNHCRからの、第三者機関で異議申立てを審査すべきだと、この要請はどうい

う、この要請にこたえたんですか、こたえなかったんですか、半分こたえたんですか。

○国務大臣(野沢三三君) この要請にこたえる方向で、当面この措置を取ったものでござい

○江田五月君 なるほどね。これは私は別に批判的な立場で言っているんじゃないんですよ、よく、本当はよく分からないから聞いておるんですけども、そういうことであるならば、そういう運営に是非していただきたいと思えますね。

やはり判断は、独立した判断を是非保障してほしいし、それから大臣の立場というよりもむしろもつと客観的な専門的な立場で判断をするようにしていただきたいし、その人がその行政に対して客観的なチェックをするという、そのためには資料などもかなり幅広く収集をしていくということも必要であらうと思えますし、また、その意見については大臣はちゃんとこれを尊重していくことが必要だと思いますが、以上のようなことについて、これはお約束いただけるでしょうか。

○国務大臣(野沢三三君) 先生方のこの御意見、十分尊重し、またその客観性を期待しているところでございます。

○江田五月君 大変勇気付けられる御答弁だと思っておりますが、これは我々の方も厳しくこれから、厳しくしていきますか温かくしていきますか、見ていかなければいかぬと思っております。

さて、この異議申立てというのは、一体どのくらい件数がありますか。

○政府参考人(増田暢也君) 平成十一年以降の数字で答えさせていただきますが、年間、百五十八件、六十一件、百七十七件、二百二十四件、そして昨年は二百二十六件でございます。

○江田五月君 二けたのこともあるけれども大体百から二百件というぐらいで、これをどのくらいな審査員、参与員で審査しようとされているんですか。

○政府参考人(増田暢也君) 参与員の数について、まだ最終的に確定しているわけではございませんので、おおよそこちらが考えていることとい

うことで御理解いただきたいと思いますが、異議申立て件数などを考慮して全体で十数名程度を考慮しております。

○江田五月君 どういう人を選びますか。

○政府参考人(増田暢也君) 参与員をお願いする方をどういう分野からお願いするかということでございますけれども、これは難民認定手続におきましては、その難民認定の基礎となる証拠が海外にあって収集が難しく、限られた証拠を的確に評価して適正な事実認定を実現する必要があります。あるいは海外情勢を審査や判断に正確に反映させる必要もございます。あるいはまた、条約などを適切に解釈する必要などもございますので、それらにかんがみまして、一つは事実認定の経験豊富な法曹実務家を考えておりますし、さらに地域情勢や国際問題に明るい元外交官とか、あるいは商社などに勤務されて海外勤務の経験なさった方であるとか、あるいはマスコミの仕事で海外特派員経験のある方であるとか、その他、国際政治学者や国連関係機関に勤務なさった経験のある人なども考えております。さらに、条約や法律に明るい方ということで言えば、国際法、外国法あるいは行政法等の分野の法律専門家などからも選任することを考えております。

○江田五月君 法曹実務家、これもいろんな人いますから、弁護士であればいいというわけでもないでしょうが、今おっしゃったような目的に合致する人、これを選ばれようというんです。

○江田五月君 参与員の、どの事件にどういう参与員を充ててとか、あるいは参与員にいろんな資料を調達して用意をしてとか、あるいは審査をやられるということなんですが、その審査の手続を担当するとかそういうような事務は、事務局はどこが担当されるんですか。

○政府参考人(増田暢也君) 今お尋ねの資料の提供その他、詳細については法務省令で定める予定にしておりますが、難民審査参与員への資料提供あるいは資料収集等については、地方入国管理局に所属する異議申立てを担当する調査官等が行うことを検討しております。

○江田五月君 これ、やはり参与員に立派な人を選んで、事務方が全部役所の頭でかちかちじゃこれどうにもならないんで、そこところは事務局を別個全く別に作るというのもしないで、私が、私どものように、難民認定事務局を別の組織でやるということになれば、当然事務局はこれ全く別になるのでそういう問題はないんですが、その辺が私の言う制度の矛盾というところなんですけれども、いやしくも第三者機関制というものを、これに障害となるようなそういう事務局の構成ではないかと思ひます。

○江田五月君 ほかにも異議申立ての関係、今の参与員制度のことをちよつと聞きたいこともあるんですけども、時間の方がだんだん迫ってきておまして、精神障害の点についてかなりの改革をされたということ、これは今、今回の改革の一つの目玉のように言っておられますが、精神障害についての入国審査案件、事案、これは一体どのくらいあるのか。それから、精神障害の常況にあると入管で審査ができるのかどうか。今まではできなかったが今後はこういう体制でやるからできるんだという、そういうことがあるのかどうか。これはいかがですか。

○政府参考人(増田暢也君) まず、精神障害者に対する審査案件の有無でございますけれども、統計上、この精神障害者を単独の項目として統計を取り出した平成九年以降、精神障害者を理由として上陸を拒否した人はおりません。

それから、その体制でございますが、精神障害者でその程度が重いかどうかというところについては、医師の診断、入管法の規定によつて医師の診断、入管法九条二項でございますけれども、医師の診断によつて判断することになります。例えば、近傍の病院に精神障害について御診察いただくと指定医の方がおられます。したがって、これは必要があると判断した場合は、その人を指定医のところまで連れていって、上陸を認めていい人なのかどうかについて診断をいただいて、その結果を受けて結論を出すということになります。

○江田五月君 ゼロだということ、そして入管の窓口、窓口といいますが入管のチェックをして入管のブースで、一見して、あ、これは精神障害の常況なんというのは簡単に分かるものじゃないんだし、入管から精神障害、重篤な障害を発症するというようなケースだってあるわけだし、何か日本は精神障害は入れないんだという、これもどうもちよつとかなたかなような気がするんですけど、その辺は精神障害者に対する医療ということにゆだねて、入管のところでチェックをするというの、私はこれはもうやめてしまつてはどうかと思うんですが、やめることのできない理由があるんですか。

○政府参考人(増田暢也君) 現在の入管法の五条一項二号は、精神障害者の場合はもう一律上陸拒否ということにしているわけです。

この精神障害者の入国を認めると、その障害に起因して種々の影響を我が国に及ぼすことがあるということにかんがみ、入国を認めないこととしたもので、例えば精神障害者が自身を傷つけあるいは他人に害を及ぼすおそれがあると認められる場合、都道府県知事による入院措置の制度が設けられておまして、そのような入院措置が必要なる者の入国を無制限に認めることは、我が国社会に財政上の負担など種々の負担を生じさせるおそれがあると考えられるほかに、事理弁識能力を欠く常況にある方は、財産行為など適切に行う判断能力に欠け、自己の行い行為について十分な責任を取ることができないことから、適切な随伴者がいない場合には取引の安全を害するおそれもあると考えられるわけで、そういったことから、今回の法改正におきましては、上陸拒否事由から精神障害者全面排除はやはりいたしかねるということで改正案を考えたものでございいます。

○江田五月君 いや、そんなことを言うけれども、平成九年から今日までゼロなんですよ。取引の安定が害されるとか、財政負担が大変とか、都道府県知事の措置入院がどうかというように

る、あるいは御助言をいただくということは前向きに考えたいと思ひます。

それから、国連機関に勤務なさった中で適当な人がいるかどうかということ、言わば公正中立な方を御推薦いただけるのであれば、UNHCRからの推薦なり御助言をいただくことについても検討したいと考えております。

○江田五月君 参与員の審査ですが、これは一人でやるんですか、何人かチームになるんですか。そのチームでやる場合は、個別なんです、それとも合議的な仕組みでやるんですか。

○政府参考人(増田暢也君) 審議の方法その他についてでございますけれども、この辺は詳細は今後法務省令で定めることになりませんが、難民審査参与員は意見を述べるために必要な情報を共有してお互いに意見交換を行う機会を持っていたらと。参与員は案件一件につき複数を考えているわけですが、複数の参与員から一つの結論を出す、出していただくということの目的とするのではなくて、意見提出に当たっては、個別に意見が提出できることも可能とするようなそういう制度を考えております。もちろん、その意見交換を通じて参与員の意見が一致した場合は、そのまま一つの結論、意見を法務大臣に答申していただくことも別に妨げはないというように考えております。

○江田五月君 参与員の、どの事件にどういう参与員を充ててとか、あるいは参与員にいろんな資料を調達して用意をしてとか、あるいは審査をやられるということなんですが、その審査の手続を担当するとかそういうような事務は、事務局はどこが担当されるんですか。

○政府参考人(増田暢也君) 今お尋ねの資料の提供その他、詳細については法務省令で定める予定にしておりますが、難民審査参与員への資料提供あるいは資料収集等については、地方入国管理局に所属する異議申立てを担当する調査官等が行うことを検討しております。

○江田五月君 これ、やはり参与員に立派な人を選んで、事務方が全部役所の頭でかちかちじゃこれどうにもならないんで、そこところは事務局を別個全く別に作るというのもしないで、私が、私どものように、難民認定事務局を別の組織でやるということになれば、当然事務局はこれ全く別になるのでそういう問題はないんですが、その辺が私の言う制度の矛盾というところなんですけれども、いやしくも第三者機関制というものを、これに障害となるようなそういう事務局の構成ではないかと思ひます。

○江田五月君 ほかにも異議申立ての関係、今の参与員制度のことをちよつと聞きたいこともあるんですけども、時間の方がだんだん迫ってきておまして、精神障害の点についてかなりの改革をされたということ、これは今、今回の改革の一つの目玉のように言っておられますが、精神障害についての入国審査案件、事案、これは一体どのくらいあるのか。それから、精神障害の常況にあると入管で審査ができるのかどうか。今まではできなかったが今後はこういう体制でやるからできるんだという、そういうことがあるのかどうか。これはいかがですか。

○政府参考人(増田暢也君) まず、精神障害者に対する審査案件の有無でございますけれども、統計上、この精神障害者を単独の項目として統計を取り出した平成九年以降、精神障害者を理由として上陸を拒否した人はおりません。

それから、その体制でございますが、精神障害者でその程度が重いかどうかというところについては、医師の診断、入管法の規定によつて医師の診断、入管法九条二項でございますけれども、医師の診断によつて判断することになります。例えば、近傍の病院に精神障害について御診察いただくと指定医の方がおられます。したがって、これは必要があると判断した場合は、その人を指定医のところまで連れていって、上陸を認めていい人なのかどうかについて診断をいただいて、その結果を受けて結論を出すということになります。

○江田五月君 ゼロだということ、そして入管の窓口、窓口といいますが入管のチェックをして入管のブースで、一見して、あ、これは精神障害の常況なんというのは簡単に分かるものじゃないんだし、入管から精神障害、重篤な障害を発症するというようなケースだってあるわけだし、何か日本は精神障害は入れないんだという、これもどうもちよつとかなたかなような気がするんですけど、その辺は精神障害者に対する医療ということにゆだねて、入管のところでチェックをするというの、私はこれはもうやめてしまつてはどうかと思うんですが、やめることのできない理由があるんですか。

○政府参考人(増田暢也君) 現在の入管法の五条一項二号は、精神障害者の場合はもう一律上陸拒否ということにしているわけです。

この精神障害者の入国を認めると、その障害に起因して種々の影響を我が国に及ぼすことがあるということにかんがみ、入国を認めないこととしたもので、例えば精神障害者が自身を傷つけあるいは他人に害を及ぼすおそれがあると認められる場合、都道府県知事による入院措置の制度が設けられておまして、そのような入院措置が必要なる者の入国を無制限に認めることは、我が国社会に財政上の負担など種々の負担を生じさせるおそれがあると考えられるほかに、事理弁識能力を欠く常況にある方は、財産行為など適切に行う判断能力に欠け、自己の行い行為について十分な責任を取ることができないことから、適切な随伴者がいない場合には取引の安全を害するおそれもあると考えられるわけで、そういったことから、今回の法改正におきましては、上陸拒否事由から精神障害者全面排除はやはりいたしかねるということで改正案を考えたものでございいます。

○江田五月君 いや、そんなことを言うけれども、平成九年から今日までゼロなんですよ。取引の安定が害されるとか、財政負担が大変とか、都道府県知事の措置入院がどうかというように

大げさなことじゃないんで、しかも、精神障害を負って、日本に入ってから精神障害を患う場合にはこれは日本でちゃんと医療を責任持つわけですから、精神障害を負って入ってきたそういう人たちに日本の医療を施したからといって罰は当たらないと思うんですがね、国際社会に対して、などという言い方したいことありますが、時間になりました。終わります。

○本庭健太郎君 今回の改正案でございますが、一つは不法滞在者対策という問題と、難民という問題、二つの問題についての前進をさせようという改正だというふうに評価はいたしております。まず最初にお伺いしたいのは、不法滞在者対策の方の問題でございます。今回、出国命令制度というものを新たに設けよう。つまり、悪質な不法滞在者については上陸拒否期間を十年間に延ばすというその一方で、自ら出頭した者については簡易迅速に出国させるためのこの出国命令制度というのを設けるという両面を持ちながら、不法滞在者の自主的な出頭、これを促して、これ、先ほどもお話をしておりましたが、ともかく去年の十二月十八日ですか、この犯罪対策閣僚会議の行動計画ではこの不法滞在者は五年間で半減と、こうやると言っているわけですから、それを実現するための一つの手段として創設されたものと、こう思うんです。

言わば、一つは、拒否期間が長くなりますから、これはある意味ではむしろいい部分であり、もう一つは、出国命令制度というのはある意味では今度はあめのような部分になるんだらうとも思いますが、こういう制度そのものが他国と比較してどうかという問題もあるんですけれども、ともかく今回こういう新たな一つの出国命令制度というを導入することにした経緯及びその趣旨、意義について、まず副大臣からお伺いしておきたいと思っております。

○副大臣(実川幸夫君) 御指摘の出国命令制度新設の経緯と趣旨についてでありますけれども、我が国の治安悪化の主たる原因の一つといたしまし

ては、不法滞在者問題が取り上げられております。その対策が各方面から求められていることから、入国管理局といたしましては、不法滞在者の積極的な摘発を実施する等の方策を講じてまいりました。

御承知のように、本年一月現在でも約二十五万人と推計される不法滞在者が存在しているところでもございます。そこで、この不法滞在者を大幅に減少するためには、入国管理局の限られた人員を有効に活用しなければなりません。今、委員御指摘の上陸拒否期間の伸長とまた出国命令制度は、言わばあめとむちの関係にあるのではないかと御指摘されましたけれども、不法滞在者をより迅速かつ効率的に出国させる必要があることから、不法滞在者の自発的な帰国を促す施策を実施するために所定の要件を満たすためには、収容を問わず、行わず、上陸拒否期間が短縮されるメリットを与える出国命令制度を導入することとしたものでございます。

○本庭健太郎君 今も話ありましたが、確かに入管、人数という意味でいけばなかなか大変ですから、一つのこういう出頭というような制度を作ったんだらうと思いますが、ともかく、局長、何でこれ自発的な出頭を要件としたのかというその理由と、それとともに、どうしてこれ短縮、拒否期間、今度は一年というふうにしたのか、なぜ一年なのかと、期間の設定の問題も併せて御答弁願いたいんです。

○政府参考人(増田暢也君) この出国命令制度におきましては、自ら入国管理官署に出頭したことと要件をいたしました。それは、自ら入国管理官署に出頭するような不法残留者は逃亡するおそれはないであらうということ、また、自ら不法残留者であることを認めて出頭する者は、我が国に潜伏して摘発などを受ける不法残留者に比べて出入国管理秩序に対する悪質性が少ないと考えられることなどからでございます。

そして、その上陸拒否期間をこれまでの五年から一年に短縮しましたのは、不法残留等に係る上

陸拒否期間が平成十一年の入管法改正により現在の五年とされる前は一年であったこと、また、出頭申告を促す効果を持たせるわけですから、そのためには現在の五年という期間より相当程度短いものにする必要があることなどを勘案したものでございます。

○本庭健太郎君 さっきもちよつと冒頭申し上げましたけれども、こういう制度ですね、言わば自ら来た場合はそれでこういう期間を短くしながらやりますよという、ある意味で自発的な出国、出頭、こういう促す制度というのが諸外国にもあるのかどうか、実例があればお話しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) ドイツや米国などでは、不法滞在外国人について任意の出頭を可能とする制度を採用していると承知しております。

○本庭健太郎君 それは何かやっぱりそういうあめのような部分があるんですか。自分で出てきた場合はどういうことが後で、ある意味では普通の場合とは違ってどういうところが優遇される不法滞在者と比べてどういうところが優遇されるのか、そういう何かものがあるんですか、それは。

○政府参考人(増田暢也君) 必ずしも正確に細かく承知しているわけではございませんが、例えばドイツにおける任意的出国の場合、この退去命令の決定により出国義務が執行力を有することになります。任意的に出国しない場合には今度は退去強制されることになる、したがって自分で出ていった方が有利であるというような制度であると承知しております。

○本庭健太郎君 それではもう一つ、今度は在留資格取消し制度の問題もちよつとお聞きしておきたいんです。

今回の法案では、偽りその他の不正な手段により上陸許可などを受けるなど、入国、在留すべきでない外国人に対してその在留資格を途中で取り消すことができるという在留資格取消し制度というのをこれもまた設けていると。これ、在留資格が取り消された場合には、不正手段等の行使につ

いて悪質性が高くない場合には三十日以内の指定された期間内に出国すべきこととされている、その際は居住制限などの条件を付すことができるかとされている。これ、まず三十日とした根拠、その期間をじゃ経過して、又は条件に違反した場合にはどのような制裁や不利益があるのか、御説明をしておいていただきたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) 在留資格を取り消された場合には、その取り消された人はもう我が国に本来いることができないわけで、ただし、出国するまでに出国のための準備も必要でしようから、そのために期間を与えるということで、その出国準備のためには通常三十日あれば足りるかと考えられることから、最大三十日の期間を与えることとしたものでございます。

そして、この期間を経過してその後我が国に残った場合には、これは退去強制の対象となります、さらに法案の七十条に規定が新たに設けられますが、三年以下の懲役、禁錮又は三百万円以下の罰金という処罰を受けることにもなります。

○本庭健太郎君 ですから、その資格を取り消されるケースという、いろいろあると思うんですが、私も、私が心配するのは、例えば、働くためにこつちへ来ていたと、雇用企業が倒産するとか、あとはリストラに遭う、当然解雇されてしまふ、若しくは急に職を失う。つまり、本人の責任とは言えないような理由によつて、この在留資格に該当する活動が行えなくなるといふことも今のこの日本の現状では往々にしてあるわけでございます。

こんな場合にはどうこの在留資格取消しという問題がかかわってくるのか、この点についても御説明をいただいていたと思うんです。

○政府参考人(増田暢也君) 委員のおっしゃるとおり、我が国に入ってくるときは適法に入ってきた、しかし我が国にいる間にその在留資格に見合う在留活動ができなくなるといふケースは確かに起こり得るところでございます。その場合にも今在留資格取消しの対象としたわけですが、それはどのような場合かと申しますと、その与えられ

ている在留資格に係る活動を継続して三か月以上行わないで在留している場合であつて、その三か月以上継続して活動を行わないことについて正当な理由がない場合、これが取消の対象となつております。

例えば、雇われている企業が倒産してしまつた、そのために本来与えられている在留資格に見合う在留活動ができなくなつたという場合を想定いたしますと、倒産したために活動はできなくなつたけれども、しかしその与えられた在留資格に見合う活動を継続するために別途就職先を探しているような場合などは、これは再就職によつて今後在留資格に係る活動が再び開始される可能性もあるわけですから、これは正当な理由はあるとなりますから、在留資格取消の対象にはなりません。

○木庭健太郎君 もう一回確認します。それは倒産した場合はならないんですけれども、そのためには次へ向かつて継続するためにどう努力しているかというところをきちんと自分で証明しなくちゃいけないんですか、これ、ということになるんですか。

○政府参考人(増田暢也君) 結論的にはそのとおりでございますが、要は、倒産したような場合、それから三か月活動を行っていないこととして、その三か月間活動を行っていないことに正当な理由があるのかどうか、そこを調べることになります。そうすると、その場合には当然本人から話を聞いて、この三か月間何をしていたのかということと聞くことになるでしょうし、必要な場合はその本人の言うことがどの程度本当なのかどうかというようなことを調査することにもなると思いますが、その結果で、この人ははじめに活動再開のための努力をしているということが認められれば、正当な理由があるという判断をして在留資格を取り消さないことになると思います。

○木庭健太郎君 これもちよつとさっきの出国命令制度と同じように、諸外国においてもこういう在留資格を途中で取り消すような制度があるのか

どうかお伺いしておきたいし、また、併せてお伺いしておきますが、現行法にはこの取消しの根拠規定はないわけですが、このような事態にどのような今まで対処してきたかについても、併せて二問、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) 今般の在留資格取消し制度と同様の制度が諸外国であるのかというところでございますが、例えばフランスにおきましては、偽装婚で滞在している外国人について途中で滞在許可を取り消す制度がございます。また、韓国では虚偽その他不正な方法で許可などを受けた者について在留途中で許可を取り消す制度があるものと承知しております。

これまで我が国ではこの在留期間途中で在留資格を取り消す規定はございませんでした。そこで、例えば、入国審査官を偽つて上陸許可の証印を受けた場合、それは原始的に瑕疵がある行政処分という言い方をしますが、その場合、取消しは個別具体的な法律の根拠がなくとも行政法の一般法理によつて取消しが可能であると解釈されておりました。当局ではこれまでも偽変造文書を提出して上陸許可を受けたような事実が後で分かつた場合は、言わば一般法理に従つて上陸許可を取り消してまいりました。

ただ、この一般法理による取消しというのは取り消せば取消しの効果は遡及いたしますから、その外国人は結局最初から上陸、適法な上陸許可を受けなかつたことになりまして、不法上陸ということになります。そうすると、その外国人、直ちに退去強制につながる効果を持ちますので、権利侵害は重大であるということがございますので、入管局といたしまして、従来この上陸許可の取消しというのは比較的謙抑的に行つてきたところでございます。

それから、当初は正規に入国したもの、後発的に在留資格に該当する活動を行わなくなつたというような場合、先ほどのように、はじめに働いていたが勤めていた会社がつぶれてしまつたという場合ですが、これは後発的に瑕疵が生じたとい

うこととなりますが、この場合はこれまで明文規定がございませんでしたので、取消しを行うことはできませんでした。

○木庭健太郎君 こういう形でその不法滞在の問題に入管としても積極的に取り組むということでございますから、この運用その他含めてきちんとやっていただくものはやっていたら、ただ、配慮しなければならぬ部分もあるなど、ちよつと今質疑をしながら感じておりましたし、その辺は運用をどうきちんとやっていたかどうかという問題も大きく残されているなと思ひますので、政府として一つのこの不法滞在をなくそうというのは目標でございますから、これへ向かつて最大限の努力もしていただきたい、こう思ひます。

もう一つ、今回の改正の中の大きなポイント、この難民認定の問題だと思つております。これについて少し議論をさせていただきたいんですけれども。

私は、今回のこの改正、いろいろ御批判もありません。これで本当にきちんとした体制になつたのかと、いろいろな御批判もあるんですけれども、私もですけれども、私どもの党もこの問題、法案を出すまでいろいろ審査もさせていただきましたし、ただ、これまでと比べて一番今回の改正で大きな点の一つは、やっぱり先ほど御指摘あつたように六十日ルールという、もうこれは世界から非常に、日本、何だこれはと言われたやつが、ある意味では申請期限が原則的には撤廃されていると。これは極めて大きな変化だろうと思ひし、これから、もう一つ挙げるならばそれは何かというと、初めて今回仮滞在という言葉、その発想自体がどうかという御批判が先ほど江田委員からありましたけれども、ある意味では難民認定申請者、これまで法的地位が全くなかつたわけですから、その意味では初めて今回法的地位、仮滞在という形ですけれども、それを与えるということを決めたこと、これも大きな意味がある改正だと思つております。

もう一つは、これも、言わばこれまでは入管だけではないことをやっていたものの中で、第三者の目、視点をに入れていつてこの認定の際に役立てていくということ、ある意味ではこれは法務省の中だけでなく外の方たち、つまり第三者にその不服申立て審査手続に関与させるという形のこの難民審査の参与員制度が設置された。その意味では私は今回の改正は大きな前進があつた、こう受け止めておるわけでございます。

それを踏まえた上で幾つかお尋ねをしたいわけでございますが、まずお尋ねしたいのは、今回の入管法の改正では、不正の手段等により入国した外国人に從來より厳しい対応を取れる制度を、この新設を提起しているわけですね。もちろんこれは国内でいろいろなそういう、先ほど申し上げた犯罪その他の問題もあつて、これに対してきちんとやっていくという問題ではあるんですけれども、そのこと自体はいいとは思つていますが、これ、本当の難民の場合は自分の国で迫害を受けて特別の事情で出てくるわけですから、ある意味では日本に到達したときどういう状況になるかという、ある意味では不正な手段で日本に到達してしまつたということはこれ十分あるのであつて、じゃそういう人たちが、このような難民申請者という人たちがごつちやにされるということはどうなんだろうかと、こういう思いもあつたし、今回、こういう難民申請者については改正で仮滞在という法的地位を与えられ合法的な滞在が保障されることになりましたから、それはそれはいいんですけれども、この不法滞在を目的とする外国人と混同されるというようなことが私はあつてはならない、こう思ひますし、このことを担保するために法務省としてどのような対策をお持ちか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) 今回の改正におきましては、仮滞在の許可を受けた人に対しましては仮滞在期間を記載した仮滞在許可書を交付することとしております。そのことによつて不法滞在を目的とする外国人との区別が容易にできるように

することを予定しております。

また、仮滞在の許可を受けた人の法的地位、それから本邦に在留できる期間を即時的に把握できるようにすることが望ましいものですから、仮滞在の許可を与えるときには条件を付しますが、その条件の一つとして、本人に対しては交付した仮滞在許可書を持参するようにと、そういう携帯義務を課すことも予定しております。そうすれば、その仮滞在許可を受けた人は許可書を携帯して動いていきますから、いつでも身元を確かめられたときにその許可書を見れば合法的に仮滞在許可を受けた者であるということが証明できるという仕組みになります。

なお、そうはいっても、万が一その許可書を交付を受けながら携帯していないというケースもあり得るかと思いますが、これは入国管理局におきまして警察などの照会を受けて直ちに回答できるような体制を整えまして、そのことによつて、仮滞在許可を受けている人か、それともそうでない不法滞在を目的とする外国人であるか、そこは混同されることがないように配慮する予定でございます。

○木庭健太郎君 もちろんそういったこともやっていただきたいんですけども、もう一つは、こういうふうな法改正になっていくわけですから、もう一つ大事な問題というのは、こういう難民申請者に当然対応するのは、まずは難民調査官始めいろんな方がいらっしゃるわけであつて、私はそういう難民申請をする方たちに対する配慮とともに、逆に言えばそういう、これからそういう難民の問題についていろいろ取り扱う側の、入国管理官始め、そちらの教育が大事じゃないかと思つていふんです。それから、そういう情報提供の問題、その辺は万全にやっていたらいいんじゃないか。

○政府参考人(増田暢也君) 難民調査官につきましては、現在でも全国に五十三人配置しておりますが、そしてまたその中で十名は専従させておりますし、さらにそれとは別に、調査官ではないけれども入国審査官の中で五名、補助的に難民調査の仕事に従事させるため専従者を置いて体制を整備に努めております。これは、今後この難民申請案件の推移を見て、この数が増えればやはり十分な調査に支障の出ないよう体制整備を心掛けていきたいと考えております。

それから、その指名した調査官が十分な能力を持つていなければいけないわけで、この点につきましても、私どもは毎年その難民調査官に対しての研修を実施しております。これもその時々状況を見ながら研修の内容にも工夫を凝らして、調査官の能力向上に努めているところでございます。

○木庭健太郎君 それから、これは先ほど千葉先生も御指摘をされたんですけども、私もこの点だけはもう是非確認をしておきたいと思う問題が、今回の改正で難民認定を申請した者は一定の条件を満たせば仮滞在の許可を得る、これは本場に一つの評価する点なんですけれども、つまり問題の一つは、出身国から難民条約に加入している第三国を経由して日本に到達した者については一律に不許可にするのか。さつき条約難民に加入している第三国の問題という形ではおっしゃっている第三国を経由して日本に到達した者、これはどう扱われるつもりでいるのか。

やはり私は、難民条約に加入している第三国であつたとしても、やはり日本に来るまでの間というのはいろいろな形を経ながら来るケースというのが私は多いと思うんですよ。日本でも実際に過去難民認定を受けた人たちの中に、やむを得ない事情によつてそういう第三国を経由した人も私はいたと、こう認識をしておりますし、その辺をどうお考えになつていらっしゃるのか、もう一度きちんとした答弁をいただきたいし、もう一点、更に千葉先生から追加してお聞きしておきたい問題は何かというと、そういう人たち、つまり第三国を経由してどうのこうのという場合、やむを得ない事情で認めるとしても、そういうやむを得ない事情をだれが立証するのか。つまり、本人が立証しない限り駄目だとされるのか。そこはどんなふうな、この立証責任の問題、どんなふうにお考えなのか、御答弁をいただきたいと思つてます。

○政府参考人(増田暢也君) まず、経由した国が難民条約に加入している国である、そういう場合は、そういう国を経由して日本に来た人は直接来たことにはならないのかというお尋ねかと思うのですが、結論的に言いますと、それぞれの案件で事実関係を総合的に判断して決まることであつて、難民条約加入国を経由して来たからといって、直ちに我が国に直接来たことにならないとは言えないと思つてます。

例えば、その経由した国において実際に庇護を求めるような余裕がなかったような場合、例えば実際は身柄を拘束されていてその国で庇護を求める機会がなかったとか、あるいは元々その人は日本に助けを求めるつもりであつて、日本に助けを求める一つの手段としてその国にいたにすぎない場合であるとかというように、いろいろな事実ごとに考えられますので、難民条約加入国を経由したから直ちに駄目だというふうにはならないというのが結論であらうと思つてます。

それから、この場合に仮滞在許可の要件を満たすかどうかの立証責任、これはやはり申請した本人にございます。ただ、例えばこれが第三国を経由した場合を想定しますと、当然、難民認定申請があつた場合、その本人に対してどういう経路で出身、迫害国を出て日本に到達したのか、それは聞くことになりまして、その本人の話で、自分はこの国を経由して来たということが出れば、なぜその国を経由したのか、その国にどれぐらいいたのか、その中で庇護を求めたのかとか、求める可能性があつたのかと、そういったことを詳しく聞いて、その本人の話に信用性が置けるかどうかということと判断することになりますので、本人の話しかないからといって立証をはねるというふうなことはならないと考えます。

○木庭健太郎君 つまり、この滞在状況、第三国への滞在状況なんかについて厳格に本人に立証責任を負わせるという問題で、ただ立証は、話は聞く、それはしていただく、ただ、その状況などについて、その証拠はあるのかどうのこのうということまで、そこまで深く求めるものではないということになるんですか。もう一度、ちょっと。

○政府参考人(増田暢也君) これは、本人の話聞いて、その本人の申し立てしている内容が信用できるといふふうに判断するかしないかということでございますので、立証責任はだれにあるのだというふうな聞かれ方をされますと、それは申請した本人にありますと言わざるを得ないんですが、あとはその方の話を聞いて、例えばその方の話の内容が具体的に合理的で特に疑いを差し挟むような余地もないなど、ということになれば、その方の話は信用できるということとでその方に有利に判断するということになるうと思つてますし、本人の話も聞いていて、どうも矛盾があるとか客観的な事実と反することがあるということでは信用できないとなると、これは仮滞在許可の要件を満たしたことはないという判断をすることにもなるうと思つてます。

○木庭健太郎君 その辺の適用の問題がなかなか、もうこれもこれから運用していく問題になりますので、きちんとした形でいうか、ある意味では柔軟性を持ってこの難民の問題については見えておかなければならない部分があるというふうにしておられますので、是非その辺の運用をきちんとしていけるようにということを要望しておきたいと思つてます。

そして、次は、これも今度は江田先生との議論になつておりました参与員というこの制度の問題でございます。

現行法でなぜいろいろな問題言われたかというところ、結局、難民該当性の判断であつたり難民不認定処分に対する異議申立ての審査も、ともにこれ入管の職員がやるわけですね、どちらも。だから

ら、どうなんだ、公平性とか中立性という問題についてどうなんだという疑問が今までもあったと。ですから、今回の法案では、正に申立ての場合、異議申立ての場合は第三者の難民審査委員というものが参加して必要な意見を述べるといふものを、こういう今までの疑問に對して一つの答えを法務省として出したものだと思いますし、ある意味ではこれがどう機能するかどうかというのが今回の一番大事な法改正のポイントだと私も思っているんです。

この難民審査委員ですが、資格としては、先ほどおっしゃっていましたが、一応法案を見ると、人格高潔であつて公正な判断ができる、法律又は国際情勢に関する学識経験が豊かな者と、法律上はこう書いてありますが、さつき局長言われていました、例えば一つの分野としてどんなことを考えられているかというと、法曹の実務者、実務家、これが一つのジャンルの部門の代表である。もう一つのジャンルは、元外交官であつて、また、商社等海外勤務した者とか海外特派員とか国際政治学者、こういった部類の人たちが一つのジャンルとしていらつしやる。もう一つは、国際法とか外国法とか行政法、つまりこういった法律専門家というように想定されているというふうな先ほど御提言をされておりました。

ただ、もちろん有識者というのは大事だと私も思つておりますが、単に法律や国際情勢の専門家というふうにして選任された場合、ただ、そういう分野と難民問題の専門的知見というの、これは全く私は違ふ部分があると思つてゐるんです。したがつて、一歩間違つてどうか、結局、やつたけれども、何か法務省寄りだとかお手盛りだとかいう批判を受ける危険性だつてあるわけです。そういった意味では、この辺が一番大事なポイントだと思ふんですけれども、まずこういった問題について法務省の見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) お尋ねのとおり、この難民審査委員の人選に当たりましては、恣意

的な人選がなされているといった疑念を招かないことが大事だろつと思ひます。したがひまして、具体的な人選に当たりましては、例えば公正中立な立場の団体、組織、あるいは有識者等に推薦をお願いして、その推薦いただいた方の中から法務大臣が選任することなども検討したいと思ひております。

○木庭健太郎君 だからこれも、選び方も、さつき御答弁ある程度ありましたから、追加してお聞きするわけですが、例えば弁護士さん、法律実務家ということであれば日弁連との連携を深めればよいでしょうし、国際機関ということであればU.N.H.C.R.始め、国連難民高等弁務官事務所を含め、そういうところからも人材を選んでいくということをお願いする手もあるでしょうし、もう一つは、こういう候補の対象として考えるべきなのは、まあこれNGO始め実際にこの難民のいろんなことをやつていらつしやる業務、若い方も含めて、海外でそういう現場に行きましたら、実際にそういう難民救済の意味で活躍をし、いろんな手続も実はしているのは、これは日本のNGOの皆さんが随分いろんな形でやつていらつしやいます。

そういうNGOの方たちの中から、こういった問題についても、人選についても一つの参考意見をお聴きになるのかどうか。どうでしょうか、NGOに限りません対象になりますか。

○政府参考人(増田暢也君) お尋ねのNGOにつきましては、難民認定に關して中立的な立場から公正な判断をしていただける適切な人材があれば、選任は検討したいと思ひております。

○木庭健太郎君 是非、私は、こういう問題やるときというの、もちろん学者、いろんなそういう法律の専門家、結構でございます。ただ、やはりそういう中に、実際の難民業務携わつた人とか、現場、フィールドを知つた人を是非そういった意味では取り入れていただきたい、こう思ひます。

先ほど、今後省令で定めるといふことはおっしゃつておりましたが、是非、あらかたどういふ形でスタートするのかというのがある程度分かつた方がよいんであつて、こういう審議の場で、私たちがさつき申し上げた、その分野、二分野、三分野と申し上げましたよね。これは専門部会の最終答申にもあつたんですけれども、結局、法曹実務者というのが一ジャンルになつてゐる、二つ目のジャンルが二ジャンル目、三つ目のジャンルが外交官だつて二ジャンル目、三つ目のジャンルが何か国際法、外国法の専門家という形を、これ専門部会の最終報告では一つの形を出してしまつたが、これを見る限り、専門部会の提案をそのまま取り入れるなら、三分野からそれぞれ一人ずつ来るんであれば、三人が一体になつてやられるのかなど、こうも思ふんですけれども、そういう姿ですか。

○政府参考人(増田暢也君) 先ほど申しましたとおり、まだその点について具体的に確定していることではございませんので、それはあらかじめお断りしておきたいのですが、難民審査委員にお願いする分野としてはその三つの分野というところで御提言もいただいておりますので、そういった分野からお願いしようと思ひてゐるの、一つでございます。

そしてもう一つは、せっかくそういった方々の意見を聴くのなら、一人よりは二人、二人よりは三人ということ、複数の分野の専門家の御意見を聴こうということも考えておりまして、要するに、複数の分野の専門家によつて多角的に検討され意見が提出されることで適正公平な判断が下されるものと期待してゐるわけです。

ただ、どの分野からどの程度の数の委員を引き受けていただけるものなのか、これがまだ不確定でございますので、組合せなどを申し上げられる段階にはございませんが、今の私どもが考えて

いるのは、異議申立て一件について三人程度の難民審査委員に担当していただくことを考えております。

○木庭健太郎君 これも先ほど御答弁いただいたような形ではないような部分なんですけれども、つまり、そういう形で三人一組でやつたとして、じゃ、今まで一体異議申立て件数がどれだけあるのかと先ほど御説明を局長の方がされておりました。平成十一年度以降百五十八件、六十一件、百七十七件、二百二十四件、二百二十六件です。つまり二百件程度を想定しながらこれに對応しなければならぬということになつてくるんだろつと思ひますし、そうすると、その仕組みの中で、今度は三人一組でやりながらやると、全体像、一体この委員となる方と、全体の数でいけば大体どれくらいになるのかなというふうなことも、さつきは十数人とおつしやいましたかね、ちよつとその辺がどれくらいを見込んでいらつしやるのか。今の御答弁だと、何かまだその人材の確保が今できてゐるような環境なかつたようすけれども、大体、やつぱりある程度そういうところの働き掛けもしながら、人材確保の見直しも含めて、その点についての御答弁をいただいております。

○政府参考人(増田暢也君) 今回の法案では、難民審査委員は非常勤国家公務員として若干人を任命するという規定が置かれておりますが、私どもはこれに基づいて十数名の難民審査委員を置くことを考えております。その人材の確保に關しましては、公正中立な立場の有識者等に、あるいは先ほど申し上げたような団体などに推薦していただくことなどによつて、難民審査委員にふさわしい人材の確保に努めてまいりたいと思ひてゐるところでございます。

○木庭健太郎君 こういう制度を設けること、もちろんこれまでより、より客観的により中立的といった意味もあるわけですが、こういった制度を導入することによつて、一つは、大事なこと、この難民認定というまでの期間の問題

なんです。

今までかなりの時間が結局掛かっていて、そのためにいろんな問題も生じてきたことも事実でございます。もちろん異議に対する申立てに対すこの審査ですから慎重であらなければならぬのはもうよく分かりますが、その一方で、せっかくこういう制度を導入する以上、一方では迅速性も私は求められるようになるだろうと、こう思います。今、これから始めるわけですから、一体どうなるのかということがなかなか読みにくい面はあるんだろうとは思いますが、つまり難民申請から最終的に難民又は難民不認定の処分が確定するまでのこの要する期間をどれくらい見込まれているのか。つまり、現状と比べてみてどの程度短縮できるようなりそうと、こういうお見込みがございましたら、話をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) 改正法案におきます難民認定制度は、難民のより適切な庇護を図ることを目的としており、真の難民を早期に保護するためには審査の迅速化を図る必要があると考えております。

ところで、現状でございますが、難民認定手続の処理期間につきましては、平成十五年に処理した案件を基にしますと、難民認定申請があつた場合、一次審査に要した平均処理期間は約七か月となっております。そのうち、六か月以内に処理したものは約四五%。しかし、一年以内に処理したものは、そして最終的に一年以内に処理したものは累計で約八九%となつておりまして、申請されてから六か月以内に約半数、一年以内に約九〇%が処理されているという実情でございます。

これが一次審査ですが、異議申立てに掛かる平均処理期間は約五か月となっております。これも六か月以内には約六七%、一年以内には約九七%が処理されております。

したがって、一次審査で不認定となり異議申出を行ったケースを想定しますと、申請から異議申出に対する法務大臣の裁決がされるまでの平均期間は約一年というのが現在の実情でございます。

す。

しかし、先ほどお答えいたしましたとおり、迅速に真の難民を保護するということを実現しなければいけないという見地から、改正法案の成立、施行後は、難民認定申請案件につきまして、原則として申請から異議申立ての処理まで六か月以内、つまり少なくとも半年は短縮するというところに努めていきたいと考えております。

○本庭健太郎君 さて、この難民審査委員です。ね、法務大臣に対しては、この「異議申立人又は参加人に口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができる」、これは六十一條二の九第五項ですね。異議申立ての際に、「異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い」、「審尋することができ」と。ただ、先ほどもちよつと議論になつていたんですけれども、この難民審査委員が自ら事実の探求のために調査する権限という、定めた規定がないんですよね、この中では。

だから、ただ、そうは言うものの、やっぱり自分たちの手でもやらなくちゃいけない部分出てくると思うので、先ほどは公的機関の問題もありましたが、公的機関だけじゃなくて民間の支援団体も含めて、そういうのに照会して必要な報告を求めることができるのか、そういったことは、これ法律上省令になるのかどうか分かりませんが、そういう点も考えるべきだと思ひます。それ、この点について伺つておきたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) 委員のおっしゃる通りに私も考えておりまして、難民審査委員には法務省令において所要の調査を求める権限を付与することを予定しております。それによりまして、現在、難民調査に係る法務大臣による適正な判断を行うために実施しております難民調査官による関係機関への照会とか、あるいは各国の政治状況等の事実調査の結果等、これが改正後におきまして活用することが可能であると考えております。

今後とも、難民審査委員からの調査依頼に對

し、十分に対応できるよう難民調査官の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○本庭健太郎君 そして、この難民審査委員の答申、先ほど言われました、一つになるのかどうなの、いろんなケースもあるだろうとおっしゃいましたが、この委員がどう答申をしたかについては最終的にどの程度その難民申請者本人に告知されるようになるのかと。

何でこんなことを聞いているかというと、非常に短いような要旨だけが伝わるようでは、もし、特にこれ異議却下が起つた場合、本人が納得せずに司法の場にまだどんな持ち込まれてしまふと、こういうのが増えるおそれがあると、こんなふうにも思うものですから、一体この難民審査委員の答申を本人に対してどう告知されるのかという問題、御答弁をいただいております。

○政府参考人(増田暢也君) 異議申立てを却下あるいは棄却する場合に、難民認定申請者に対して理由の告知を行うのは、これによつて法務大臣が難民審査委員の意見に沿つた判断をしたのか、異なる判断をしたとすれば、それが合理的根拠に基づくものであるのかといった点について、その異議申立人や、あるいはその後行政訴訟を担当する裁判所が事後的にチェックすることができるようにして法務大臣の判断の適正性を担保するためでございます。

したがって、難民審査委員の意見については、今申し上げたような趣旨を没却しないよう、具体的に記載して異議申立人本人に告知することを考えております。

○本庭健太郎君 それと併せてお尋ねしておきますが、この難民審査委員がある異議申立ての案件について答申を出した際、法務大臣は、これは、それを参考にして最終的な決定を行うということでございますが、仮にこの委員の諮問意見と異なる決定を今度は法務大臣がしたという場合、その諮問意見と法務大臣の反論、決定理由、こういうものは併記して本人に通知するかどうか、この

問題についてお答えをいただいております。

○政府参考人(増田暢也君) 委員御指摘のように、異議申立てを却下あるいは棄却する場合に難民審査委員の意見と法務大臣の決定理由が異なる場合には、ともに理由付記中にそれらを記載して、法務大臣が難民審査委員の意見をどのようにしんしゃくしたのが異議申立人本人にも分かるように告知することになります。

○本庭健太郎君 少し時間を短縮して最後の質問にしたいと思ひますが。

私も、実は湾岸戦争が終わつたとき、あの直後にイランと、そしてあのときはイラクから逃げ出した方たちがお隣の国にも、とにかく周りに全部出ていたときに、あの周辺を回りました、どこへ立ち寄つたかという難民キャンプに立ち寄りまして。それで難民キャンプでいろんな方たちとお話をしながら、でも実は、イランでありながら、そこに来ているのがイラクから逃げ出した人じゃなくて、クルド難民じゃなくて、ソマリアの難民の方がいらつしたり、ある意味では第三国にいるわけですね。そんなケースにも随分遭遇しました。

ただ、その人たちといろんな話をしたときに一番印象に残っているのは何かと申し上げますと、難民キャンプにいて、自分の国に帰れるわけじゃないんですから、じゃ、次どこへ行くかという問題になるわけですね。そのときに、いろんなお話しして、イギリスの話が出たり、アメリカの話が出たり、ドイツの話が出たりです。じゃ、次どこへ行くかという話になるわけです。いろんな話聞いた中で、日本どうかという話をしたわけなんです。どういふ答えが返つてきたかというと、日本は厳しいし難しいし、それは行きたくても行けない国だと、こう言うんですよ。ソマリアの方がおっしゃるんです、何で日本のことを知っているんだと言いたいぐらい。つまり、日本というのは、まだ改正される前のときですから、正に難民

の認定というのはほとんど日本に行ってもしても
らえない、日本という国は。

さらにもう一つ、これは私も、自身も含めてそ
うです。やはり日本というのはまだまだ、先ほど
共生の問題おっしゃっていましたが、先ほど
じゃ、例えば外国の方が自分のそばに住んでい
て、現状は厳しいですよ、これ。それはもう教育
の問題からやらなくちゃいけないし、本当に外国
人と共生という問題をやるならば、そういう意識
の変化から。やっぱり日本は単一民族だから、そ
こがなかなか解消できていない。そういうことが
ある意味ではそういう難民の方たちにも伝わって
いるというのがある意味でショックでございまし
て、日本というのは難民を受け入れない国だとい
うような認識を持っていらしたと。

私については、本当にそのことがいいのか悪い
のか、いろんな評価はあると思いますが、私は
やっぱり、海外、もし自分がその国に政治的に
いろんな意味でいれなくなつたときに、じゃ、ど
こかへ移らなくちゃいけないというときに選ば
れる国の一つであつてほしいと、日本が。私はそ
う思います、正直に。そういう意味で、今回の改
正そのものは、それへ向かった一つの大きな前進
を私はしていると思っております。

そういった意味も含めて、最後に大臣に、これ
で新たな難民認定制度に踏み出すわけでございま
すから、私が言いたいのは、難民に冷たい国と批
判されないよう、今後の取組に向けて、特に私
は、今いろんな制度を作ります、作つた中で一番
大事なものはどう本当に運用されていくかと、さ
ちんと運用されなかつたら、それは民主党の方が
いいというような意見が出てくるかもしれません
ので、是非、そうじゃなくてこの制度できちん
とやれるんだという運用を含めて、是非やってい
だき方も含めて、こういった点に御答弁をいた
して、大臣から、私の質問を終わりたいと思
います。

○国務大臣(野沢三三) 大変大きなことを最後
に聞いていただきましてありがとうございます。

日本に対するイメージというのを前段おっ
しやいましたが、実は私も、別途、国として進め
ておりますビジット・ジャパン、日本において
なるお客様を、今五百万そこそこの方を、近い
この五、六年のうちに一千万以上にしよう、倍増
させようということで努力をさせていただいており
まして、法務省はこれに関しても入国管理の立場
からは大きく関与をしないかなきゃいかぬ立場に
ございます。

そういう中で、進める中で、日本に対するイ
メージというものを外国の方々に折に触れて伺
いますと、日本という国は遠いところにあるとい
うこと、よく分からないという、国の中の事情がで
すね。それに加えて、今委員御指摘のとおり、入
管制度についてはなかなか難しいようだというイ
メージがどうも定着しているのではないかなと。
これは実は心配をしておるわけでございます。

今回のこの改正法案は、そういったイメージを
できるだけ、国際的な標準なりルールに一步でも
二歩でも近づけてまして、できる限り、この日本の
ルールはどこへ行つても同じ形で扱っていただけ
るものと、それに近づく一つのステップとして大
変意義があるというふうにお考えをいただござ
います。特に、難民問題の解決については、日本
がこれを前向きに、積極的に取り組んでいるんだ
というところを世界に向かってやっぱりこれはPR
をしなければならぬんじゃないかと思うわけで
す。

法務省といたしましても、特に政治的な迫害か
ら逃れて庇護を求めの方々、これに対しては、北
朝鮮の問題等も過日ございましたが、迅速かつ確
実に難民として認定し保護するということにつ
いてしっかりと臨んでいかなければならぬと思
います。必要がある場合には、かつてインドシナ
の難民に対して相当なレベルでの対応をしたこと
も実績としてございますので、こういった先例等も
勘案しながら取り組んでいくつもりでございま
す。

○木庭健太郎君 ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は一回目の質疑ですので、政府案の難民認
定の問題、それから民主党の難民等の保護に関
する法律案を中心に質疑をさせていただきます。

この難民問題は当委員会でも随分大きな議論
をしてまいりました。二〇〇一年のアフガン難
民の方々の収容のこと、そして二〇〇二年の五月
の清陽事件などを受けまして、この場でも集中的
な難民政策についての議論をいたしましたし、
いろんなシンポジウムもありました。当時は、例
えば六十日ルールなど、幾ら質問いたしまし
ても絶対に変えないという姿勢だったのが、今回こ
ういう法案になってきたということは大きな変化
だと私は思っております。

その上でまず大臣にお聞きをいたしますけれ
ども、この難民政策の基本的な精神、考え方は何
なのか、その中で、人道主義とか国際貢献、こ
ういうものはどういうふうな位置付けられて
いるのか、まずお聞きをいたします。

○国務大臣(野沢三三) 民主主義国家としての
我が国は、基本的な人権を尊重する立場から、難
民問題の解決につきまして積極的に取り組むこ
とが期待をされておりますし、また我々も努力を
しておるところでございます。

我が国は、昭和五十六年の難民条約の加入に伴
いまして難民認定制度を設けたところでございま
す。この難民条約の根底には、委員御指摘の人道
主義が基本にあることは言うまでもございま
せん。そして、その後、現在に至るまで二十年以上
にわたりますと、国際的な取決めである難民条約
等へのとりまわして、個別に審査の上、難民と認
定すべきは認定してきたところでございます。

今後とも、政治的迫害等から逃れ庇護を求め
る者につきましては、迅速かつ確実に難民として認
定し保護するという姿勢で臨んでいく所存でござ
います。

○井上哲士君 大本に人道主義のある難民条約を
基本にできたということでありました。

実は、二〇〇一年、二〇〇二年等に大きな議論
になったのは、その難民条約との関係が鋭く問
われたと思うんですね。私は、二〇〇二年の十一
月に日弁連が主催しました、難民問題で超党派で
加えたシンポジウムに出席をいたしました。そ
のときに、前の国連難民高等弁務官の緒方貞子
さんからメッセージが来たのが大変話題になり
ました。調査室に作つていただいた資料集にも入
っておりますが、その中で緒方さんは、難民高等
弁務官の十年間の経験からして、日本が非常に保
護してきた難民の数は少ないということを挙げた
上で、「この事実は、私たちに深刻な問いを投げ
かけます。それは、日本が難民条約を支えている
精神や価値観を真に理解し、実践してきたのだら
うか」と。これを十年間の国連難民高等弁務官の
経験の上に日本に投げ掛けた。そして、それが今
回の法改正にどれだけ生かされているんだろうか
というのを今から議論をしたいと思います。

その上で、今、難民政策の基本について聞き
ましたが、じゃ、入国管理行政の基本的考え方とい
うのはどういふことなのか、大臣にお願いいた
します。

○国務大臣(野沢三三) 緒方さんのお話が出
ましたが、私もよくよく実は尊敬しておる一人
でございます。緒方さんのこの行動につきまして
は、正に日本人の模範であり、誇りであると思
っております。私もその精神はもう十二分に体
して今後とも取り組むつもりでございます。

お尋ねの入国管理に関する基本的な考え方
でございますが、法務省といたしましては、我が
国の安全と秩序を維持する、これを基本にしま
して、併せて外国人の円滑な受入れを図ることが
国の内外から要請されていると認識をされてお
ります。外国人の受入れは、我が国の経済社会の
活性化や一層の国際化に資するものと考えてお
りまして、日本人と外国人がともに生きるとい
う、いわゆる共生の理念に立ちまして、今後とも
歓迎すべき外国人の受入れの推進に努めてまい
りたいと思

考えております。

○井上哲士君 難民行政の考え方で、認定すべき人は認定するというお話がありました。正に、難民認定というのは、そういう政策判断とは切り離して難民の条件を備えている人をどう認定をするのかと、こういうことなわけですね。ところが今、入管行政についてお話をしましたように、歓迎すべき人の入国は促進すると。逆に言いますと、歓迎せざる人は遠慮していただく。実にこれは政策的な行政でありまして、やはりこの難民行政と入国管理行政の考え方というのは、正に正反対の中身を私は含んでいると思うんです。こういう行政を、一つの省の、しかも一つの局の中でやっているとすることが、やはりいろんなゆがみを生む原因になるのではないのかと。

改めて、やはりこの二つを切り離すべきだと思ふんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(野沢三三) 出入国管理行政におきましては、不適切な外国人を排除するだけではなくて、外国人の適切な受入れを図るための業務も併せて行っているところでございます。その意味でも、難民認定事務と出入国管理行政は密接に結び付いているということから、難民認定業務と出入国管理業務とで基本的な考え方が異なるものとは考えておりません。

また、入国管理局には専門的に事実の調査を行う難民調査官等が置かれておりまして、その経験を生かして二十年以上にも及ぶ難民認定業務についての豊富な情報を有しているところでございます。そういう中で、入国管理局が難民認定事務を行うことには、いわゆる十分合理性のある仕事の執り方ということで、排除と受入れという、確かに言葉は非常に両極端でございますが、私はこれは十分調和を持ったところで答えが出せる、切り離す必要はないという仕事と考えておるところでございます。

○井上哲士君 果たして十分合理性があるんだらうかということ私を私は浮き彫りにしたのが、先日も千葉委員から指摘のありました入管局の不法滞

在等の外国人情報メール通報システムではないかと思ふんです。

今でも在日外国人の皆さんへのいろんな偏見に基づく嫌がらせというのがあります。私、昨日改めて法務省のホームページを見てみたんですが、トップページから見ると、人権教育・啓発に関する基本計画というの載っております。この中でこう書いてあるんですね、「外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」。そこには「外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる」と、法務省自身が認めているらしいです。同じ文書を見ておきますと、「インターネットによる人権侵害」というのが出てくるんですね。電子メールにしても、ホームページにしても、いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、様々な権にかかわる問題が発生していると、ちゃんと法務省のホームページに書いてあるんです。その一方で、入国管理局が匿名でもってメールでこういう通報をさせているということやはり大きな問題だと思ふんです。

改めて昨日見てみますと、千葉委員がこの間一番問題にしたのは、通報の動機というところでありました。選択制になっておりまして、その中で、近所迷惑とかですね、それから不安という項目があるということ指摘をされたわけですが、昨日見てみますと、その通報動機の欄についてはこういう選択制はなくなつて、自由表記ということになっております。

これはあれですかね、やはりこういう近所迷惑等の理由で通報するということについては偏見を助長すると、こういうことをお認めになった上でこれを削除したんでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) このホームページの問題につきましては、千葉委員からも御質問を受けましたし、いろいろ御指摘を受けたところでございまして、私どもとしては、この制度はあくまでも、不法滞在外国人について入管に対して従来

電話や手紙で情報が寄せられていたと、それをこれからはメールでも受け付けることにするというところで設けた制度でございまして、その在り方についていろいろと誤解を招いているようなところもあったということ、より良いものに改善をしていくということ、例えば今委員の取り上げられた選択制、選択式の動機の記載については、もう提報内容と併せて、自由表記のように改めたということでございます。

○井上哲士君 問題点があったということをお認めになったわけですが、やはり動機欄だけの問題ではないと思ふんです。こういうシステム自身をやめるべきだと私は思います。

それで、昨日、定住難民の支援などについて外務省の担当者からお話をお聞きしたんですが、こう言われるんですね。難民の方というのは本國でいろんなやはり政府から迫害などを受けていて、不信感が非常に強いというんですね。ですから、いろんな住居とかいろんなメニューを用意して、自由こそ一番だということ、すぐには使われないというケースも少なくないということをお聞きしまして、なるほどなど私は思つたんです。

そういう難民の方が、メールで外国人への偏見を助長するような通報制度を持つていっているような入国管理局がやっている難民申請に果たして信頼をして申請してくるんだろうかと私は思ふんです。ですから、今回も六か月とかいろんな期限が付けられていきますけれども、一方でそういう偏見助長というようなことをやって、一方で難民の皆さんに早く申請しないかということではうまくいかなないんじゃないかというようなことは、このホームページを立ち上げる際に何か考慮されたんでしょうか。その点、いかがですか。

○政府参考人(増田暢也君) このホームページを開設いたしますと、難民認定制度を見直してその制度の中に仮滞在許可制度を設け、その仮滞在の要件として六か月以内で申請しているかどうかを一つの要件とするということは、全く別個の

ことでございますから、ホームページ開設の際にこの難民申請の速やかな申請を促すことに妨げになるかどうかということを検討したことはございません。

○井上哲士君 そういうことを思い浮かべないというところに、やはり入管局というところが難民行政を担当するというところに問題があるんでないかということ私を私は思ふんです。

その点で、民主党の案についてお聞きをするわけですが、難民行政と入管行政を切り離している、この点の理由について伺いをいたします。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 井上委員の御指摘は大変すばらしいと思つて、その質疑、伺つておりましたが、難民への対応に対するこの問題の本質は、やはり基本的に保護という観点にあると思ひます。難民の方、難民申請者の方ですね、その国におきまして大変に困難な状況に置かれておたわけです。政治的に迫害を受けるあるいは生命の危険もあるというような状況の中から、文字どおり命からがら逃れてきた。そうした人たちに對していかに日本あるいは様々な国、国際関係が保護するかということが問題の本質でござい

ます。そうした意味で、やはり難民の保護という観点の問題の本質であるというふうに考えますと、今の入管法に基づく法務省のその業務の本質は、やはり秩序の維持あるいは不法入国の防止ということに観点があつたのではないかとこのように考えますと、やはり難民の問題につきましては、保護というその本筋に立脚した観点から対応するのが一番望ましいのではないかと、私どもは、その保護のために難民委員会を設置してその趣旨を生かすべきだという観点でございます。

○井上哲士君 民主党の案の大綱ぐらゐの段階で野党で集まりまして、いろいろ難民政策について協議をしたことがございます。難民行政と入管行政を切り離すことなど、基本的な精神で私たちもその方向で一致をいたしました。そして、今回こういう形で民主党案として出されているという点

で、やはりこの中身が大変望まれている方向だということも私も思っております。

その上で、幾つか具体的な項目についてお聞きをいたします。

一つは、仮滞在の制度であります。この仮滞在が許可された者の法的な性格ということはどうなるのでしょうか。そして、例えば就労、それから自治体を窓口とした生活保護、それから医療保険、こういったものはどうなるのでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 出入国管理及び難民認定法では、我が国に在留する外国人は原則として在留資格を持って在留することとしておりますが、仮滞在許可を受けた者はこの例外として在留資格を有することなく適法に在留することとなるものです。ただ、これはあくまでも難民認定申請に対する結論が出るまで適法に我が国に在留することができるといって、その間、退去強制手続を止めるという効果を持つだけでございますから、例えば先ほどお尋ねの就労などに従事することはできません。

○井上哲士君 その場合、生活保護、医療保険などはどうなりますか。

○政府参考人(増田暢也君) これはちょっと私も所管でないのでも正確にお答えするのはあれなんです。法律上は、仮滞在許可を受けた者は法的に滞在しているということになります。

○井上哲士君 それでは、仮滞在の有効期限というものはありますか。これはどういうふうになるのでしょうか。そして、この仮滞在期間が終了するのはどの時点か。異議申立てをしている期間もありまして、それからその後訴訟をしている期間もありまして、こういう点ではどうでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 仮滞在期間でございますが、一か月の期間を与えるという運用を考えております。したがって、実際には申請をしてから答えが出るまでに一か月で足りないというケースはあると思います。それは一か月ごとに更新をしていくということを考えております。

それから、仮滞在がいつ終了するかでございます。

すが、これは難民認定申請に対する答えが出て、そして異議申立てなどが七日間の期間行われなくて経過した場合であるとか、あるいは異議申立てがあつて、これが棄却又は却下されるという判断が出たとき、あるいは難民として認定されたけれども在留を与えないという判断が出たときなど、これは法案に示されたとおりの場合に仮滞在が終了いたします。

○井上哲士君 そうしますと、さらに訴訟をしている間はどうなりますか。

○政府参考人(増田暢也君) 訴訟自体は仮滞在期間を延長するというような効果にはなっておりませんので、訴訟を起こしたからといって、仮滞在期間が更新されるということにはなりません。

○井上哲士君 この仮滞在には、先ほど来議論のあったように、上陸から六か月以上経過をして申請をした場合、それから直接入国をしていない場合は許可されないということになっております。この仮滞在で実際に具体的に処遇がどう変わるのかという問題です。

先ほど午前中の質疑の中で直接入国についてはいろんな議論がありまして、厳格に適用すれば、UNHCRが指摘しているように、十人中八人は除外ということになるけれども、それはもう少し柔軟な対応をするんだというお話でありました。ただ、直接入国というハードルと、それから六か月という二つのハードルがあるわけですね。そういった点と、例えば実際の事例に、一年間の事例に即して難民申請をした外国人にこの仮滞在がどれだけ当てはまるのか。難民申請者全体の数、その中で在留資格がない者の数、うち仮滞在が許可される数、これはどうなるのでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 仮滞在の許可は今回の改正によって新設する制度でございますから、その具体的な件数を想定することは困難でございます。

ただ、平成十五年に難民認定申請を行った者、これが全体三百三十名余りでしたか、その中で合法滞在の資格で申請している者と、既に不正規の

資格で申請をした者、二通りに分かれていますが、問題になるのは、仮滞在許可の対象となるのは不正規の資格の者です。その不正規の者について、平成十五年、難民認定申請を行った者で申請内容がおおむね判明している在留資格未取得外国人について検討した結果、約三分の一程度が仮滞在の許可を受けられることになるであろうというふうに見られます。

○井上哲士君 逆に言いますと、三分の二はやはり仮滞在を受けられずに収容の対象になるということになります。これまで基本的に全件収容という対象になっていたことから考えますと、前進といえは前進なわけですが、やはりまだかなり高いハードルだと思ふんですね。

この六か月の制限、それからこの直接入国、この要件を付けたその理由はこういうことなんではないでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 仮滞在許可の要件として、本邦に上陸するなどした日から六月を経過していないことを求めましたのは、本邦に上陸するなどした日から六月以内に難民であると申出をしなかった不法滞在者は、その人が出身国において迫害を受けて、そこから逃れるためにやむを得ないで我が国に不法入国を、という違法行為を行ったものとは認められず、迫害からの緊急避難性という観点を考慮しますと、それ以外の難民と比較して我が国において庇護を付すべきものとする必要性が劣るものと考えられること、またこのような要件を設けることによって、専ら退去強制を免れることを目的として難民認定申請を行うなどの難民認定制度の濫用の防止にもつながるとともに、難民認定申請案件の迅速かつ適正な処理にも資するという考えによるものです。

それから、迫害のあるおそれのあった領域から直接本邦に入っていることを要件とした理由でございますが、これは迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入った者でない不法滞在者につきましては、その人の出身国における迫害から逃れるため、やむを得ず我が国に不法入国等の違法行為

を行ったものとは認め難く、迫害からの緊急避難性という観点、あるいは先ほど申し上げた退去強制を免れることを目的とした難民認定制度の濫用の防止、そういった観点から、これについては仮滞在を与える必要が乏しいと、こういう判断によるものでございます。

○井上哲士君 先ほど来からの議論もありますけれども、やはり難民の皆さんの実態とは少し違ふんではないかと思ふんですね。濫用防止というのは、あくまでも迅速そして的確な認定をするということの中で解決が図られるべきだと思ふんですね。

それで、ちよつと確認ですけれども、この仮滞在を認定をされなかった者はすべて収容の対象になると、こういうことになるわけですね。

○政府参考人(増田暢也君) 法律上、原則として収容されることとなります。

ただ、その人の情状等を考慮して、現在の運用もそうでございますが、仮放免制度を弾力的に運用するなどして柔軟に対応していくこととしておりまして、これまで以上に難民認定申請者の収容が強まるということはないと考えております。

○井上哲士君 正に今回の法改正の背景、そして趣旨に沿って弾力的な運用をしていただきたいと思ふんですね。

問題になってきた例えば六十日ルールとの関係でも、この間様々な裁判所の判決も出ております。二〇〇二年一月十七日の東京地裁の判決を見ておきますと、こういうことなんです。

難民の立場になって考えると、自らが難民であると表明することは、故国との絶縁という重大な結果をもたらすばかりか、それ自体に危険を伴う行為であるから、日本が信頼するに足るかどうか不安を抱く場合もあり、また日本に平穩に在留できている状態が続く限りは難民であることを秘匿し、そのような状態が維持できなくなつて初めて、言わば最後の手段として難民であることを理由に保護を求めるのも無理からぬものであると。ということで、日本に平穩に在留できている以

上は難民認定をしないこともやむを得ない事情だということ、六十日ルールの適用をすべきでないという判決も出されております。

個々の判決についてお聞きをすることはないんですが、やはりこういうような、私はなかなかこれは説得力のある、情のある判決だと思っております。こういうことも大いに踏まえた弾力的な運用をして、決して収容が強化されることのないように求めていると思います。

それで、二〇〇一年、二〇〇二年に本委員会でも随分議論したのも、こういう収容の中で多くの難民申請者の方が自殺を図ったり、いろんな精神的な苦痛を受けたりということが大問題になったわけでありまして。

今回の法改正の、そういう点で大きな理由の一つになっているわけですが、やはり三分の二の方が基本的には収容の対象になり柔軟な運用がされるとはいえず、そういうことが残っているわけで、やはり根本問題の解決になっていないと思うんです。

その点で民主党の法案についてお聞きをしますが、こういう難民申請者の皆さんの長期収容というようにすることについては、どのような解決策が図られているのか、いかがでしょうか。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 私ども民主党の案では、難民申請者につきましては難民申請者という地位に基づいて在留資格を付与するということになりまして、一部の例外を除きましてでございますが、したがって、在留資格がありますので、この点につきましては不法在留ではありませんので、退去手続等はこれは当然対象外ということになります。

そして、一部の例外でございますが、既に退去手続に入っている、あるいは刑事手続に入っている、あるいは一度難民の不認定の決定を受けた者がまた再びするようなケースにまで認める必要が性が高いというようなケースにまで認める必要がありませんので、そのような者については例外を設けておりますが、しかしそのような者であつて

も、なお難民の認定手続が六か月以内という比較的早い時期に結論が出るということによって長期収容が及ばないという手だてをしております。

○井上哲士君 ありがとうございます。次に、在留資格の付与についてお聞きをします。

難民認定がなされて在留資格が付与をされますと、この仮滞在のときはどう法的身分が変わるのか、就労などはどうなるのか、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 難民として認定されまして、その結果、定住者という在留資格を与えられた人につきましては、これは入管法上、就労活動を含め在留活動の範囲は制限がございせん。

○井上哲士君 では、この難民認定を受けていったん在留資格を付与をされた人が、その後、例えば本国の政治情勢などが変わって難民ではなくなるということが出てまいります。その場合、この在留資格というのはどうなるんでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 難民として認定されて定住者という在留資格を与えられていた人が、その後の本国の情勢変化など、その方の責めに帰すことができない事由で難民条約上の難民に該当しなくなり難民の認定が取り消された場合でありまして、この場合には退去強制事由にはされずございせん。

したがって、その方が受けている在留期間まで我が国に在留することはできますし、さらにその後もその方が本邦での在留を希望して在留期間更新許可申請などをしたときには、難民に該当しなくなった事情であるとか、その方の我が国での在留状況とか国籍国の状況などを勘案して人道に配慮した取扱いをしていきたいと考えております。

○井上哲士君 この在留資格の付与についても、直接入国でなかったり、それから六か月を過ぎるの申請の場合、難民認定を受けてもこの在留資格付与の対象とならないという法案になっていきます

が、認定されども保護せずと、こういう仕組みになっているわけですね。

これは、難民と認定しながら退去強制を行える仕組みを作るといことは難民条約にも反するんじゃないでしょうか、この点どうでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 難民と認定されども保護せずというものは必ずしも正確ではないと思うんです。というのは、難民として認定された場合に、まず六か月以内に申請しているとか、あるいは直接日本に逃げてきて助けを求めた人については優遇的に、法律上強制的という言葉をいいます、定住者という資格をもう自動的に一律差し上げると、これが一つです。

しかし、六月を超えて申請したが、しかし難民であると認定した人、あるいは我が国に直接来たわけではないが、しかし審査した結果、難民として認定された人、これについては一律に定住者という資格を与えることはしません。しかし、それについては六十一一条の二の第二項によって、情状などをすべて考慮して法務大臣が在留を特別に許可する、そのことによって例えば定住者という在留資格を与えることを考えているわけでございます。

現に、これまでも我が国では、難民と認定されたほとんどの人に対して結果として在留特別許可を認めております。その運用は恐らくこれからも変わりありませんので、自動的に付与されなかった人に対しても、難民として認定した場合は我が国での在留を認めるという運用になることは変わりないだろうと思っております。

○井上哲士君 それは当然の処置だと思います。結果的に全員に在留資格付与であれ在留特別許可であれ、在留が認められていくということであれば、あえてこういう区別を条文の中に置く必要はなかったんじゃないでしょうか。この点どうでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) これは難民条約の三十一一条などを参考としたことであつて、つまり元々条約自体も、その国に逃げてきてすぐに助け

を求めた人とかあるいは直接その国に助けを求めた人に対しては不法入国などで刑を科してはならないという規定がございます。つまり、条約自体が、入り込んできてすぐに助けを求めた人あるいは直接逃げてきた人を優遇するといえますか、そういう仕組みを取っております。

私ども、今回この法案を考えるに当たりました、我が国に来てすぐに助けを求めた人については、難民として認定された場合、もう一律、自動的に定住者資格を与えましようとするによって迅速な法的地位を与えるということ、そのことを通してこれからも迅速な申請を促すことになるのではないかと、そういったような観点からこういった規定を設けたわけでございます。

○井上哲士君 次に、定住支援の問題についてお聞きをいたします。

多くの難民申請者は非常に経済的にも困難を抱えております。しかし、基本的には地方自治体の行うような生活保護も受けられませんが、国保等にも入ることができないというところで大変生活上の困難が多いわけですね。そういう人たちに對する、言わば難民申請者に対する支援というのはこれまでどのようにされてきているのか、外務省にお尋ねをいたします。

○政府参考人(角茂樹君) 外務省におきましては、難民認定申請者のうち特に生活に困っている方々につきまして、財団法人アジア福祉教育財団の下にあります難民事業本部を通じて、大人の場合は一人一日千五百円の生活費の支給を行っておりますが、宿舎の手当て等の保護措置を実施しております。

○井上哲士君 直近で、この支援を受けている方の人数とその予算はどうなっているのでしょうか。○政府参考人(角茂樹君) 平成十五年の場合には、外務省が保護費を支給した難民認定申請者の数は百六人でございます。また、平成十六年度におけます難民認定申請者に対する保護事業の予算は約六千八百万円でございます。

○井上哲士君 これで大体希望者への支援が予算的に賄えているという状況なんでしょうか。

○政府参考人(角茂樹君) 現在のところ、大体これによって賄えていると考えております。

○井上哲士君 従来は今の答弁いただいた支援の仕組みがありますので、難民申請をしているうちはこういう支援が受けられますけれども、難民認定を受けずともこの支援の対象外になります。ところが、認定を受けなくても、言語や生活、就労など生活するためのいろんな困難がありました。

情報不足ですから、例えば生活保護を受けられるんだけれどもそういう手だてを知らないとか、医療保険にも入らないので病院に掛かったら実費になって本当に大きな出費になったとか、いろんな問題がありました。国連からも、インドシナ難民の定住支援と大きな差があるんじゃないか、これは正すべきだという批判もありました。

私も、百五十四国会のときにこの問題を当時の法務大臣にも申し上げましたけれども、そういう認定者の生活支援についてはそれまで制度がなかったけれども、しなくちゃいけないというふうな、そういう検討もお約束をされたわけですが、昨年からは始まっているとお聞きをしています。その難民認定を受けている人に対する支援の内容についてお願いします。

○政府参考人(角茂樹君) 議員のおっしゃられましたとおり、難民と認められた方に対して何かの支援をするという必要を感じておまして、昨年より、我が国におきましては、難民と認められた方々への支援として、難民事業本部が運営いたします国際救援センターというところで日本語の教育、それから社会生活、日本の生活への適応のための指導、また就職のあっせんなど、六か月間にわたって定住支援を開始しております。

○井上哲士君 その際の例えば住居費とかそれから食費などは、これはどうなんでしょうか。

○政府参考人(角茂樹君) この方々に對しましては、この国際救援センターに住むことができますので、住居費それから食費は原則的にただで受け

られるということになっております。

○井上哲士君 この点でも、支援を受けておられる人数とその予算はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(角茂樹君) 平成十五年度におきましてこの国際救援センターにおいて定住支援を受けた難民認定された方々の数は十一名でございます。また、平成十六年度におけます難民認定者に対する支援事業のための外務省の予算は約二千九百万円でございます。

○井上哲士君 こも六か月で基本的には出られていく。それで、できるだけそういうところに長く入るんではなくて、地域社会にどんどん溶け込んでいくということが大事だと思うんですが、しかしなかなか情報不足もあります。

そういう皆さんへのアフターケアというのはどのようにされているんでしょうか。

○政府参考人(角茂樹君) 議員おっしゃられましたように、六か月たつて出なくてはならない後に困る方もおりますので、このセンターにおきましては、退所されるときには、我が国での実質上生活する場合に困らないように、また不安等を解消するためいろいろ配慮しております。

例えば、一つは生活ハンドブック、こういうものの、これは日本語と英語で書かれたものでございますが、これを読むと、日本で非常に困った場合でございますね、例えば何か物をなくしたらどうするかとか、病気になったらどうするかというものが丁寧に書いてあるものでございますが、これを配付することにより、その退所された方々が困った場合にはこれに当たることのできる。そのほか、また退所された後であっても、困ったことが起こった場合にはいつでもこの難民事業本部に来ていただいて相談員が生活上の御相談に應じるということをご知らせることによってアフターケアをしております。

○井上哲士君 その生活ハンドブック、去年できたんですかね、私もゆうべいただいたんですが、大変、本当に日ごろ難民の方々のケアをされている方が作ったと思われまして、大変丁寧に、そして難民の方が困れるということに対して詳しく書かれております。

例えば、地震のときの対策というのが最初のころに出てくるわけですね。なるほど、外国から来られた方は地震にびびりされるんだと思えますし、それから墓地をどうするのか、納骨の相談はどこでやるかというようなことも書かれております。一番最後に、税金の納め方はどうしたらよいですかということもありまして、全部書かれていくということでもあります。こういう認定者への支援というのを更に十分な予算も確保して拡大を図っていくべきだということも申し上げておきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

次に、この審査の適正化、迅速化ということについてお聞きをします。

先ほど来、調査官の人数が出ておりましたけれども、ここ三年間の増加、全体の人数とその中で専任の人数、これいかがでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 平成十四年から申し上げますと、平成十四年は、難民調査官指定数は四十四人です。その中で専任は四人でした。平成十五年は、調査官に指定された者が五十名、その中で専任は十名です。そして、今年、平成十六年度に三名増員して調査官は五十三名、その中で専任は十名という状況でございます。

○井上哲士君 この三年で増えているとはいへ、まだまだ不十分だと思ふんですね。

この間、この難民認定に対して内容を覆す判決も随分地裁等出ております。その中でも認定の在り方が随分問われておるわけですが、本国の政治情勢、人権状況の把握、こういうことについて最新の知識を持つ必要がありますし、それから、難民申請をされる方の多くは本国でのいろんな迫害の中で心理的トラウマを持っています。ビュというものは大変専門性が必要ということも言われているわけですが、そういうインタビュの在り方も含めてどういう研修の強化が図れているのか、いかがでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 真の難民は、迫害から逃れて本邦に救いを求めてやってくる人ですから、その置かれた状況の特殊性にかんがみますと、今委員から御指摘がございましたように、トラウマ等の精神的、心理的障害を負った人が難民認定申請を行うことも考えられます。

このような事情を踏まえまして、難民調査官等に対して行う研修の中には、心的トラウマを受けた難民認定申請者へのインタビュ技術を習得させるため、心理学者による講義を取り入れております。様々な事情、背景を有する難民認定申請者の人権に最大限配慮した上で適切なインタビュが行えるよう配慮しているところであり、今後も研修の内容の充実に向けていきたいと考えております。

○井上哲士君 このインタビュのときに非常に決定的なのが通訳なんです。なかなか適切な通訳がされなくて不認定になったということで申立てがあったり、いろんな問題があります。この通訳の確保のためにはどういうことがされているでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 難民認定申請者の数の多い国籍国において用いられている言語に関しては、通訳人の待遇面を改善するなどして常時必要な通訳人の確保に一層努めているところでございます。現在、通訳人の数が比較的小ない言語とされる言語の通訳人につきましては、例えばベルシャ語で四十人、トルコ語で二十五人、ミャンマー語で二十二人などのように、できるだけ調査に支障のないように通訳人の確保を図っているところでございます。

○井上哲士君 今度、参事員という制度が作られるわけですが、この参事員の意見については法務大臣が聴くということだけで、いわゆる法的拘束力を持たせていないわけですが、その理由は何だったんでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) お尋ねのように、難民審査参事員の意見に拘束力をもしたとせるとし

た場合は、一つの結論に収れんされていることが必要となり、意見が一致しないときは、これは多数決によって一つの結論を出さざるを得ないことになります。

しかしながら、簡易迅速な救済制度としての行政上の異議申立て制度の趣旨であるとか、あるいは難民不認定処分等に対する異議申立て手続において諮問されるのが難民条約の定義する難民に該当するかどうかという事実認定の問題であることなどからしますと、法律や国際情勢等についての学識経験を有する委員の方の専門的で多様な角度からの意見を参考にするのが事実認定の正確性をより高める上で有益であるばかりでなく、少数意見の中にも傾聴すべきものは少なくないと思われることから、法務大臣が難民審査委員の意見を参考としながら、最終的な判断を行うということにしたいのでございます。

○井上哲士君 判断をするのは、一次認定も、これ異議申立ても同じ人ということになるわけですので、そういうことできちっとしたことができるんだらうかという疑問は持つんですが、その上でも、同じ情報で審査をしても同じ結果になるわけで、やはりこの委員の皆さんがいろんな調査をする独自のスタッフというのを持つ必要があると思うんですが、これはどういうふうになるんでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 難民審査委員制度を導入するに当たりましては、委員御指摘のとおり、実効性を確保するため、難民審査委員が追加的な調査あるいは情報収集を行う必要があると認められた場合には、難民審査委員が法務大臣あるいは難民調査官に対し調査などを行うよう求めることができる旨の規定を法務省令で定めることを予定しております。

また、難民審査委員が求める調査を行うことができるようにするため、難民調査官の能力の向上を図るなど、調査体制を充実させていきたいと考えております。

○井上哲士君 難民調査官も従来のこの法務省の中のスタッフなわけですね。最初の不認定ということをやったのも言わば同僚がやったということになるわけで、その人たちに再調査をさせるということが果たして有効な調査になるんだらうかと思うわけで、やっぱり独自の別個切り離したスタッフが必要と思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) ただいまお尋ねの点は、現在でも一次審査で担当する難民調査官と異議申出を受けてから担当する難民調査官は所属の部署が異なります。したがって、まして今後法改正が実現した場合には、異議申立てについては難民審査委員の方が中心になって記録を検討され、あるいは事実の中身を調査され、意見を最終的ににお出しになるということになりますので、それを手助けする難民調査官というものは、やはりその異議申立ての手助けをするための調査官ということで、一次審査に関与している者を充てることは考えておりません。

○井上哲士君 それは人事上もずっと区別をされていくということになるんですか。

○政府参考人(増田暢也君) そのとおりでございます。

○井上哲士君 いろいろ答弁ありましたけれども、やはり今の枠の中でのやっぱり委員というものの限界というのが今のスタッフの問題などにもあると思うんです。

この点で、もう一回民主党案にお聞きしますけれども、こういうより質の高い難民認定のための調査、そしてこういう異議申立てに対しての対応、こういう点でどういうような制度を用意をされているんでしょうか。

○委員以外の議員(小川敏夫君) 井上委員の指摘のとおり、難民の認定手続、これは大変に専門的な知識あるいは経験が必要でございます。

やはり申請者の国の国情あるいは宗教上の問題、様々な点について、大変複雑なものについてやはり深く正しく専門的に調査する必要があるというところ、あるいは調査における申請者との対応という面におきましてもやはり専門性がかなり求められるものというふうに思います。そうした意味では、やはり難民認定委員会、そうした専門の機関を設け、それに属する専門の委員によって判定する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

現在の法務省の中で、法務省は様々な分野の職務を担当しておられるわけですが、そうした中で、人事が配転して異動する中で、担当者が短期間で異動する、あるいはそれまで経験のない人がこの調査に当たるということでは、そうした専門性がある難民認定の手続について十分な配慮が行き届いた認定手続が進まないんじゃないかという観点で考えております。

○井上哲士君 両案について、対比をしながらお聞きをいたしましたけれども、やはり難民行政と入管行政をしつかり切り離すこととか、そして申請者等の法的地位を明確にして、大きな問題になってきた長期収容などをなくしていくということ、そして迅速な、そして正確な調査という点で、大変私は民主党案の中身というものが政府案と比較をしましても前進的なことが随分図られているというところを思いました。一層今後も議論をしていきたいと思っております。

○委員(山本保君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(山本保君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案の審査のため、来る十三日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本保君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、難民等の保護に関する法律案(江田五月君外三名発議)

一、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

難民等の保護に関する法律案

難民等の保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 難民の認定(第三条・第八条)

第三章 難民認定委員会(第九条・第二十六条)

第四章 生活支援(第二十七条・第三十四条)

第五章 在留難民等生活支援審議会(第三十五条・第三十九条)

第六章 雑則(第四十条・第四十二条)

第七章 罰則(第四十三条・第四十五条)

第八章 出入国管理及び難民認定法の一部改正(第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、難民認定委員会による適正かつ迅速な難民の認定の手続及び在留難民等に対する生活上の支援(以下「生活支援」という。)に関する措置等について定めるとともに、難民の認定に係る上陸及び在留の特別の許可制度を創設することにより、難民等の権利利益の保護を図り、もって難民問題を解決するための国際社会の取組に寄与することを目的とする。

(定義)

第三部 法務委員会会議録第九号 平成十六年四月八日【参議院】

第二条 この法律において「難民」とは、難民の地位に関する条約以下「難民条約」という。第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。

2 この法律において「在留難民等」とは、難民及び難民条約第一条A(2)に規定する理由に準ずる理由又は戦争、内乱、暴動、大規模な人権侵害若しくは公の秩序を著しく乱すその他の事情により、その生命、身体又は身体上の自由を害されるおそれのある領域から逃れて本邦に入つた外国人(日本の国籍を有しない者)をいう。以下同じ。であつて、適法に本邦に在留するものをいう。

第二章 難民の認定

(難民の認定)
第三条 難民認定委員会は、本邦にある外国人から難民認定委員会規則で定める手続により申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定以下「難民の認定」という。を行うことができる。

2 難民の認定に関する処分は、前項の申請があつた日から六月以内になければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、難民認定委員会は、当該外国人に対し、遅滞なく、同項の期間内に当該処分をすることができない理由及び当該処分を要すると見込まれる期間を書面により通知しなければならない。

4 難民認定委員会は、難民の認定をしたときは、難民認定委員会規則で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する。

(難民認定基準)

第四条 難民認定委員会は、難民の認定をするかどうかを判断するために必要とされる基準(以下「難民認定基準」という。)を定めるものとする。

2 難民認定基準は、難民の認定に関する国際的動向を踏まえたものでなければならない。

3 難民認定委員会は、難民認定基準を公にしておかなければならない。

(情報の提供)

第五条 難民認定委員会は、第三条第一項の申請をしようとする外国人又は同項の申請をしている外国人(以下「難民認定申請者」という。)の求めに応じ、同項の申請に必要な情報の提供を行うものとする。

(難民の認定の取消)

第六条 難民認定委員会は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、難民認定委員会規則で定める手続により、その難民の認定を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けたこと。

二 難民条約第一条C(1)から(6)までのいずれかに掲げる場合に該当することとなつたこと。

三 難民の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行つたこと。

2 難民認定委員会は、前項の規定により難民の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

3 前項の規定により難民の認定の取消しの通知を受けたときは、難民認定証明書の交付を受けている外国人は、速やかに、難民認定委員会に難民認定証明書を返納しなければならない。

(事実の調査)

第七条 難民認定委員会は、第三条第一項の規定により提出された資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合その他難民の認定又はその取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民認定調査官に事実の調査

をさせることができる。

2 難民認定調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に對し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 難民認定申請者は、前項の規定により出頭を求められたときは、補佐人とともに出頭することができ。

4 難民認定委員会又は難民認定調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書の返納)
第八条 本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが、第四十六条の規定による改正後の出入国管理法第四十七条第四項、第四十八条第八項若しくは第四十九条第五項の規定により、又は同法第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに、難民認定委員会にその所持する難民認定証明書を返納しなければならない。

第三章 難民認定委員会

(設置)
第九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、難民認定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)
第十条 委員会は、適正かつ迅速に難民の認定を行うことを任務とする。

(所掌事務)
第十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 難民の認定又はその取消しに関する処分に関すること。

二 難民認定基準の策定及び公表に関すること。

四 難民の認定に係る相談に応ずること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき委員会に属せられた事務

(職権の行使)

第十二条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第十三条 委員会は、委員十人をもって組織する。

(委員の任命)

第十四条 委員は、人格が高潔であつて、国際情勢及び難民問題に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣府の同意を得て、内閣府の大臣が任命する。

2 内閣府の大臣は、前項の規定による委員の任命に当たっては、委員のうちに難民の保護に関する活動を行う民間の団体の関係者が含まれるように努めなければならない。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために内閣府の同意を得ることができないときは、内閣府の大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で内閣府の事後の承認を得なければならない。この場合において、内閣府の事後の承認が得られないときは、内閣府の大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第十五条 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第十六条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十七条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(委員の服務等)

第十八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第十九条 委員長のうちから互選した者について、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決

し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第十六条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第二十一条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、難民認定委員会規則を制定することができる。

(資料の提出等の要求)

第二十二条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(国会に対する報告)

第二十三条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、難民の認定に関する状況を報告しなければならない。

(事務局の組織)

第二十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 難民の認定に関する事実の調査に関する事務を行わせるため、事務局に、難民認定調査官を置く。

5 難民の認定に係る相談に関する事務を行わせるため、事務局に、難民認定相談員を置く。

(地方事務所)

第二十五条 委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

(委員会の運営)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第四章 生活支援

(基本理念)

第二十七条 生活支援に関する施策は、本邦に定住する意思を有する在留難民等が地域社会において安定した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域社会の理解と協力を得つつ、総合的かつ計画的に推進されなければならない。

(国の責務)

第二十八条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のつとめ、生活支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第二十九条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、生活支援に関し、その地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

(国民の協力等)

第三十条 国民は、在留難民等の人権に関する理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、在留難民等の人権に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(生活支援推進計画)

第三十一条 政府は、生活支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「生活支援推進計画」という。)を定めなければならない。

2 生活支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生活支援に関する基本的な方針

二 次に掲げる施策の推進に関する事項

イ 日常生活及び社会生活に関する相談への対応、日本語の習得の援助その他在留難民

等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な施策

ロ 健康診断の実施、医療の提供その他在留難民等の保健及び医療の確保を図るために必要な施策

ハ 公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)等の供給の促進その他在留難民等の居住の安定を図るために必要な施策

ニ 職業訓練の実施、就職のあっせんその他在留難民等の雇用の機会の確保を図るために必要な施策

ホ 就学の円滑化、教育の充実その他在留難民等が必要な教育を受けることができるようにするために必要な施策

三 在留難民等生活支援事業(在留難民等に対し、一定期間宿泊場所を提供した上、日常生活に必要な便宜を供与するとともに、前号イからホまでに掲げる施策を総合的に実施する事業をいう。)の実施に関する事項

四 生活支援を行う民間の団体との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、生活支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、在留難民等生活支援審議会の意見を聴いて、生活支援推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生活支援推進計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、生活支援推進計画の変更にについて準用する。

(財政上の措置等)

第三十二条 国は、生活支援に関する施策を推進するため、生活支援に関する施策を実施する地

方公共団体及び生活支援を行う民間の団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体の能力の活用等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、生活支援に関する施策を実施するに当たっては、生活支援について民間の団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第三十四条 国及び地方公共団体は、生活支援に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第五章 在留難民等生活支援審議会

(設置)

第三十五条 内閣府に、在留難民等生活支援審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、前章の規定の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ。

(組織)

第三十七条 審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による委員の任命に当たっては、委員のうちに生活支援を行う民間の団体の関係者が含まれるように努めなければならない。

4 委員は、非常勤とする。
(資料の提出等の要求)

第三十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(難民の認定に職務上関係のある者による配慮等)

第四十条 難民の認定に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たっては、難民認定申請者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、難民認定申請者の人権に十分な配慮をしなければならない。

2 国は、難民の認定に職務上関係のある者に対し、難民認定申請者の人権に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(生活支援に職務上関係のある者による配慮等)

第四十一条 生活支援に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たっては、在留難民等の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、在留難民等の人権に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、生活支援に職務上関係のある者に対し、在留難民等の人権に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(難民認定申請者に係る援助)

第四十二条 国は、難民の認定に関する処分があるまでの間の難民認定申請者の生活を援助するため、一時的な宿泊場所の提供、日常生活に必要な便宜の供与その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

活の援助等を行う民間の団体に對し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

第七章 罰則

第四十三条 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

第四十四条 第六条第三項又は第八条の規定に違反して難民認定証明書を返納しなかった者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第八章 出入国管理及び難民認定法の一部改正

第四十六条 出入国管理及び難民認定法(昭和十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

出入国管理法

目次中「第九条を」「第九条の二に」「第十八条の二を」「第十八条に」「第二十二條の三を」「第二十二條の六に」「第二十六條を」「第二十六條の二に」「第五十三條を」「第五十三條の二に」「第七章の二 難民の認定等(第六十一条の二第六十一条の二の八)」を「第八章 補則第六十一条の二第六十九條の三」に改める。

第一条中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、「とともに、難民の認定手続を整備する」を削る。

第二条中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、同条第三号の二を削り、同条第十号中「第六十一条の三を」「第六十一条の二」に改め、同条第十二号の二を削り、同条第十三号中「第六十一条の三の二を」「第六十一

条の三」に改める。

第二条の二第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第五条第一項第三号中「ある者」を「ある者」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次条第三項の申請をした者については、この限りでない。

第五条第一項第五号の二中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第六条第一項中「同じ。」の下に「第三項に規定する外国人を除く。」を加え、「第六十一条の二の六を」「第二十六條の二」に改め、同条に次の一項を加える。

3 本邦に上陸しようとする外国人で難民等の保護に関する法律(平成十六年法律第号。以下「難民保護法」という。)第三条第一項の規定による難民(難民保護法第二条第一項に規定する難民をいう。以下同じ。)である旨の認定(以下「難民の認定」という。)を受けようとするものは、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に對し、難民の認定を受けるための上陸の申請をして、当該上陸のための審査を受けなければならない。

第七条第一項中「第六十一条の二の六第一項」を「第二十六條の二第一項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入国審査官は、前条第三項の申請があつたときは、当該外国人が前項第四号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

第八条の見出し中「乗込」を「乗込み」に改め、同条中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第九条第一項中「外国人の下に」を「第六条第三項の申請をした外国人を除く。以下この条に

において同じ。」を加え、同条第三項中「第六十一
条の二の六第一項を」第二十六條の二第一項に
改め、同条第四項中「次条を」第十條に改
め、同条第五項中「次条第七項を」第十條第七
項に改める。

第三章第一節中第九條の次に次の一條を加え
る。

(難民申請者上陸特別許可)

第九條の二 入国審査官は、審査の結果、第六
條第三項の申請をした外国人が第七條第二項
に規定する上陸のための条件に適合している
と認定した場合において、当該外国人による
難民保護法第三條第一項の難民認定委員会に
対する申請があつたときは、当該外国人に対
し、難民の認定を受けるための上陸の許可
(以下「難民申請者上陸特別許可」という。)を
与えなければならない。

2 前項の場合において、第五條第一項第一号
又は第二号の規定に該当するかどうかの認定
は、厚生労働大臣又は法務大臣の指定する医
師の診断を経た後にしなければならない。

3 入国審査官は、難民申請者上陸特別許可を
与える場合には、当該外国人に難民申請者上
陸特別許可書を交付しなければならない。こ
の場合において、その難民申請者上陸特別許
可は、当該交付のあつた時に、その効力を生
ずる。

4 入国審査官は、難民申請者上陸特別許可を
与える場合には、法務省令で定めるところに
より、当該外国人に対し、上陸期間、住居及
び行動範囲の制限その他必要と認める条件を
付することができる。

5 入国審査官は、第七條第二項に規定する上
陸のための条件に適合していないことを理由
として難民申請者上陸特別許可を与えない場
合には、次条の規定による口頭審理を行うた
め、当該外国人を特別審理官に引き渡さなけ
ればならない。

6 第六條第三項の申請をした外国人は、第三

項(次条第九項又は第十一條第六項において
準用する場合を含む。)の規定による難民申請
者上陸特別許可書の交付を受けなければ上陸
してはならない。

第十條第一項中「前條第四項を」第九條第四
項又は前條第五項に、「引渡」を「引渡し」に、
「すみやかに」を「速やかに」に改め、同條第七
項中「外国人の下に」(第六條第三項の申請をした
外国人を除く。)を加え、同條第十項を同條第
十一項とし、同條第九項中「第七條第一項」の下
に「又は第二項を加え、同項を同條第十項と
し、同條第八項中「前條第三項を」第九條第三
項に、「前項を」第七項に改め、「場合に」
の下に「前條第三項及び第四項の規定は前項
の難民申請者上陸特別許可を与える場合に」を
加え、同項を同條第九項とし、同條第七項の次
に次の一項を加える。

8 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国
人(第六條第三項の申請をした外国人に限
る。)が第七條第二項に規定する上陸のための
条件に適合していると認定した場合におい
て、当該外国人による難民保護法第三條第一
項の難民認定委員会に対する申請があつたと
きは、直ちにその者に難民申請者上陸特別許
可を与えなければならない。

第十一條第一項中「前條第九項を」前條第十
項に改め、同條第四項中「主任審査官は」の下
に「当該外国人(第六條第三項の申請をした外
国人を除く。)」についてを加え、同條第六項を
同條第七項とし、同條第五項中「前項を」第
四項に改め、「場合に」の下に「第九條の二第
三項及び第四項の規定は前項の難民申請者上陸
特別許可を与える場合に」を加え、同項を同條
第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加え
る。

5 主任審査官は、当該外国人(第六條第三項
の申請をした外国人に限る。)について、法務
大臣から異議の申出が理由があると裁決した
旨の通知を受けた場合において、当該外国人

による難民保護法第三條第一項の難民認定委
員会に対する申請があつたときは、直ちに当
該外国人に難民申請者上陸特別許可を与えな
ければならない。

第十二條第二項中「前條第四項」の下に「又は
第五項」を加える。

第十三條第四項中「受けたとき」の下に「若
しくは第十條第八項若しくは第十一條第五項の
規定により難民申請者上陸特別許可を受けたと
き」を加え、「第十條第十項若しくは第十一條第
六項を」第十條第十一項若しくは第十一條第七
項に改める。

第十三條の二第一項中「第十條第十項又は第
十一條第六項を」第十條第十一項又は第十一條
第七項に改める。

第十八條の二及び第二十二條の三を削る。

第二十二條の二の前の見出しを削り、同條第
四項中「前條の二」を「第二十二條の二」に、「前條第
一項を」同條第一項に改め、第四章第一節中
同條を第二十二條の四とし、同條の次に次の二
條を加える。

第二十二條の五 難民在留特別許可を受けてい
る外国人(別表第一又は別表第二の上欄の在
留資格のいずれも有しない外国人に限る。)で
別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のい
ずれかをもちて在留しようとするものは、法
務省令で定める手続により、法務大臣に対
し、在留資格の取得を申請しなければならない。

2 法務大臣は、前項の申請(永住者の在留資
格の取得の申請を除く。)があつた場合には、
特段の事情がない限り、これを許可しなけれ
ばならない。

3 第二十條第四項の規定は、前項の規定によ
り在留資格の取得を許可する場合に準用す
る。

4 第二十二條の規定は、第一項に規定する在
留資格の取得の申請中永住者の在留資格の取
得の申請の手続に準用する。この場合におい

て、同條第一項中「在留資格を変更」とあるの
は「在留資格を取得」と、「在留資格への変更」
とあるのは「在留資格の取得」と読み替えるも
のとする。

(難民の認定を受けている外国人に関する永
住許可の特則)

第二十二條の六 難民の認定を受けている外国
人で別表第一又は別表第二の上欄の在留資格
を有しているもの(永住者の在留資格を有す
る外国人を除く。)から第二十二條第一項の永
住許可の申請があつた場合には、法務大臣
は、同條第二項本文の規定にかかわらず、そ
の者が同項第二号に適合しないときであつて
も、これを許可することができる。

第二十二條の四の前に見出しとして「(在留資
格の取得)を付する。

第二十二條の次に次の二條を加える。

(難民申請者在留特別許可)

第二十二條の二 本邦に在留する外国人で難民
の認定を受けようとするものは、法務省令で
定める手続により、法務大臣に対し、難民の
認定を受けるための在留の申請をすることが
できる。

2 法務大臣は、前項の申請があつた場合にお
いて、当該外国人による難民保護法第三條第
一項の難民認定委員会に対する申請があつた
ときは、当該外国人に対し、難民の認定を受
けるための在留の許可(以下「難民申請者在留
特別許可」という。)を与えなければならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する
外国人については、特段の事情がない限り、
難民申請者在留特別許可を与えてはならな
い。

一 収容令書又は退去強制令書の発付を受け
て収容されている外国人(第五十二條第七
項の規定により放免されている外国人及び
第五十四條第二項の規定により放免され
ている外国人を含む。)

二 第二十四條各号のいずれかに該当する外

國人で、刑事訴訟に関する法令、刑の執行に關する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われているもの

三 難民保護法第三条第四項の通知を受けた外国人で、当該通知を受けた後出国することなく同条第一項の申請を難民認定委員会にしたもの

3 法務大臣は、難民申請者在留特別許可を与える場合には、入国審査官に、難民申請者在留特別許可書を交付させるものとする。この場合において、その難民申請者在留特別許可は、当該交付のあつた時に、その効力を生ずる。

4 第九条の二第四項の規定は、法務大臣が難民申請者在留特別許可を与える場合に準用する。この場合において、同項中「上陸期間」とあるのは、「在留期間」と読み替えるものとする。

(難民在留特別許可)

第二十二条の三 本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その地位に基づく在留の申請をすることができる。

2 法務大臣は、前項の申請があつたときは、当該外国人に対し、同項の地位に基づく在留の許可（以下「難民在留特別許可」という。）を与えなければならない。

3 法務大臣は、難民在留特別許可を与える場合には、法務省令で定める手続により、当該外国人に難民在留特別許可書を交付しなければならぬ。この場合において、その難民在留特別許可は、当該交付のあつた時に、その効力を生ずる。

4 法務大臣は、難民在留特別許可を与える場合には、在留期間その他法務省令で定める事項について必要な条件を付することができる。

5 法務大臣は、難民在留特別許可を受けてい

る外国人が難民保護法第六條第一項の規定により難民の認定を取り消されたときは、当該難民在留特別許可を取り消さなければならぬ。

6 法務大臣は、前項の規定により難民在留特別許可を取り消す場合には、当該外国人に対し書面をもつてその旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民在留特別許可書及び第二十六条の二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書が効力を失つた旨を官報に告示する。

7 難民在留特別許可書又は第二十六条の二第二項の規定による難民旅行証明書の交付を受付けている外国人は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、当該難民在留特別許可書又は難民旅行証明書を法務大臣に返納しなければならない。

第二十三條第一項中「又は」の下に「難民申請者上陸特別許可書」を加へ、「若しくは一時庇護許可書」を、「難民申請者在留特別許可書若しくは難民在留特別許可書」に改める。

第二十四条第一号中者」の下に「難民申請者
上陸特別許可を受けている者及び難民申請者が在
留特別許可を受けている者並びに難民在留者
(難民の認定を受けている者であつて、難民在

五の三 難民申請者上陸特別許可又は難民申

請者在留特別許可を受けた者で、難民申請者上陸特別許可書又は難民申請者在留特別許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの（難民在留者を除く。）

第二十四条第六号中、「遭難による上陸の許可」又は「一時庇護のための上陸の許可」を「又は遭難による上陸の許可」に改め、同条第七号中、「第二十二條の第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「第二十二條の第二四項」を「第二十二條の四第四項」に改め、同条に次の二号を加える。

八 第二十二條の五第一項に規定する者で、

同条第二項の規定及び同条第三項において準用する第二十条第四項の規定又は第二十二條の五第四項において準用する第二十二條第二項及び第三項の規定による許可を受けないで、第二十二條の三第四項の規定により法務大臣が定める期間を経過して本邦

九 別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者で、難民保護法第六條第一項(第一号又は第三号に係るものに限

る。の規定により難民の認定を取り消され
たもの

第四章第三節中第二十六条の次に次の一条を
加える。

(難民旅行証明書)

第二十六条の二 法務大臣は、本邦に在留する難民在留者が出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基つき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、法務大臣においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれ

2 前項の難民旅行証明書の有効期間は、一年とする。

3 第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該証明書の有効期間内は本邦に在る者として、及び出国することができる。この場合において、入国については、前条の規定による。

4 前項の場合において、去

があるとき、三月以上一年未満の期間内、当該難民旅行証明書により入国することのできる期限を定めることができる。

5 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。

記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

付を受けている者、難民在留特別許可を受けている者を除く。が難民保護法第六条第一項の規定により難民の認定を取消されたときは、その者に係る難民旅行証明書が効力を生じた旨を、その者に対し書面をもつて通知するとともに、官報に告示する。

8 前項の規定による通知を受けた者は、当該難民旅行証明書を法務大臣に返納しなければならない。

9 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省令で定めるところにより、その者に対して、期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができる。

10 前項の規定により返納を命ぜられた難民控

行証明書は、その返納があつたときは、当該納納の時に、同項の期限までに返納がなかつたときは当該期限を経過した時に、その効力失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかつたときは、法務大臣は、当該離民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報で告示する。

第五十二條第三項中「この条の下に」及び第六十一條の七の二を加え、「写」を「写し」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「第五十三條を「次条」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「送還する」を「送還し、又は引き渡す」に、「呼出」を「呼出し」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「退去強制」を「退去強制」に改め、「できない」ときの下に「又は第四項の規定により本邦外への送還若しくは運送業者への引渡しを停止する」ときを加え、「送還可能の」を「送還又は引渡しが可能なる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 退去強制令書の発付を受けた者が、第二十二條の二第一項の申請をした外国人同条第二項第三号に該当する者を除く。）であるときは、その者について難民保護法第三條第二項の難民の認定に関する処分がされるまでの間は、前項の規定にかかわらず、同項本文の規定による送還及び同項ただし書の規定による引渡しを停止する。

第五十三條第三項中「難民条約」を「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）」に改める。

第五章第四節中第五十三條の次に次の二条を加える。

（退去強制令書の発付に伴う難民在留特別許可書等の返納）

第五十三條の二 本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが、第四十七條第四項、第四十八條第八項若しくは第四十九條第五項の規定により、又は第六十三條第一項の規定に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに、法務大臣にその所持する難民在留特別許可書及び難民旅行証明書を返納しなければならない。

（難民の認定を受けている者に関する法務大臣の裁決の特例）

第五十三條の三 法務大臣は、第四十九條第一項の規定による異議の申出をした者が難民の認定を受けている者であるときは、第五十條第一項に規定する場合のほか、第四十九條第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、その者の在留を特別に許可することができる。この場合において、第五十條第二項及び第三項の規定を準用する。

第五十九條の二第一項中「第二十二條の二第三項第二号の三において準用する場合を含む。」を「第二十二條の四第三項に、「第二十二條の二第四項（第二十二條の三において準用する場合を含む。）」を「第二十二條の四第四項及び第二十二條の五第四項に、「含む」若しくは「を」を含む。、第二十二條の五第二項若しくは「に」改める。

第七章の二を削る。

第六十一條の三第三項第四号中「及び第六十一條の二の三第一項」を削り、第八章中同条を第六十一條の二とする。

第六十一條の三の二を第六十一條の三とする。

第六十一條の七の次に次の一条を加える。

（難民認定委員会との連携）

第六十一條の七の二 法務大臣、入国審査官及び入国警備官は、難民の認定を受けようとする者又は難民の認定を受けようとした者の出入国の管理に関して、難民認定委員会に照会し、難民保護法第三條第一項の申請の有無、同条第二項の難民の認定に関する処分の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。第六十一條の八第一項中「及び難民の認定」を削る。

第六十八條第一項中「第六十一條の二の六第一項」を「第二十六條の二第一項」に改める。

第六十九條の二中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に、「第二十二條の二第四項（第二十二條の三において準用される場合を含む。）」を「第二十二條の四第四項及び第二十二條の五第四項に、「第六十一條の二の二第一項及び第六十一條の二の五」を「及び第二十二條の六」に改める。

第六十九條の三中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第七十條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 難民申請者上陸特別許可又は難民申請者在留特別許可を受けた者で、難民申請者上陸特別許可書又は難民申請者在留特別許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの（難民在留者を除く。）

第七十條第一項第七号中「、避難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可」を「又は避難による上陸の許可」に改め、同項第八号中「第二十二條の二第一項」を「第二十二條の四第一項に、「第二十二條の二第四項」を「第二十二條の四第四項」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 第二十二條の五第一項に規定する者で、同条第二項の規定及び同条第三項において準用する第二十二條第四項の規定又は第二十二條の五第四項において準用する第二十二條第二項及び第三項の規定による許可を受けないで、第二十二條の三第四項の規定により法務大臣が定める期間を経過して本邦に残留するもの

第七十條の二第二号を削り、同条第三号中「前号の」を「その者の生命、身体又は身体自由が難民条約第一條A(2)に規定する理由によつて害される」に改め、同号を同条第二号とする。

第七十二條第二号中「第五十二條第六項を「第五十二條第七項」に改め、同条第三号中「一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、第十

八条の二第三項」を「難民申請者上陸特別許可又は難民申請者在留特別許可を受けた者で、第九條の二第四項（第十條第九項、第十一條第六項又は第二十二條の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第二十六條の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者

第七十二條第四号中「第六十一條の二の六第七項」を「第六十六條の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一條の二の二第三項又は第六十一條の二の七」を「第二十二條の三第七項又は第五十三條の二」に、「難民認定証明書を」難民在留特別許可書」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（委員会の委員の任命のために必要な行為）

第二条 第十四條第一項の規定による委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（委員会の委員の任命手続の特例）

第三条 第十四條第三項及び第四項の規定は、この法律の施行の日以後最初に行われる委員会の委員の任命について準用する。

（経過措置）

第四条 第四十六條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）の規定により法務大臣がした難民の認定又はその取消しに関する処分その他の行為は、この法律の相当規定により委員会がした難民の認定又はその取消しに関する処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第六十一條の二第一項の規定により法務大臣に対してされている申請は、第三條第一項の規定により委員会に對してされている申請とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第六十一條の二

号の一部を次のように改正する。

第十二条中「国家公安委員会規則」の下に「難民認定委員会規則」を、「国家公安委員会」の下に「難民認定委員会」を加える。

別表出入国管理及び難民認定法昭和二十六年政令第三百十九号の項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に、「第四十九條第一項及び第六十一條の二の四」を「及び第四十九條第一項」に改め、「第七條の二第一項」の下に、「第九條の二第三項」を加え、「第十八條の二第二項」を削り、「第二十二條の二第三項（第二十二條の三において準用する場合を含む。）」を「第二十二條の四第三項及び第二十二條の五第四項」に、「第二十六條第二項」を「第二十二條の二第三項、第二十二條の三第三項及び第六項、第二十六條第二項、第二十六條の二第一項及び第七項」に、「第五十五條第二項、第六十一條の二第三項並びに第六十一條の二の六第一項」を「並びに第五十五條第二項に改め、同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の項の次に次のように加える。

難民等の保護に関する法律

（平成十六年法律第

第三條第三項及び第四項並びに第六條第二項

第四條

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十八條 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の前の見出し及び同條第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、同條第五項第五号中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の四第二項」に改める。

第四十四條中「国家公安委員会規則」の下に「難民認定委員会規則」を、「国家公安委員会」の下に「難民認定委員会」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十九條 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「治安の確保」の下に「難民の認定に関する事務の適切な遂行」を加える。

在留難民等生活支援審議会

難民等の保護に関する法律

第六十四條の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

難民認定委員会

難民等の保護に関する法律

む。」を「第二十二條の四第三項及び第二十二條の五第三項」に、「第二十二條の二第四項第二十二條の三において準用する場合を含む。」を「第二十二條の四第四項及び第二十二條の五第四項」に、「第二十六條第二項」を「第二十二條の二第三項、第二十二條の三第三項及び第六項、第二十六條第二項、第二十六條の二第一項及び第七項」に、「第五十五條第二項、第六十一條の二第三項並びに第六十一條の二の六第一項」を「並びに第五十五條第二項に改め、同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の項の次に次のように加える。

第四條第三項第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二の二 生活支援推進計画（難民等の保護に関する法律（平成十六年法律第

号）第三十一條第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四條第三項第五十八号の次に次の一号を加える。

五十八の二 難民等の保護に関する法律第十

一條に規定する事務

第十六條第二項中「大臣庁等」の下に「難民認定委員会」を加える。

第三十七條第三項の表国会等移転審議会の項の次に次のように加える。

（法務省設置法の一部改正）

第二十條 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号を次のように改める。

第三十四 削除

第二十一條第一項中「から第三十四号まで」を「及び第三十三号」に改める。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約十四億円の見込みである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

第一條 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「在留期間の更新」を「取消し等」に、「第二十二條の三」を「第二十二條の四」に、「第二十四條」を「第二十四條の二」に、「第六章 船舶等の長及び運送業者の責任 第五十六條一第五十九條」を「第五章の二 出国命令 第六條一第五十九條」を「第六章 船舶等の長及び運送業者の責任（第五十六條一第五十九條）」に改める。

第五條第一項第九号を次のように改める。

九 次のイからニまでに定める期間を経過していないもの

イ 第六号又は前号の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年

口 第二十四條各号（第四号からヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五條の三第一

項の規定による出国命令により出国したことの無いもの 退去した日から五年

ハ 第二十四條各号（第四号からヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者（ロに掲げる者を除く。） 退去した日から十年

ニ 第五十五條の三第一項の規定による出国命令により出国した者 出国した日から一年

第四章第一節中第二十二條の三の次に次の一條を加える。

（在留資格の取消し）

第二十二條の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一條の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により、当該外国人が第五條第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けたこと。

二 偽りその他の不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節（第十九條第二項を除く。）の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この号、次号及び第四号において同じ。）の申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当するものとして、当該上陸許可の

証印等を受けたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けたこと。

四 前三号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた第七條の第二項の規定による証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。

五 前各号に掲げるもののほか、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

2 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならない。

3 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるときは、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を当該外国人に通知しなければならない。

4 当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出席して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

5 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。

6 法務大臣は、第一項（第三号から第五号までに係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消す場合には、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間

を指定するものとする。

7 法務大臣は、前項の規定により期間を指定する場合には、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

第二十四条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第二十二條の四第一項（第二号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者

二の三 第二十二條の四第六項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

第二十四条に次の二号を加える。

八 第五十五條の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの

九 第五十五條の六の規定により出国命令を取り消された者

第四章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。

（出国命令）

第二十四条の二 前条第二号の三、第四号口又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの（以下「出国命令対象者」という。）については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一 速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら入国管理官署に出席したこと。

二 前条第三号、第四号ホからヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰

に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に關する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六條の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと。

四 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五條の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

五 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること。

第四十五條第一項中「引渡」を「引渡し」に、「第二十四条各号の一」を「退去強制対象者（第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。）に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四十七條第四項中「第二項」を「第三項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十四条各号の一」を「退去強制対象者」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「附した」を「付した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、入国審査官は、当該容疑者が第五十五條の三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

第四十八條第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第六項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「判定したとき」の下に「（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。）」を加え、同条第八項中「すみやかに」を「速やかに」に改

め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 特別審査官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき（容疑者が出国命令対象者に該当することと理由とする場合に限る。）は、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、特別審査官は、当該容疑者が第五十五條の三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

第四十九條第一項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第四項中「異議の申出」の下に「（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。）」を加え、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が出国命令対象者に該当することと理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において、当該容疑者に対し第五十五條の三第一項の規定により出国命令をしたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

第五十一條中「第四十七條第四項」を「第四十七條第五項」に、「第四十八條第八項」を「第四十八條第九項」に、「第四十九條第五項」を「第四十九條第六項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 出国命令

（出国命令に係る審査）

第五十五條の二 入国警備官は、容疑者が出国命令対象者に該当すると認めるに足りる相当の理由があるときは、第三十九條の規定にかかわらず、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引き継がなければならない。

2 入国審査官は、前項の規定により違反事件の引継ぎを受けたときは、当該容疑者が出国命令対象者に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、当該容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。

4 入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、その旨を入国警備官に通知するとともに、当該違反事件を入国警備官に差し戻すものとする。

(出国命令)

第五十五条の三 主任審査官は、第四十七条第二項、第四十八条第七項、第四十九条第五項又は前条第三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る容疑者に対し、本邦からの出国を命じなければならない。この場合において、主任審査官は、十五日を超えない範囲内で出国期限を定めるものとする。

2 主任審査官は、前項の規定により出国命令をする場合には、当該容疑者に対し、次条の規定による出国命令書を交付しなければならない。

3 主任審査官は、第一項の規定により出国命令をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

(出国命令書的方式)

第五十五条の四 前条第二項の規定により交付される出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

(出国期限の延長)

第五十五条の五 主任審査官は、法務省令で定めるところにより、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者から、当該出国命令に係る出国期限内に出国することができない旨の申出があつた場合には、船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由があると認めるときに限り、当該出国期限を延長することができる。

(出国命令の取消し)

第五十五条の六 主任審査官は、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者が同条第三項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該出国命令を取り消すことができる。

第五十九条の二 第一項中「若しくは第五十条第一項の規定による許可を」と、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五の規定による許可若しくは第六十二条の四第一項の規定による在留資格の取消しに改める。

第六十一条の二の七中「第四十七条第四項を」と「第四十七条第五項に」、「第四十八条第八項を」と「第四十八条第九項に」、「第四十九条第五項を」と「第四十九条第六項に」改める。

第六十一条の三 第二項第一号中「口頭審理の下に」並びに出国命令についての審査を加え、同項第四号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 第五十五条の三第一項の規定による出国命令をすること。

第六十一条の三 第三項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十二条の四第二項の規定による意見の聴取を行うこと。

第六十三条第一項中「第二十四条各号の二を」と「退去強制対象者」に、「容疑者の出頭を求め」、「容疑者の出頭を求め」に、「出張して」、「出張して」に、「引渡を受けたときは」、「引渡を受けたときは」に、「理由がある」と

きは、「理由があるときは」に改め、同条第三項中「第四十五条の下に」又は第五十五条の二第二項を加え、「当つて」を「当たつて」に改める。

第六十九条の二 ただし書を次のように改める。

ただし、第六十二条第二項(第六十二条の二第四項(第六十二条の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。に規定する権限及び第六十二条の四第一項に規定する権限(永住者の在留資格に係るものに限る。))並びに第六十一条の二の二第一項及び第六十一条の二の五に規定する権限については、この限りでない。

第七十条第一項中「一」を「いずれかに」に、「三十万円を」を「三百万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第六十二条の四第一項(第一号又は第二号に係るものに限る。))の規定により在留資格を取り消された者で本邦に残留するもの第七十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第六十二条の四第六項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの第七十条第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの八の三 第五十五条の六の規定により出国命令を取り消された者で本邦に残留するもの第七十二条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡したものの第七十三条中「二十万円を」を「三百万円」に改め

る。

第七十三条の二 第一項中「一」を「いずれかに」に、「三百万円を」を「三百万円」に改め、同条第二項中「第二号を」を「第三号の二まで」に、「若しくは第七号の二を」を「第七号の二、第八号の二若しくは第八号の三」に改める。

第七十六条、第七十七条及び第七十八条中「二」を「いずれかに」に改める。

別表第一中「別表第一(第二条の二、第十九条関係)」を「別表第一(第一条の二、第五条、第七条、第七号の二、第十九条、第二十二号の三、第二十二号の四、第二十四号関係)」に改める。別表第二中「別表第二(第二条の二、第十九条関係)」を「別表第二(第二条の二、第七号、第二十二号の三、第二十二号の四関係)」に改める。

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の二の八」を「第六十一条の二の十四」に改める。

第二条第十二号の二 難民の認定に関する事実の調査を「第六十一条の三第二項第二号(第六十一条の二の八第二項において準用する第六十二条の四第二項に係る部分に限る。))及び第六号(第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。))に掲げる事務」に改める。

第六条第一項中「第六十一条の二の六」を「第六十一条の二の十二」に改める。

第七条第一項及び第九条第三項中「第六十一条の二の六第一項を」を「第六十一条の二の十二第一項」に改める。

第二十三条第一項中「若しくは一時庇護許可書」を、「一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書」に改める。

第二十四条第二号の三 中「第二十二号の四第六項の下に」(第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。))を加える。

第二十四条に次の一号を加える。

十 第六十一条の二の二第二項若しくは第二十二項又は第六十一条の二の三の許可を受けて

在留する者で、第六十一条の二の七第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたものの第五十九条の二第二項中「第六十一条の二の五を第六十一条の二の十一に改める。」第六十一条の二第二項を削り、同条第三項中「第二項を「難民」に改め、同項を同条第二項とする。」

第六十一条の二の八を削る。
第六十一条の二の七を第六十一条の二の十三とし、第七章の二中同条の次に次の一条を加える。

（事実の調査）

第六十一条の二の十四 法務大臣は、難民の認定、第六十一条の二の二第二項若しくは第二項、第六十一条の二の三若しくは第六十一条の二の四第一項の規定による許可、第六十一条の二の五の規定による許可の取消し、第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し又は第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

2 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第六十一条の二の六中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により難民旅行証明書の交付を受ける外国人で、外国の難民旅行証明書を所持するものは、その交付を受ける際に当該外国の難民旅行証明書を法務大臣に提出しなればならない。

第六十一条の二の六を第六十一条の二の十二とし、第六十一条の二の五を第六十一条の二の十一とする。

第六十一条の二の四の見出しを「異議申立て」に改め、同条中「それぞれその通知を受けた日から七日以内に」を削り、「手続により、不服の理由を事項」に、「異議を申し出る」を「異議申立てをする」に改め、同条後段を削り、同条第二号中「第六十一条の二の二第二項」を「第六十一条の二の七第一項」に改め、同条に次の五項を加える。

2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、第六十一条の二第二項又は第六十一条の二の七第二項の通知を受けた日から七日以内とする。

3 法務大臣は、第一項の異議申立てに対する決定に当たっては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の異議申立てについて行政不服審査法第四十七条第一項又は第二項の規定による決定をする場合には、当該決定に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならぬ。

5 難民審査参与員は、法務大臣に対し、異議申立人又は参加人に口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができる。この場合において、法務大臣は、速やかにこれらの者に当該機会を与えなければならない。

6 難民審査参与員は、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書又は前項の規定による異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者を審尋することができる。

第六十一条の二の四を第六十一条の二の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（難民審査参与員）

第六十一条の二の十 法務省に、前条第一項の規定による異議申立てについて、難民の認定に関する意見を提出させるため、難民審査参与員若干人を置く。

2 難民審査参与員は、人格が高潔であつて、前条第一項の異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 難民審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 難民審査参与員は、非常勤とする。

第六十一条の二の三を削る。
第六十一条の二の二第二項中「ものが次の各号の一に該当することとなつた」を「ものについて、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明した」に改め、「ときは」の下に、「法務省令で定める手続により」を加え、同項第二号中「場合」を「こと」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号中「場合」の下に「に該当することとなつたこと」を加え、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けたこと。

第六十一条の二の二を第六十一条の二の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（難民の認定を受けた者の在留資格の取消し）
第六十一条の二の八 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六十一条の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

2 第二十二條の四第二項から第七項までの規定は、前項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第二項中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条第六項中第一項第三号から第五号までに係るものに限る。」とあるのは「第六十一条の二の八第一項」と読み替えるものとする。
第六十一条の二の次に次の五条を加える。
（在留資格に係る許可）
第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日）から六月を経過した後前条第一項の申請を行つたものであるとき。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。

二 本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものでないとき。

三 第二十四條第三号又は第四号ホからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

四 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一号ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二

百六十一条に係る部分を除く。の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2 法務大臣は、前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるかを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。

3 法務大臣は、前二項の許可をする場合には、在留資格及び在留期間を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該在留資格及び在留期間を記載した留資格証明書を送付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

4 法務大臣は、第一項又は第二項の許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が仮上陸の許可又は第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとする。

第六十一条の二の三 法務大臣は、難民の認定を受けている外国人（前条第二項の許可により在留資格を取得した者を除く。）から、第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があつたとき、又は第二十二条の第二項第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による定住者の在留資格の取得の申請があつたときは、第二十条第三項（第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該外国人が前条第一項第一号に該当する場合を除き、これを許可するものとする。

（仮滞在の許可）

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 仮上陸の許可を受けているとき。
二 寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。

三 第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。

四 本邦に入つた時に、第五条第一項第四号から第十四号までに掲げる者のいずれかに該当していたとき。

五 第二十四条第三号又は第四号ホからヨまでに掲げる者のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

六 第六十一条の二の二第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することが明らかであるとき。

七 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。
八 退去強制令書の発付を受けているとき。
九 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相

当の理由があるとき。

2 法務大臣は、前項の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可に係る滞在期間（以下「仮滞在期間」という。）を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した仮滞在許可書を送付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

3 法務大臣は、第一項の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭義務その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認める場合は、指紋を押なつさせることができる。

4 法務大臣は、第一項の許可を受けた外国人から仮滞在期間の更新の申請があつたときは、これを許可するものとする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けた外国人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間前項の規定により更新された仮滞在期間を含む。以下同じ。は、当該事由に該当することとなつた時に、その終期が到来したものとす

一 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の異議申立てがなかつた同条第二項の期間が経過したこと。

二 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の異議申立てがあつた場合において、当該異議申立てが取り下げられ、又はこれを却下若しくは棄却する旨の決定があつたこと。

三 難民の認定がされた場合において、第六十一条の二の二第一項及び第二項の許可をしない処分があつたこと。

四 次条の規定により第一項の許可が取り消されたこと。

五 第六十一条の二第二項の申請が取り下げられたこと。

（仮滞在の許可の取消し）

第六十一条の二の五 法務大臣は、前条第一項の許可を受けた外国人について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

一 前条第一項の許可を受けた当時同項第四号から第八号までのいずれかに該当していたこと。

二 前条第一項の許可を受けた後に同項第五号又は第七号に該当することとなつたこと。

三 前条第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。

四 不正に難民の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造された資料若しくは虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述をし、若しくは関係人に虚偽の陳述をさせたこと。

五 第二十五条の出国の確認を受けるための手続をしたこと。

（退去強制手続との関係）

第六十一条の二の六 第六十一条の二第一項又は第二項の許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に第二十四条各号のいずれかに該当していたことを理由として、第五章に規定する退去強制の手続（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。）を行わない。

2 第六十一条の二第二項の申請をした在留資格未取得外国人が第六十一条の二の四第一項の許可を受けたものについては、第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつても、当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五

章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

3 第六十一条の二第二項の申請をした在留資格未取得外国人で、第六十一条の二の四第一項の許可を受けていないもの又は当該許可に係る仮滞在期間が経過することとなつたもの（同条第五項第一号から第三号まで及び第五号に該当するものを除く。）について、第五章に規定する退去強制の手続を行う場合には、同条第五項第一号から第三号までに掲げるいずれかの事由に該当することとなるまでの間は、第五十二条第三項の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。）を停止するものとする。

4 第五十条第一項の規定は、第二項に規定する者で第六十一条の二の四第五項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたもの又は前項に規定する者に対する第五章に規定する退去強制の手続については、適用しない。

第六十一条の三第二項第一号中「第二十二條の四第二項」の下に「第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第六号中「第六十一条の二の三第一項の規定に基づく」を「第六十一条の二の十四第一項に規定する」に改める。

第六十八條第一項中「第六十一条の二の六第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第六十九條の二ただし書中「第六十一条の二の二第一項及び第六十一条の二の五」を「第六十一条の二の七第一項及び第六十一条の二の十一」に改める。

第七十条第一項第三号の二中「第二十二條の四第六項」の下に「（第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十条第一項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者で、仮滞在期間を経過して本邦に残留するもの

第七十二条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

第七十二条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第六十一条の二の七第三項又は第六十一条の二の十三の規定に違反して難民認定証明書又は難民旅行証明書を返納しなかつた者

五 第六十一条の二の十二第八項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内これを返納しなかつたもの

第七十三条の二第二項中、「第八号の二若しくは第八号の三」を「若しくは第八号の二から第八号の四まで」に改める。

別表第一中「第二十四條」の下に、「第六十一条の二の二、第六十一条の二の八」を加える。

別表第二中「第二十二條の四」の下に、「第六十一条の二の二、第六十一条の二の八」を加える。

第三條 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号を次のように改める。

二 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又はその能力が著しく不十分な者で、本邦におけるその活動又は行動を補助する者として法務省令で定めるものが随伴しないもの

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條並びに附則第六條から第九條まで及び第十二條（第四十七條第二項、第四十九條第五項）を、第四十七條第三項及び第五項、第四十八條第九項、第四十九條第六項に改める部分及び「第五十五條第二項」の下に、「第五十五條の三第二項」を加える部分を除く。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三條の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

（第一條の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第二條 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四條各号（第四号からヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦から退去を強制された者に対する第一條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第五條第一項に規定する上陸の拒否については、なお従前の例による。

第三條 第一條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二條の四第一項第一号に係るものに限る。）の規定は、この法律の施行前に第一條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けた者に対する在留資格の取消しについても、適用する。

第四條 第一條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二條の四第一項第一号に係るものを除く。）の規定は、この法律の施行前に第一條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又は第一條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第四章第一節の規定による許可（以下この条において「上陸許可の証印等」という。）を受け

た者に対する当該上陸許可の証印等に係る在留資格の取消しについても、適用する。

第五條 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行わないで在留しているものに対する第一條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二條の四第一項第五号の規定の適用については、同号中「継続して三月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）施行後継続して三月」とする。

（第二條の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第六條 附則第一條第一号に定める日前に第二條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分であつて第二條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に効力を有するもの又は第二條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議の申出は、第二條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分又は第二條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議申立てとみなす。

第七條 第二條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一條の二の二の規定は、第二條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に第二條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難

民の認定をしない処分又は第二條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議申立てとみなす。

民の認定又は難民の認定をしない処分を受けたとみなされるものに対しても、適用する。この場合において、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の第二項中「前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした」とあるのは「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）の規定による難民の認定を受けている」と、同条第二項中「前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項」とあるのは「在留資格未取得外国人について、旧法の規定による難民の認定をしない処分がされているとき（退去強制令書の発付を受けているときを除く）、又は出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第七条の規定により適用される前項」とする。

（外国人登録法の一部改正）

第八条 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第七条第一項及び第十二条第一項中「第六十一条の二の六」を「第六十一条の二の十二」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第九条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第一百七条の二中「第六十一条の二の六第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改める。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第十条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第四十五条第一項、第四十七條第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項中「第二十四条各号」を「第

四十七條第一項、第四十八條第六項、第四十九條第四項及び第六十二條第一項中「第二十四条各号」とあり、入管法第四十五条第一項中「退去強制対象者（第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。）」とあり、並びに入管法第四十七條第三項、第五十五条の二第四項及び第六十三條第一項中「退去強制対象者」に改める。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第十一条 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「第四十七條第四項」を「第四十七條第五項」に、「第四十八條第八項」を「第四十八條第九項」に、「第四十九條第五項」を「第四十九條第六項」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十二條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「第六十一条の二の四」を「第六十一条の二の九第一項」に、「第四十七條第二項、第四十九條第五項」を「第四十七條第三項及び第五項、第四十八條第九項、第四十九條第六項」に改め、「第五十五条第二項」の下に、「第五十五条の三第二項」を加え、「第六十一条の二第三項並びに第六十一条の二の六第一項」を「第六十一条の二第二項、第六十一条の二の第三項、第六十一条の二の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む）、第六十一条の二の七第二項並びに第六十一条の二の十二第一項」に改める。

平成十六年四月十五日印刷

平成十六年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

E